

岐阜県男女共同参画計画（第5次）
（案）

2024年 月
岐 阜 県

目次

第1章	計画の趣旨	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2
第2章	計画の背景	
1	「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」における数値目標の達成状況	3
2	政策・方針決定過程における参画の状況	5
3	就業状況	10
4	ワーク・ライフ・バランスの状況	15
5	男女間の暴力の状況	23
6	県民生活の状況	26
7	社会状況の変化	31
8	県民意識の動向	35
第3章	計画の基本的な考え方	
1	計画の目標	39
2	計画の基本理念	39
3	計画の体系	40
第4章	重点事項と施策の方向	
1	重点事項	41
2	施策の方向	43
第5章	計画の推進体制と役割分担	
1	推進体制	68
2	役割分担	68
第6章	指標	
1	目標数値	69
2	参考項目	71

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

国において、1999年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年「男女共同参画基本計画」が策定される中、本県では、2003年に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定し、この条例に基づき策定した「岐阜県男女共同参画計画（第1次～第4次）」の下、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を実施してきました。その結果、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は徐々に解消に向かっています。

しかし、本県が実施した県民意識調査の結果を見ると、男女の地位の平等感について、社会全体として「男性優遇」と考える方が多いことや、家事・育児・介護の多くを依然として女性が担っていることが明らかになりました。また、少子・高齢化が進む中、若者、特に女性の県外への流出が顕著となっており、持続可能な地域社会の実現にとっての課題となっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、男女間の所得格差や、女性に対する暴力などの問題を顕在化させ、改めて男女共同参画社会の実現が強く求められているところです。加えて、国全体に目を転ずると、世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数 2023」によると、我が国は世界146カ国中125位で、特に政治分野（138位）と経済分野（123位）において、女性の参画が低調となっています。

岐阜県男女共同参画計画（第4次）の策定以降、国においては、2019年に一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等を盛り込んだ「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正、2020年の「第5次男女共同参画基本計画」の策定、2023年の「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の制定など、男女共同参画社会の実現に向け、新たな段階の取組が進められています。

本県においても、男女共同参画社会の実現に向け、男女ともにワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事だけでなく様々な分野へ参画できる環境を整えることが重要です。そのためには、男女共同参画社会の形成は、男性にとっても、様々な分野に参画でき、豊かな生活を実現するために大切な視点であるとの認識を社会全体に浸透させていくとともに、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）なく自分の意志ですべての分野に参画できる環境づくりと、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組が必要です。

なお、本計画では、従来と同様に「男女」の用語を用いますが、多様な性的指向や性自認があることを尊重した上で、「男女」の概念を捉えていくことが重要です。また、多様な性、高齢者、障がいがあることなどを背景とした社会的困難を抱えている場合、更に複合的な困難を抱えやすいことに配慮が必要です。

本計画は、こうした状況を踏まえて、本県での男女共同参画社会づくりを進めていくための指針として作成しました。

2 計画の性格

- (1) 「男女共同参画社会基本法」及び「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」に位置付ける県計画です。
- (3) 国の「第5次男女共同参画基本計画」や、県の「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」をはじめとする各種計画との整合性を図った計画です。
- (4) 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会をはじめ、県民の意見を反映させた計画です。
- (5) 行政はもとより、家庭、職場、学校、地域などにおけるすべての県民が、それぞれの立場で、自ら考え、行動するための共有の指針となる計画です。
- (6) 「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」の内容を継承しつつ、新たな課題への取組を反映させた計画です。

3 計画の期間

2024年度から2028年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

第2章 計画の背景

1 「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」における数値目標の達成状況

「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」では、

- 1 あらゆる分野における男女共同参画
- 2 働く場における男女共同参画
- 3 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会の実現
- 4 男女共同参画推進の基盤づくり

を政策の柱として施策を展開してきました。

また、計画では男女共同参画の指標となる事項に関し具体的な数値目標を設定し、透明性と客観性のある進捗管理を行ってきました。

【岐阜県男女共同参画計画（第4次）の数値目標と達成状況】

政策の柱1 あらゆる分野における男女共同参画

項 目	第4次計画策定時	目標数値	現 状
県の審議会等における 女性委員参画率	40.2% (2018年4月1日)	40.0% ~60.0% (2023年度)	45.3% (2023年4月1日)
管理的職業従事者に 占める女性の割合	14.4% (2015年)	18.2% (2020年度)	13.0% (2020年)
6歳未満の子どもがいる 夫の家事・育児・介護等 に携わる時間	1日当たり68分 (2016年)	1日当たり130分 (2021年度)	1日当たり106分 (2021年)
男性の育児休業取得率	6.2% (2018年)	23.6% (2023年度)	36.6% (2023年)

政策の柱2 働く場における男女共同参画

項 目	第4次計画策定時	目標数値	現 状
「ワーク・ライフ・ バランス」の認知度	61.8% (2017年)	80% (2022年度)	66.5% (2022年)
岐阜県ワーク・ライフ・ バランス推進エクセレント 企業認定数	93社 (2017年)	250社 (2023年度)	182社 (2022年)
週労働時間60時間以上 の男性雇用者の割合	12.6% (2017年)	5.0% (2022年度)	8.1% (2022年)

政策の柱3 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会の実現

項目	第4次計画策定時	目標数値	現状
配偶者暴力防止基本計画を策定した市町村数	32市町村 (2018年)	42市町村 (2023年度)	41市町村 (2022年)
健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均)	健康寿命(2016年) 男性72.89年 女性75.65年 平均寿命(2015年) 男性81.00年 女性86.82年	平均寿命の増加分を上回る「健康寿命」の増加 (2022年度)	健康寿命(2019年) 男性73.08年(+0.19) 女性76.18年(+0.53) 平均寿命(2020年) 男性81.90年(+0.90) 女性87.51年(+0.69)
乳がん検診受診率 (40～69歳女性)	45.0% (2016年度)	50% (2022年度)	46.9% (2022年)
子宮頸がん検診受診率 (20～69歳女性)	40.4% (2016年度)	50% (2022年度)	41.5% (2022年)

政策の柱4 男女共同参画推進の基盤づくり

項目	第4次計画策定時	目標数値	現状
「男女共同参画社会」の認知度	70.5% (2017年)	100% (2022年度)	72.4% (2022年)
社会全体として男女の地位が「平等である」と感じる人の割合	15.7% (2017年)	50% (2022年度)	14.3% (2022年)

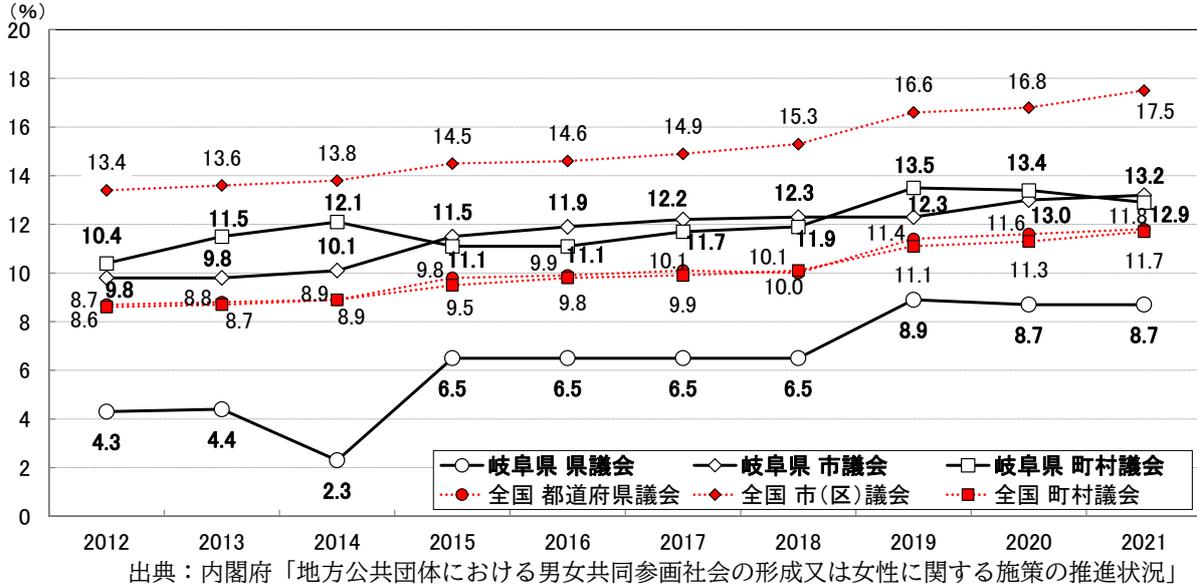
2 政策・方針決定過程における参画の状況

①女性議員の状況

地方議会における女性議員の割合をみると、岐阜県議会議員は2021年12月31日現在で8.7%（全国30位）となっています。なお、2023年4月の県議会議員選挙後の女性議員の割合は13.0%となっています。

岐阜県内市議会における女性議員の割合は2021年12月31日現在で13.2%（全国30位）、同町村議会は12.9%（全国15位）となっています。

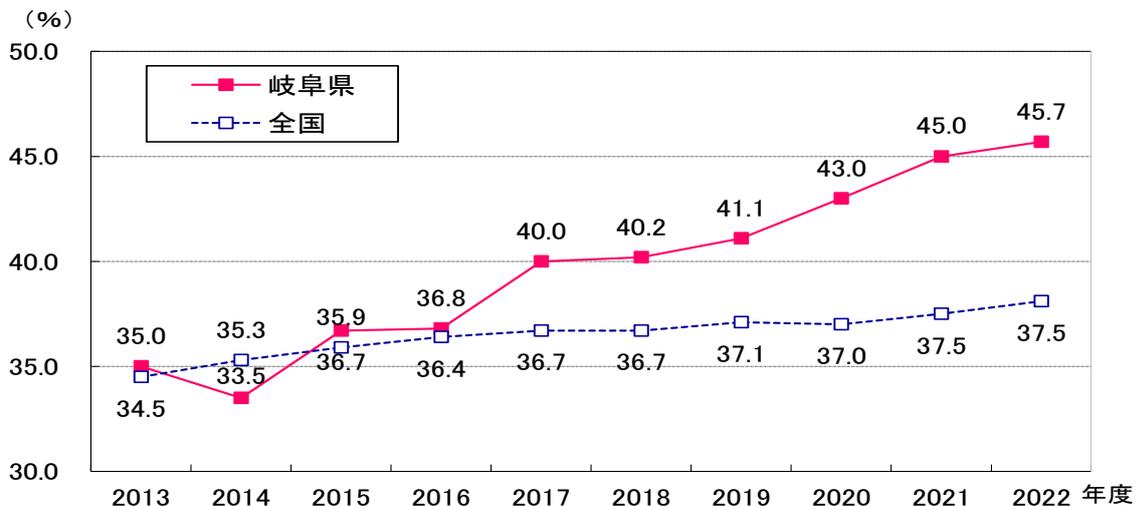
図表2-1 女性議員の割合の推移－岐阜県・全国



②審議会等における女性の参画状況

岐阜県の目標を設定している審議会等における女性委員の割合は、2022年4月1日現在で45.7%（全国5位）となっています。

図表2-2 目標を設定している審議会等における女性委員の割合の推移－岐阜県・全国

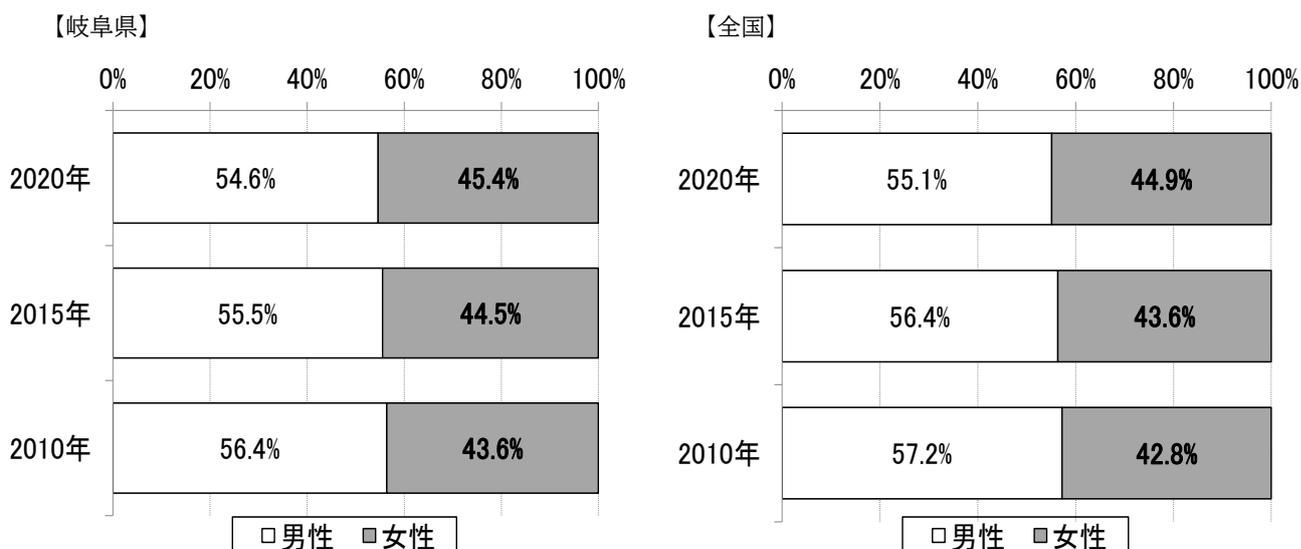


③管理的職業従事者における女性の状況

2020年の岐阜県における15歳以上の就業者に占める女性の割合は45.4%となっているものの、管理的職業従事者については、男性の割合は87.0%、女性の割合は13.0%と、男性が多数を占めています。

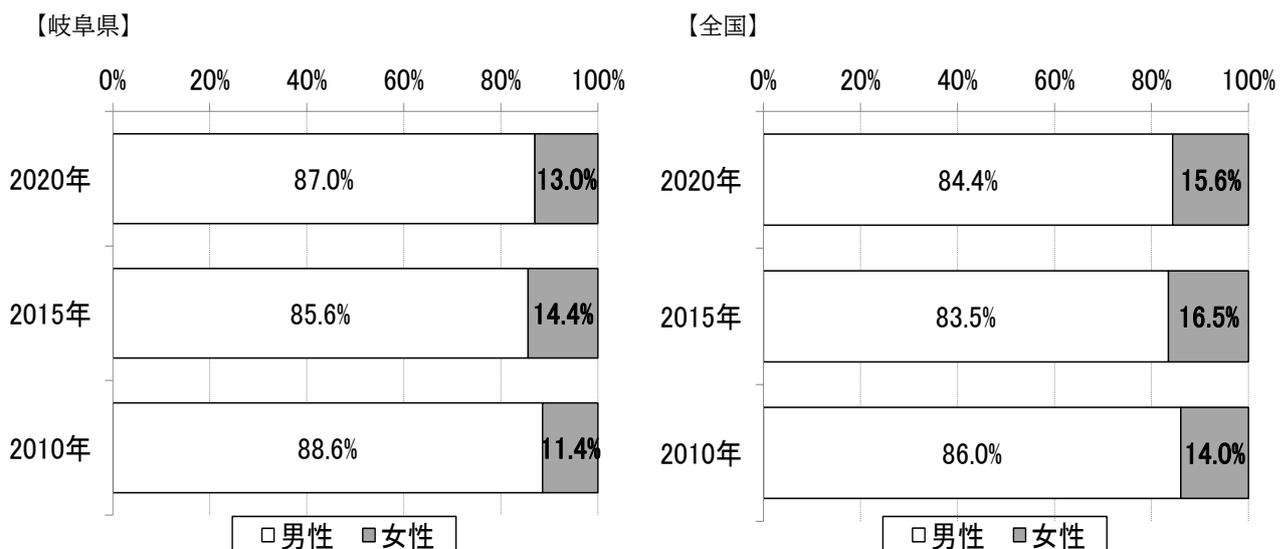
また、過去からの推移をみると、岐阜県・全国ともに、総就業者に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、管理的職業従事者に占める女性の割合は2010年から2015年は増加し、2015年から2020年は減少しています。

図表2-3 15歳以上就業者数の男女別割合の推移－岐阜県・全国



出典：総務省「国勢調査」2015年及び2020年は不詳補完値による。

図表2-4 管理的職業従事者の男女別割合の推移－岐阜県・全国

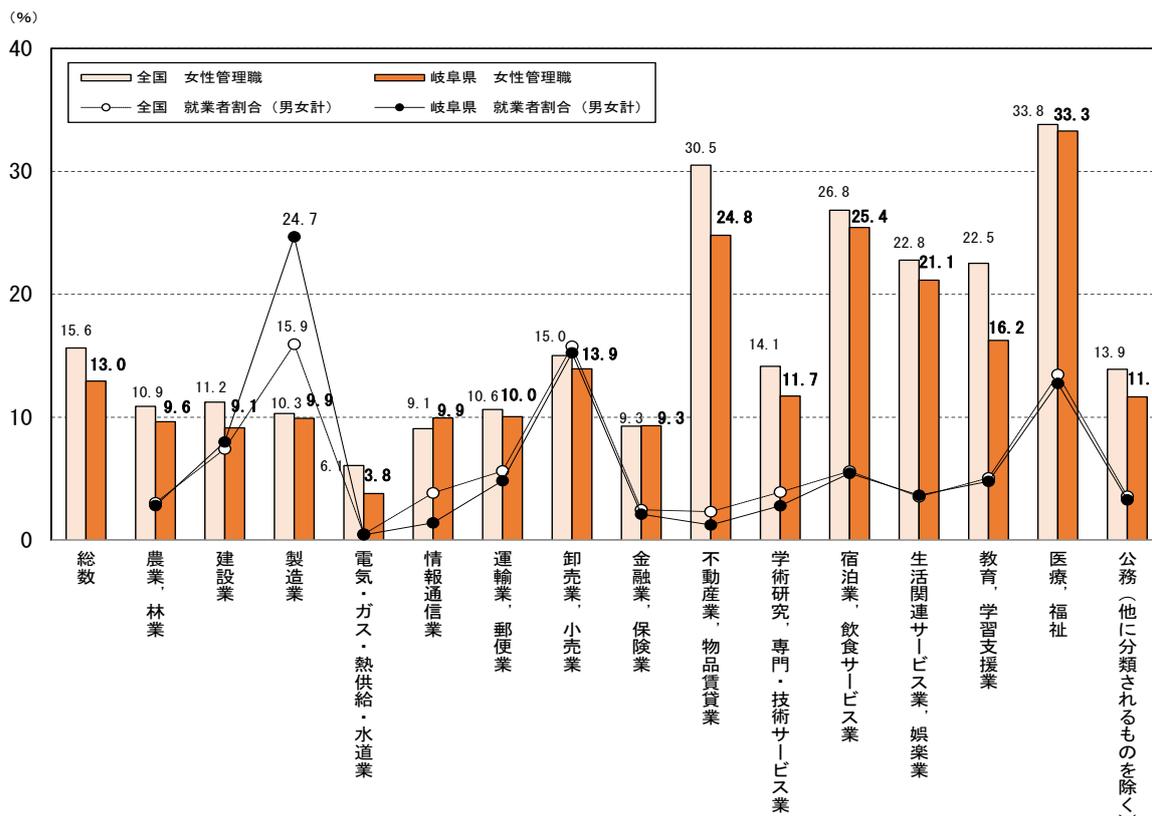


出典：総務省「国勢調査」2015年及び2020年は不詳補完値による。

岐阜県の管理的職業従事者に占める女性の割合は13.0%と全国と比較して低くなっています。一方、主な産業別の就業者割合をみると、岐阜県は製造業が24.7%と全国と比較して高くなっており、管理的職業従事者に占める女性の割合は9.9%と他の業種に比べて低くなっています。

また、管理的職業従事者に占める女性の割合は概ねどの産業分野においても、岐阜県が全国を下回っています。

図表2-5 主な産業（大分類）別15歳以上就業者の割合（男女計）及び管理的職業従事者に占める女性の割合-岐阜県・全国



出典：総務省「令和2年（2020年）国勢調査」 不詳補完値による。

女性従業員の管理職に対する希望では、63.6%の女性従業員が管理職に就きたくないと回答しています。

また、管理職に就きたくない理由として、「責任が重くなるのが嫌だから」が最も多く、次いで「自分の能力に自信がないから」、「今のままで不満はないから」の順となっており、前回調査より同項目の割合が増えています。また、「仕事と家庭・地域活動の両立が困難だから」「時間外労働が増えるから」という理由は僅かながら減っています。

④県職員の登用状況

2022年4月1日現在の県職員の管理職における女性職員の割合は、17.8%（全国2位）となっています。

図表2-8 県職員（教員を除く。）の管理職における女性職員の割合－岐阜県・全国

岐阜県	17.8%
全国	12.7%
全国順位	2位

出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

⑤校長・副校長・教頭に占める女性の状況

2022年5月現在の学校管理職における女性校長の割合は、高等学校を除く、小学校・中学校・特別支援学校において、全国を上回っています。

図表2-9 校長、副校長・教頭に占める女性の割合－岐阜県・全国

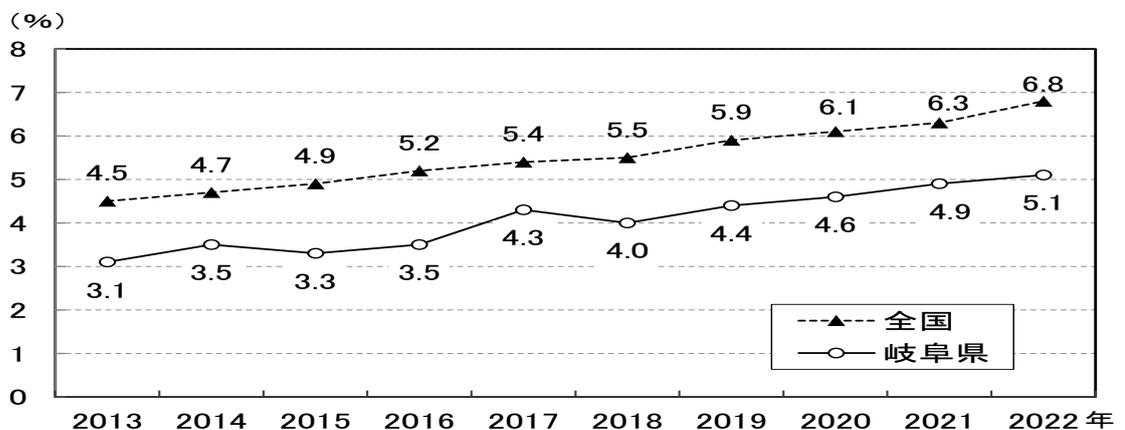
	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	校長	副校長・教頭	校長	副校長・教頭	校長	副校長・教頭	校長	副校長・教頭
岐阜県	29.8%	45.2%	10.2%	16.9%	8.4%	12.7%	36.4%	32.3%
全国	25.1%	30.8%	9.9%	17.6%	9.4%	12.8%	28.4%	34.4%
全国順位	10位	8位	19位	26位	25位	22位	13位	29位

出典：文部科学省、県統計課「学校基本調査」

⑥自治会長の状況

2022年4月現在の自治会長に占める女性の割合は5.1%であり、全国の割合を1.7ポイント下回っています。

図表2-10 自治会長に占める女性の割合－岐阜県・全国



出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

3 就業状況

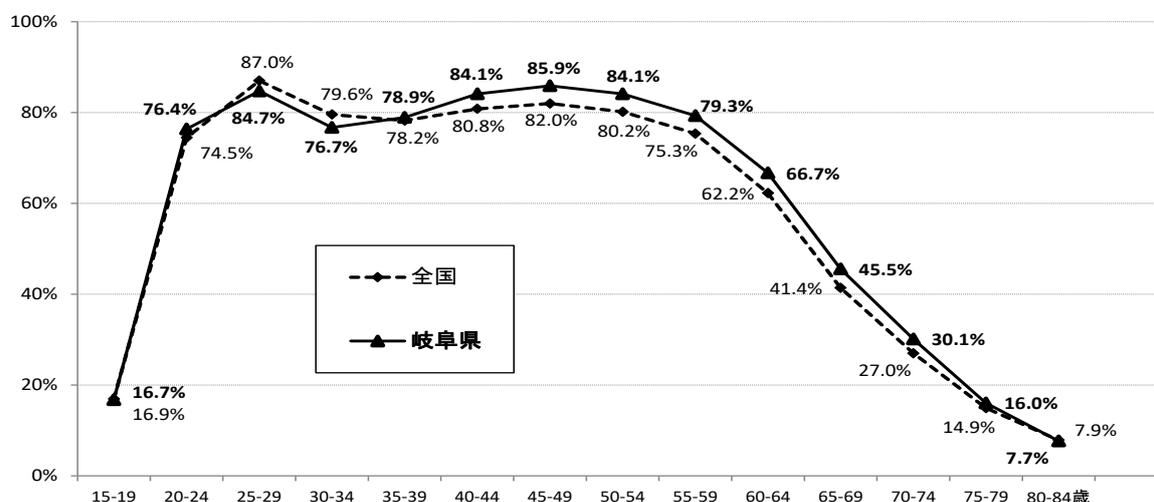
①女性の労働力の状況

2020年の岐阜県の女性の労働力率は54.5%で、2015年と比べると2.6ポイント上昇しています。労働力率については、結婚・出産・子育て期に当たる30歳代前半で低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」を描いています。

全国と比較すると、全国の女性の労働力率は54.2%と、岐阜県が0.3ポイント高くなっていますが、M字カーブの谷は岐阜県の方が深くなっています。

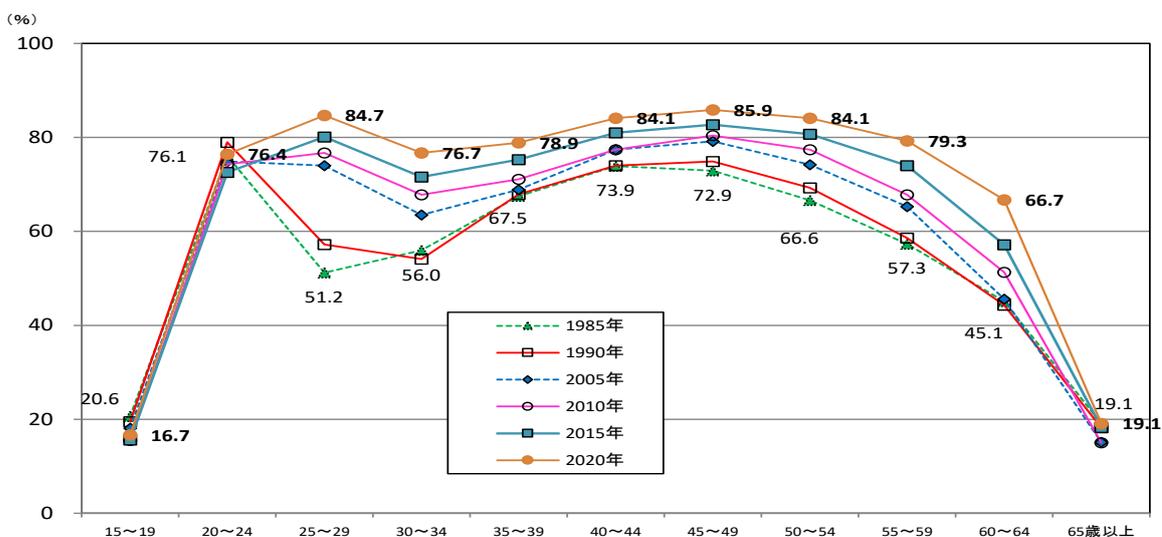
過去からの推移をみると、女性の労働力率はほとんどの年齢階級で上昇しており、M字カーブの谷（30～34歳）は2020年で76.7%と、1985年の谷（25～29歳）と比べ25.5ポイント上昇し、浅くなってきています。

図表3-1 女性の年齢（5歳階級）別労働力率－岐阜県・全国



出典：総務省「令和2年（2020年）国勢調査」 不詳補完値による。

図表3-2 女性の年齢（5歳階級）別労働力率の推移－岐阜県



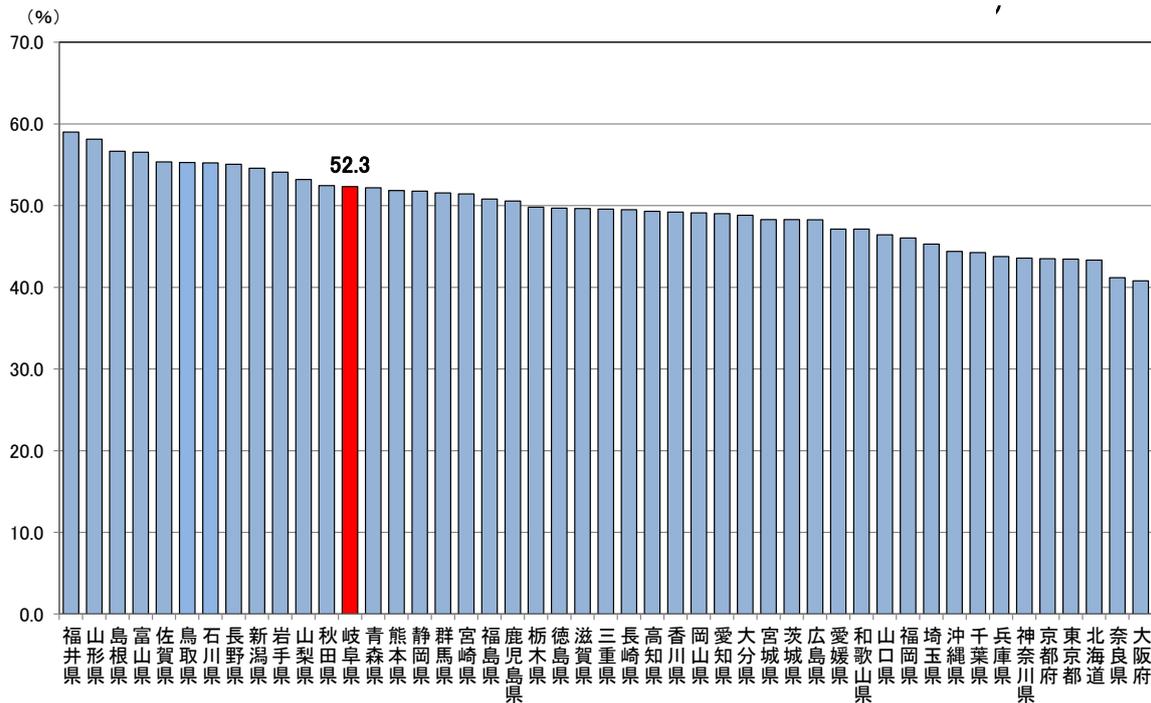
出典：総務省「国勢調査」 2015年・2020年は不詳補完値による。

②共働き世帯の状況

岐阜県の2020年の夫婦共働き世帯は24万496世帯で、夫婦のいる一般世帯総数（45万9634世帯）に対する割合は52.3%（全国13位）となっており、2015年の国勢調査と比べ、割合は上昇しています。

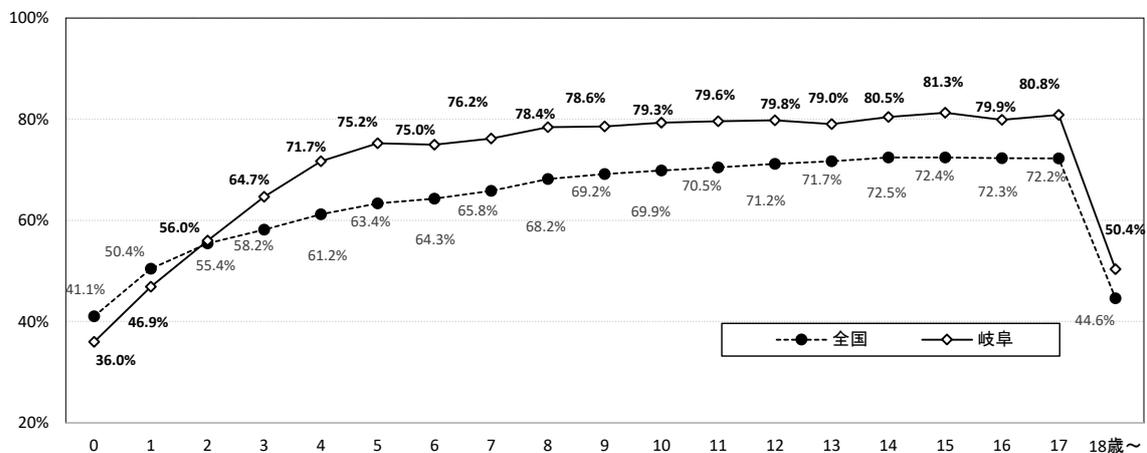
子どもがいる世帯に限って共働きの割合を見ると、岐阜県は61.1%（全国55.0%、全国17位）と、共働きが多いものの、最年少の子どもが0、1歳の夫婦では全国平均を下回っています。一方、3歳以上になると全国平均を上回っています。

図表3-3 一般世帯に占める共働き世帯の割合



出典：総務省「令和2年（2020年）国勢調査」

図表3-4 最年少の子どもの年齢別にみた、夫婦のいる世帯数に占める共働き世帯割合—岐阜県・全国

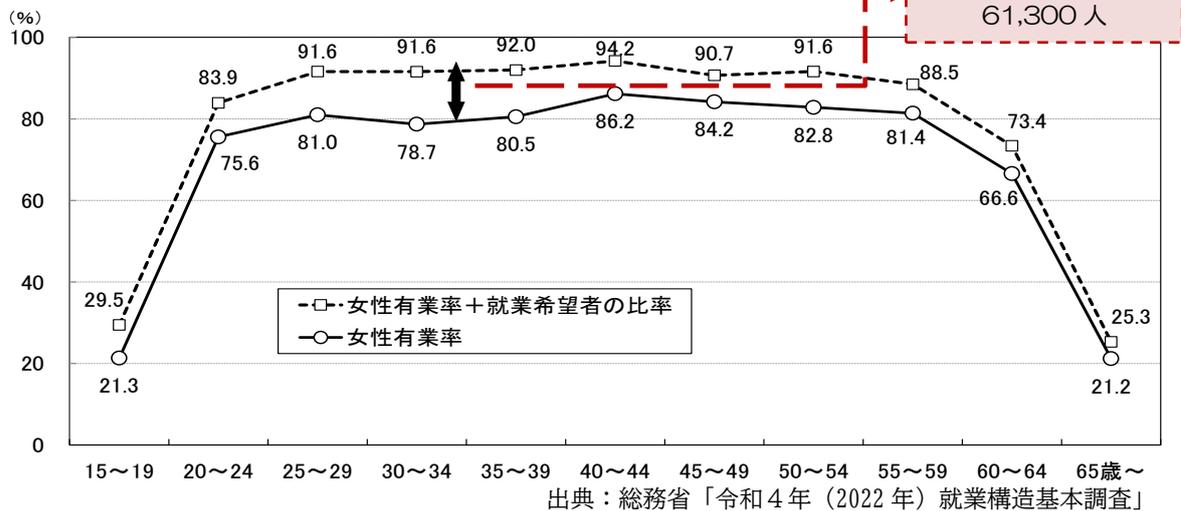


出典：総務省「令和2年（2020年）国勢調査」

③就業及び就業希望の状況

2022年の就業構造基本調査によると、女性で就業を希望しながら、働いていない人（以下「潜在的な就業希望者」という。）が、県内に61,300人いると推定されています。

図表3-5 年齢（5歳階級）別、女性有業者数と就業希望者の割合－岐阜県

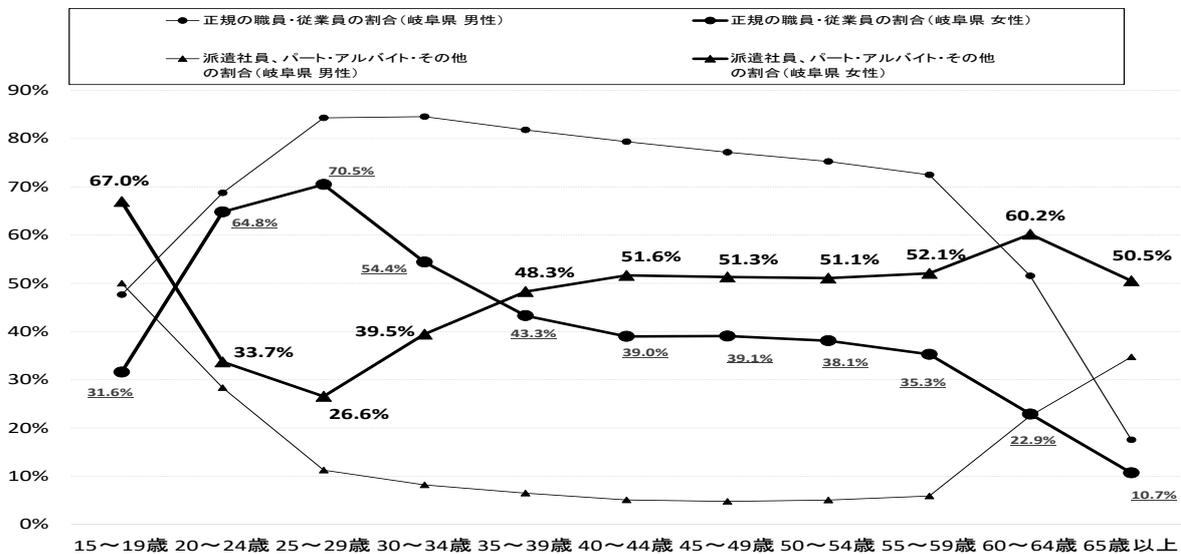


④従業上の地位別就業者の状況

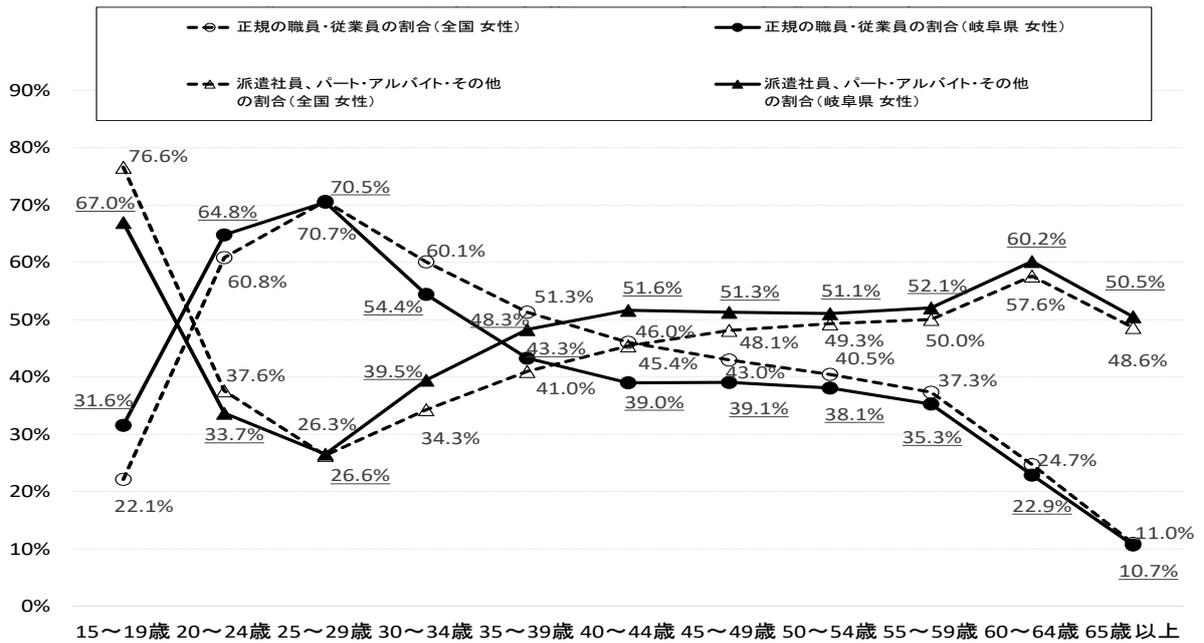
就業者の従業上の地位について、男性は20歳～64歳で「正規の職員・従業員」が多く、女性は35歳以上で「派遣社員・パート・アルバイト・その他」の方が多くなっています。

全国と比較すると岐阜県の女性は25歳～29歳を境に「正規の職員・従業員」の割合が全国と比較して少なくなり、逆に「派遣社員、パート、アルバイト、その他」の割合が多くなっています。

図表3-6 従業上の地位、年齢（5歳階級）、男女別15歳以上就業者の割合－岐阜県



図表3-7 従業上の地位、年齢（5歳階級）、女性15歳以上就業者の割合－岐阜県・全国



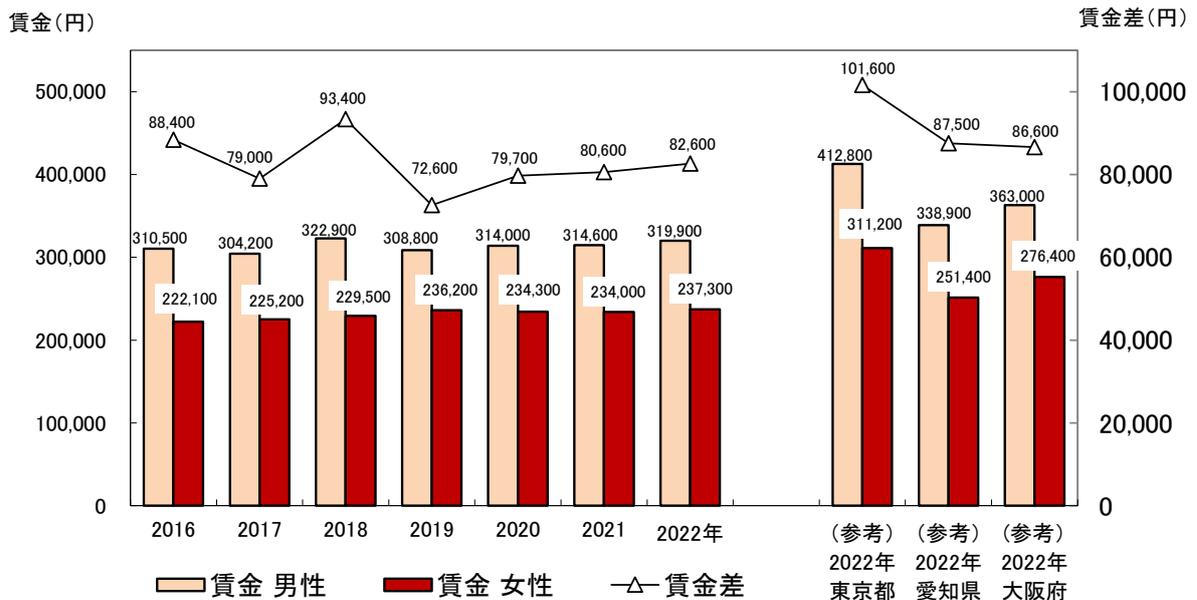
出典：総務省「令和2年（2020年）国勢調査」

⑤所定内給与額の状況

岐阜県の就業者一人当たりの所定内給与額をみると、男性319,900円、女性237,300円で、男女間格差は82,600円となっています。

東京都、愛知県、大阪府の都市圏と比較すると、岐阜県の方が格差は小さくなっています。

図表3-8 男女別所定内給与額の推移－岐阜県・都市圏



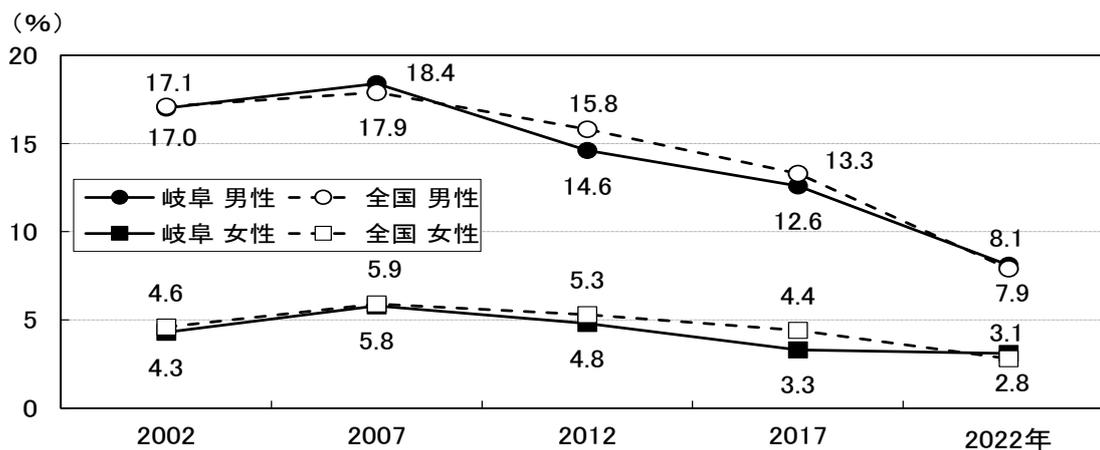
注：短時間労働者を除く。
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑥労働時間の状況

2022年の岐阜県の男性と女性の労働時間の状況を比較すると、週間就業時間が60時間以上の男性雇用の割合は8.1%と、女性の約2.6倍となっています。

全国と比較すると、2022年は男女とも全国を上回っています。また、週間就業時間が60時間以上の雇用の割合は、男女とも2007年をピークに減少傾向にあります。

図表3-9 男女別、年間就業日数が200日以上かつ週間就業時間が60時間以上の雇用の割合—岐阜県・全国



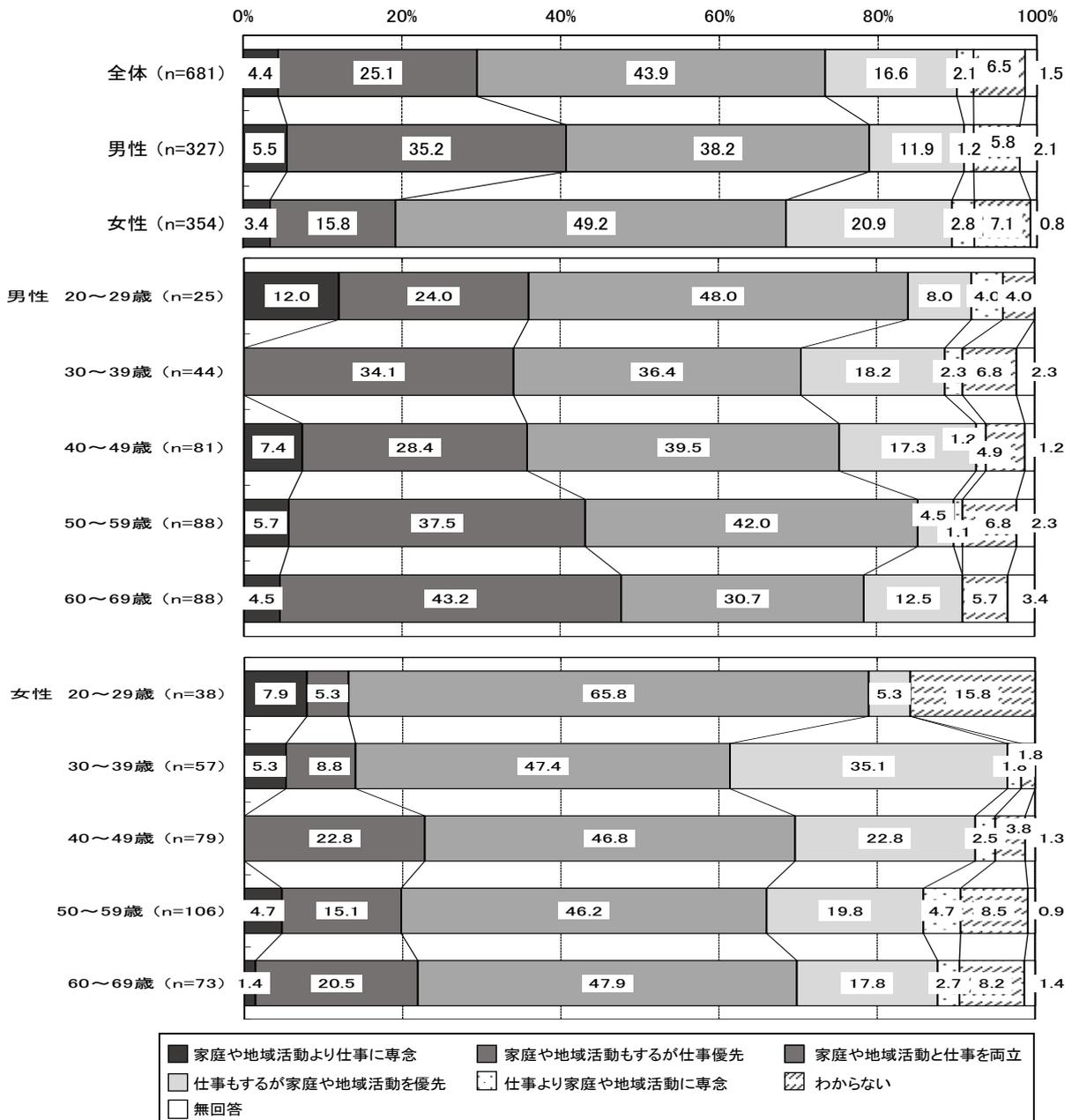
出典：総務省「就業構造基本調査」

4 ワーク・ライフ・バランスの状況

①家庭・地域活動、仕事についての希望と現在の状況

家庭・地域活動、仕事についての希望では、「家庭や地域活動と仕事を両立」が43.9%と最も高く、現在の状況では、「家庭や地域活動と仕事を両立」が25.1%となっている一方で、「家庭や地域活動もするが仕事優先」が37.0%を占めており、希望と比べ現実には仕事に比重をおく傾向がみられます。男女ともに、多くの年代、特に若い世代で、仕事と家庭等を両立したいと希望していても、実際には仕事を優先せざるを得ない人が多い状況です。

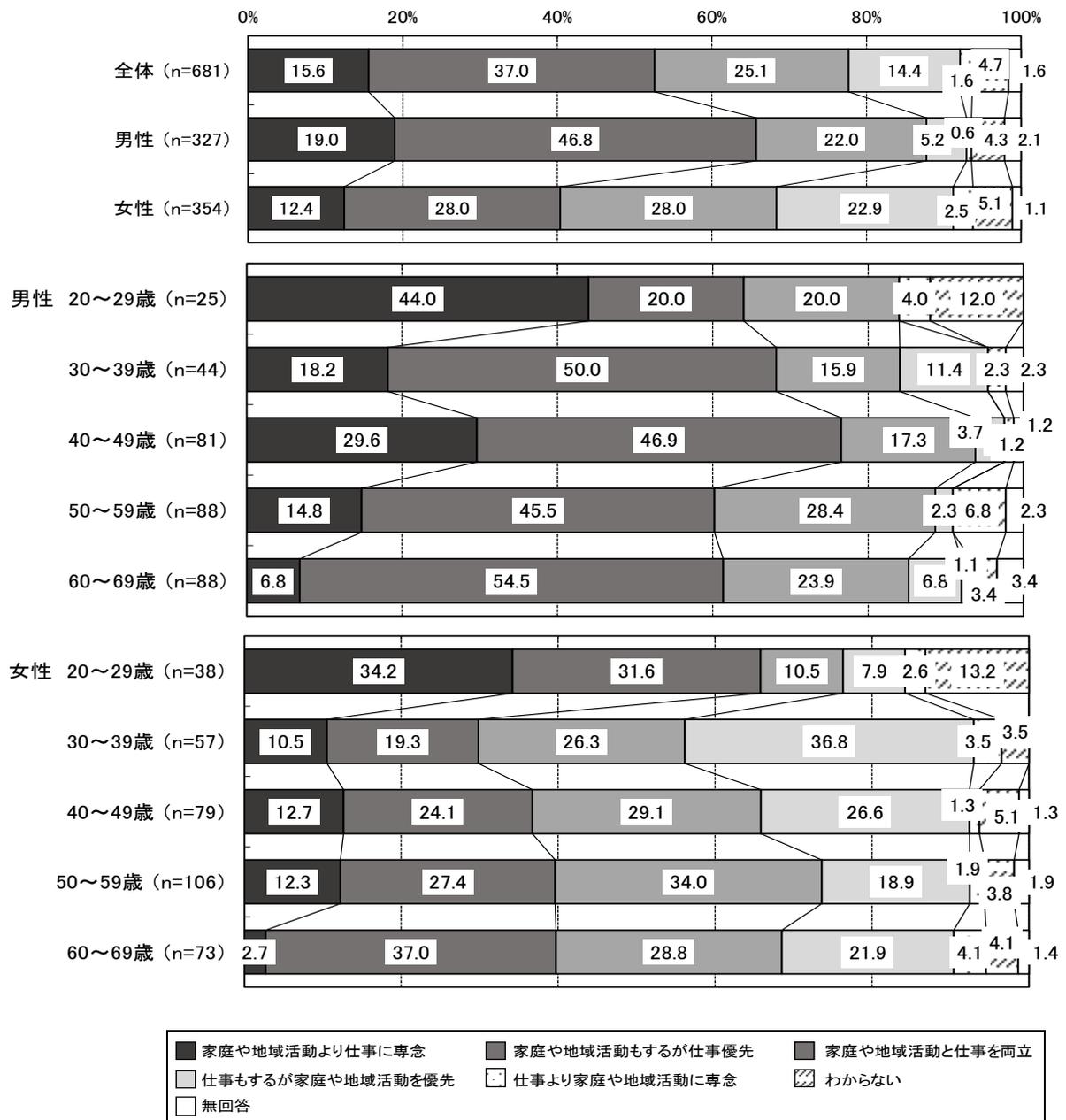
図表4-1 家庭・地域活動、仕事についての希望



出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）」

第2章 計画の背景

図表4-2 家庭・地域活動、仕事についての現在の状況



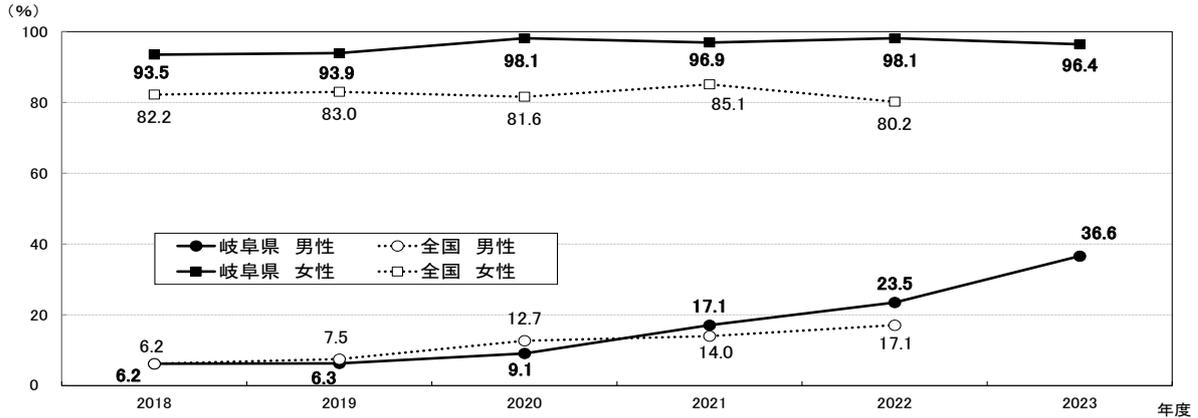
出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）」

②育児休業の取得状況

2023年度の岐阜県の女性従業員の育児休業取得率は96.4%と高い一方、男性従業員の育児休業取得率は36.6%と年々上昇してはいるものの、依然として低い水準にあります。また、2022年度の国の調査では、従業員規模が大きくなるにつれて取得率が上昇する傾向にあります。

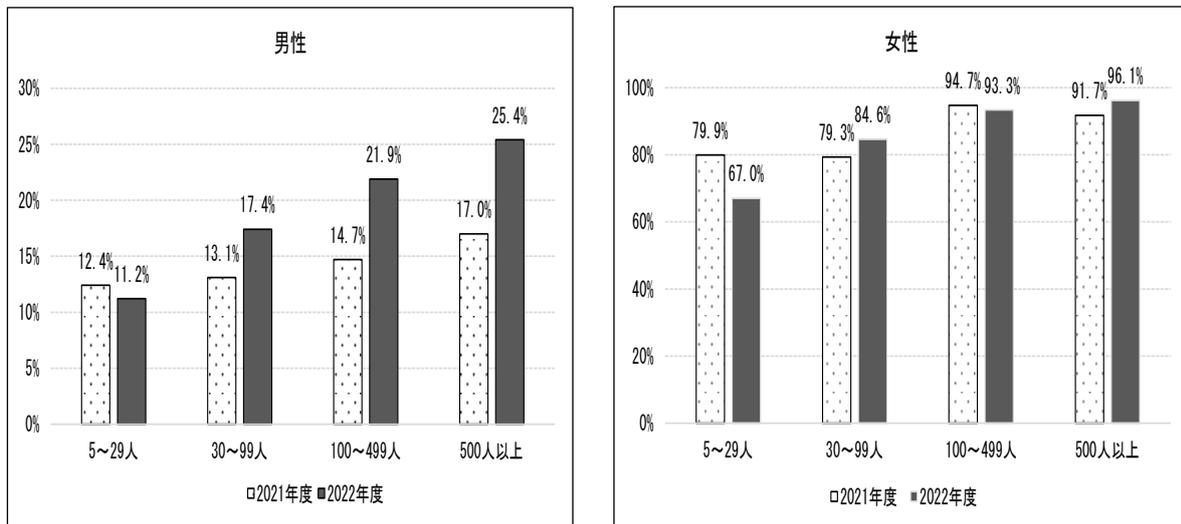
男性が育児休業を取得しない（できない）理由として、「なんとなく男性が育児休業を取得しにくい雰囲気がある」が男女ともに最も高くなっています。

図表4-3 育児休業取得率の推移－岐阜県・全国



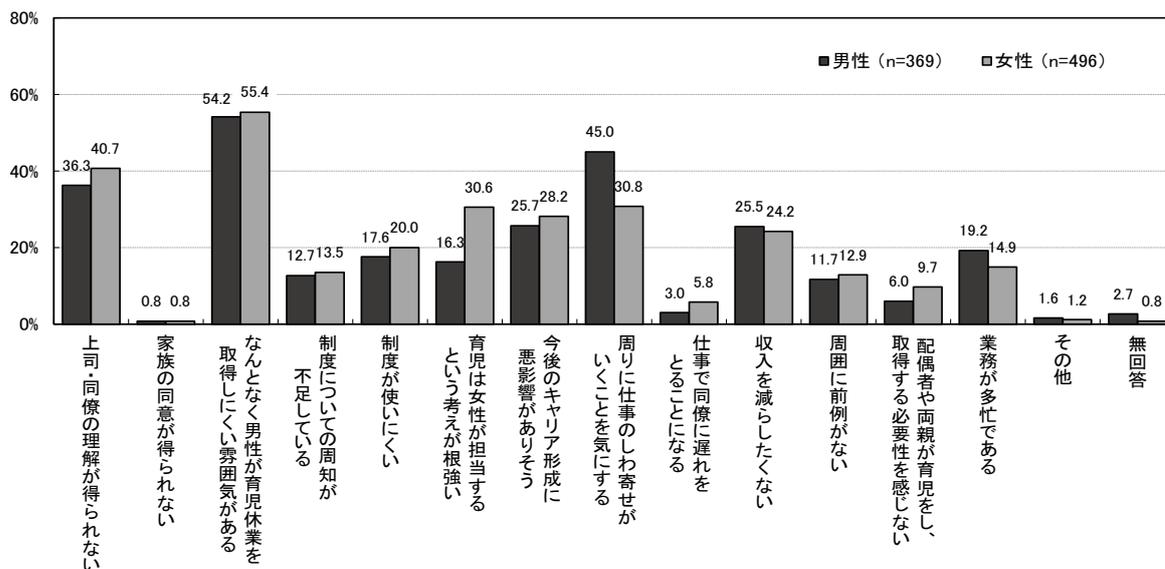
出典：厚生労働省「雇用均等基本調査」（2023年度分は未発表。）
 県男女共同参画・女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」

図表4-4 従業員規模別の育児休業取得率－全国



出典：厚生労働省「雇用均等基本調査」

図表4-5 男性が育児休業を取得しない（できない）理由-岐阜県

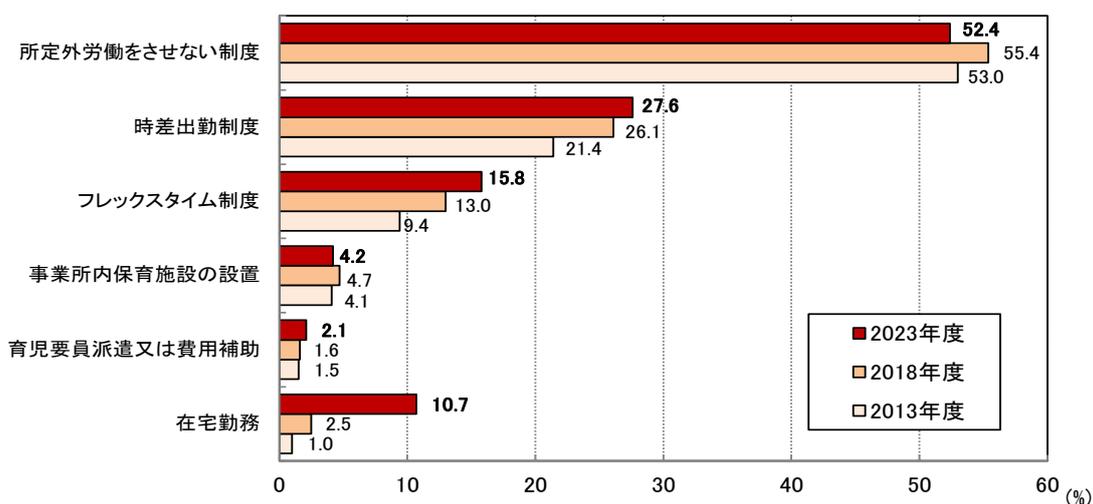


出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）」

③育児支援体制の状況

育児を行う労働者のために実施している制度がある事業所をみると、2023年度では「所定外労働をさせない制度」が52.4%と最も高く、次いで「時差出勤制度」が27.6%となっています。

図表4-6 育児を行う労働者のために実施している制度-岐阜県

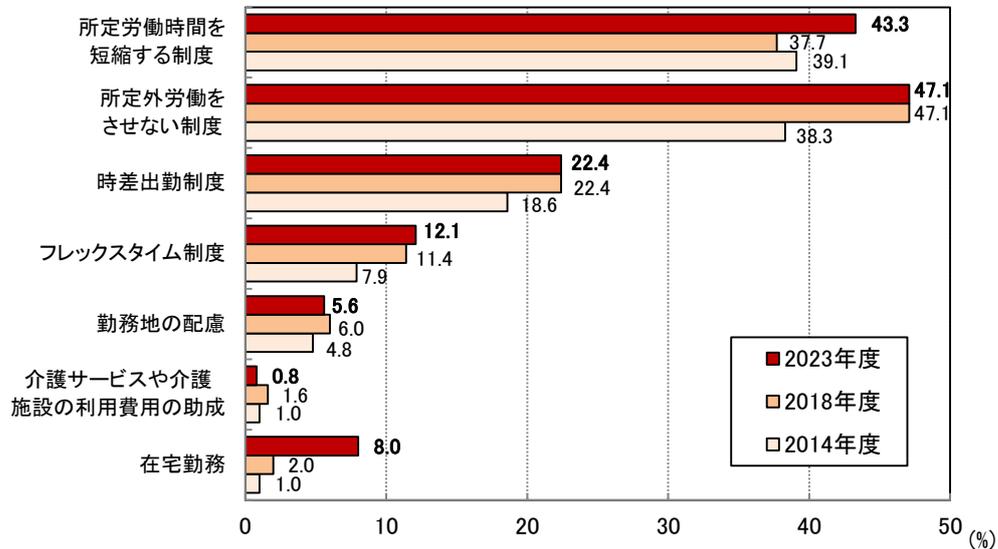


出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」

④介護支援体制の状況

介護を行う労働者のために実施している制度がある事業所をみると、2023年度では「所定外労働をさせない制度」が47.1%と最も高く、次いで「所定労働時間を短縮する制度」が43.3%となっています。

図表4-7 介護を行う労働者のために実施している制度－岐阜県

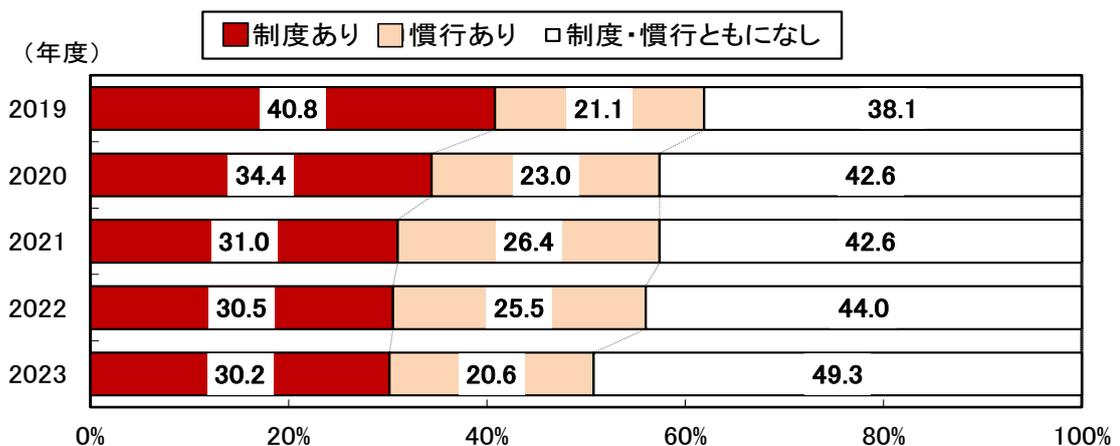


出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」

⑤再雇用制度の状況

出産や育児による退職者の再雇用制度が「ある」事業所の割合は、2023年度では30.2%となっており、「慣行あり」と合わせると半数以上の事業所で、再雇用制度が実施されています。

図表4-8 育児等による退職者の再雇用制度－岐阜県



出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」

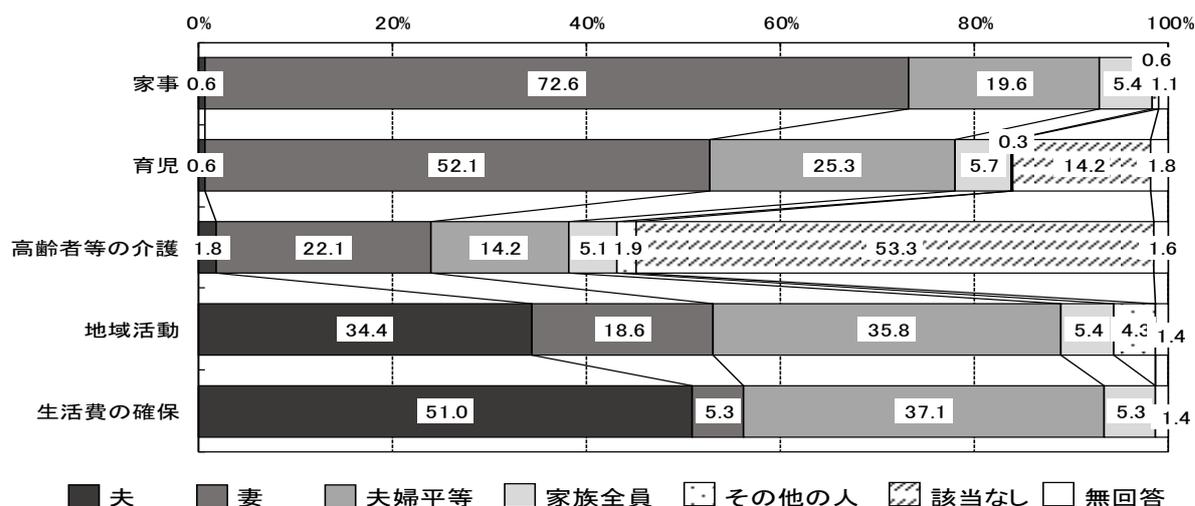
⑥家事等の主な役割分担

配偶者がいる人に、家事等について主な分担を尋ねたところ、「家事」、「育児」では「妻」がそれぞれ72.6%、52.1%と高く、「高齢者等の介護」でも、「該当なし」を除くと「妻」が22.1%と最も高くなっています。

「地域活動」、「生活費の確保」では、「夫」がそれぞれ34.4%、51.0%と高くなっています。

図表4-9 家事等を主に担っている人

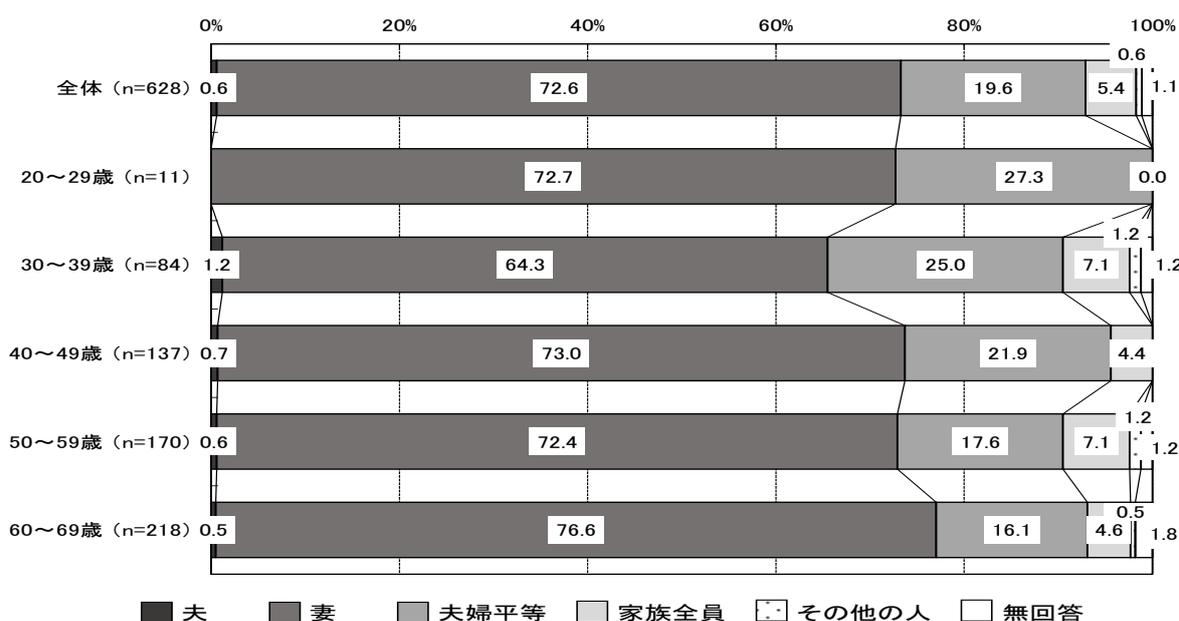
(n=628)



出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）」

家事を主に担っている人を年齢別でも、いずれの年代も「妻」の割合が最も高く、70%前後となっています。

図表4-10 家事等を主に担っている人（年代別）

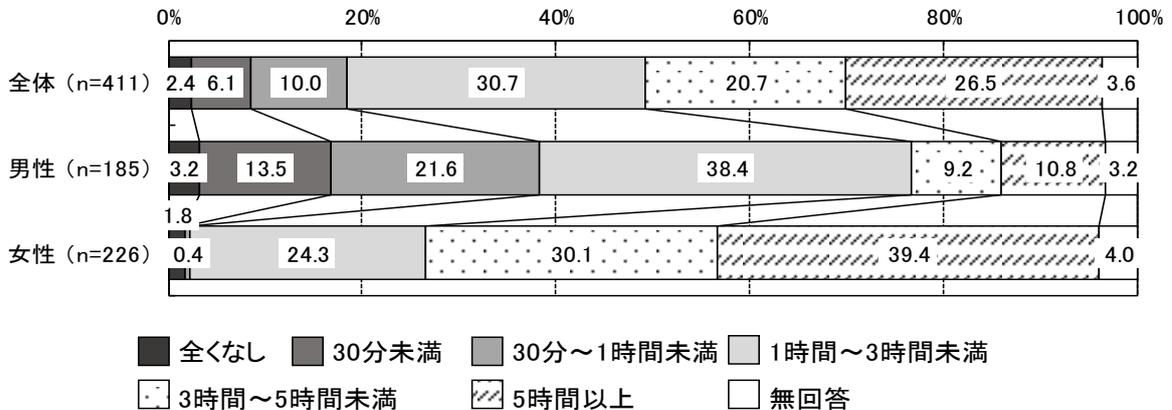


出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）」

⑦共働き世帯における家事・育児・介護に携わる時間

勤務日以外の日において、男性は「1時間～3時間未満」が38.4%、女性は「5時間以上」が39.4%と最も高くなっており、女性に大きな負担がかかっています。

図表4-1-1 勤務日以外の日家事・育児・介護に携わる時間（性別・共働き世帯）

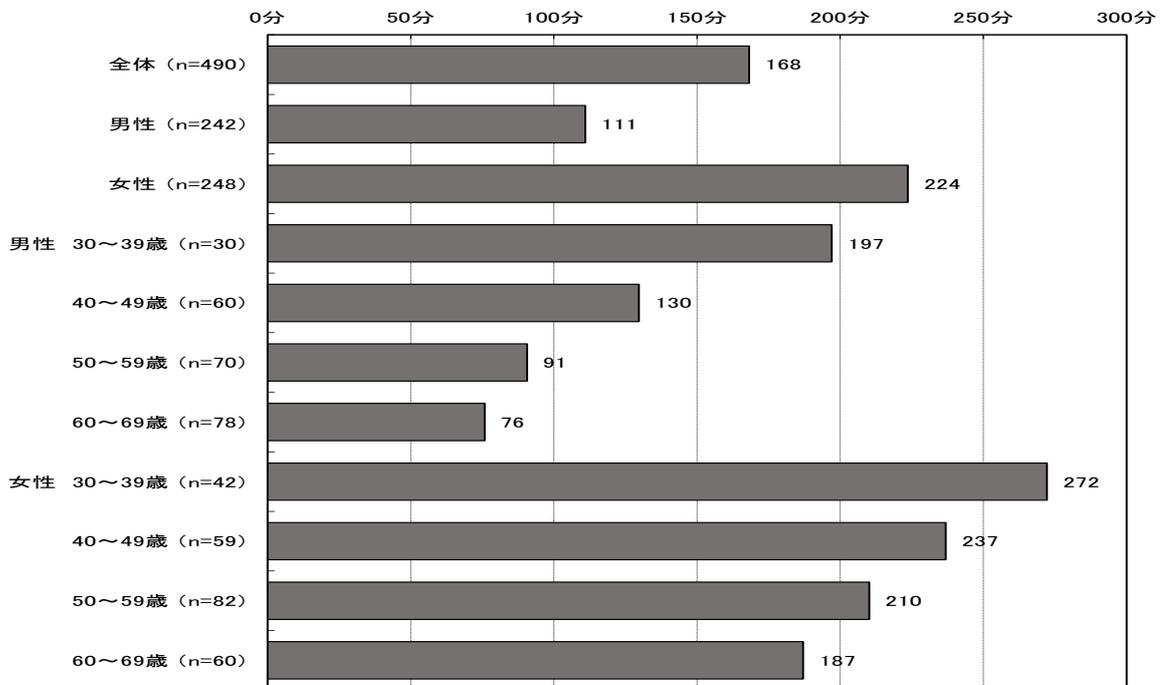


出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）」

⑧家事・育児・介護等に携わる時間

勤務日以外の日において家事等に携わる時間は、全体で168分、性別で見ると男性が111分に対して、女性は224分と大きな差が見られます。男女ともに家事等に携わる時間は年代が若くなるにつれて増加する傾向があります。また、男性の家事等に携わる時間は全ての年代で女性を下回っています。

図表4-1-2 勤務日以外の日家事・育児・介護に携わる時間（性別・年齢別）



注：「全くなし」=0分、「30分未満」=15分、30分以上1時間未満=45分、1～3時間=120分、3～5時間=240分、5時間以上=300分として平均時間を算出。

出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）」

都道府県別でみると、岐阜県の6歳未満の子どもがいる夫婦のうち夫の家事・育児関連総平均時間は1日当たり106分と、全国平均の114分を下回り、全国28位にとどまっています。

また、岐阜県の6歳未満の子どもがいる夫婦のうち妻の家事・育児関連総平均時間は1日当たり430分であり、夫との差は324分となっています。

図表4-13 都道府県別 家事・育児・介護等に携わる時間

順位	都道府県	家事・育児関連 総平均時間(分)		
		夫	妻	夫と妻 の差
1	奈良県	155	485	330
2	新潟県	153	357	204
3	高知県	147	424	277
4	和歌山県	141	412	271
5	千葉県	140	467	327
6	福井県	137	384	247
6	長野県	137	542	405
8	群馬県	134	482	348
9	島根県	133	357	224
10	宮崎県	130	365	235
11	栃木県	125	413	288
11	鹿児島県	125	391	266
13	神奈川県	123	461	338
14	山梨県	120	407	287
15	青森県	118	371	253
15	福島県	118	435	317
15	愛知県	118	454	336
15	京都府	118	421	303
19	鳥取県	117	402	285
20	宮城県	114	475	361
20	埼玉県	114	486	372
20	東京都	114	483	369
-	全国	114	448	334
23	静岡県	112	421	309
24	北海道	111	427	316
25	福岡県	110	448	338
26	滋賀県	109	477	368
27	三重県	108	518	410
28	岐阜県	106	430	324
29	富山県	104	375	271
30	秋田県	103	410	307
30	香川県	103	462	359
32	岩手県	102	439	337
32	大阪府	102	463	361
32	徳島県	102	395	293
35	広島県	101	412	311
36	山形県	100	384	284
36	茨城県	100	369	269
38	沖縄県	98	493	395
39	佐賀県	95	352	257
40	兵庫県	94	436	342
40	岡山県	94	435	341
42	長崎県	90	409	319
43	愛媛県	89	445	356
44	山口県	88	490	402
45	熊本県	85	412	327
46	大分県	84	392	308
47	石川県	60	462	402

注：6歳未満の子どもがいる夫婦と子供の世帯に限定した夫と妻の1日当たりの生活時間。

指定された2日間を15分単位で調査した「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。

出典：総務省「令和3年（2021年）社会生活基本調査」

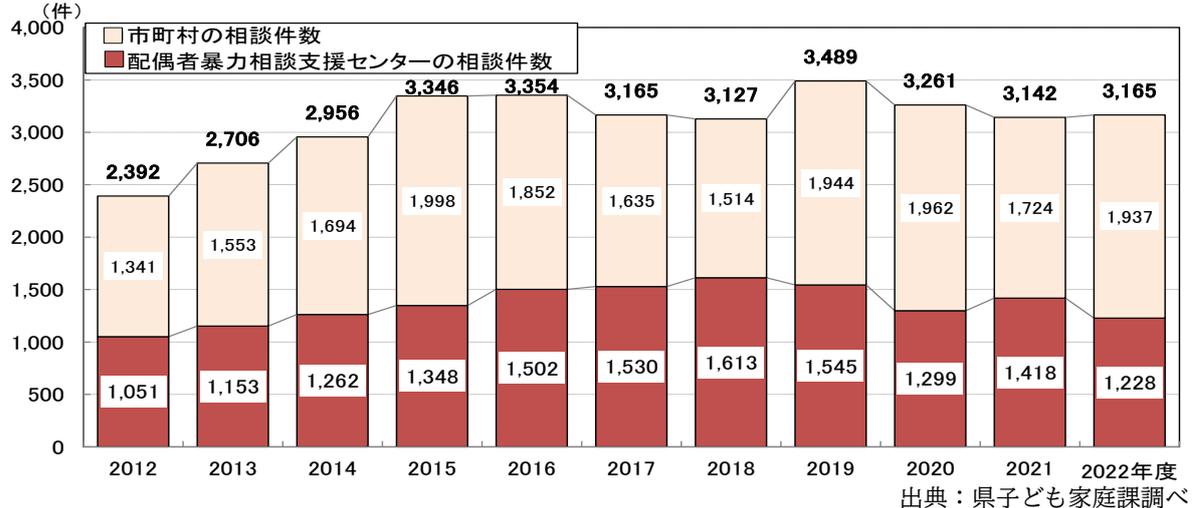
5 男女間の暴力の状況

①配偶者暴力の相談状況

岐阜県配偶者暴力相談支援センターの相談件数は年々増加傾向でしたが、2022年度は1,228件となっています。

市町村を含めた配偶者暴力相談の受付件数は、2022年度は前年度と同水準の3,165件となっています。

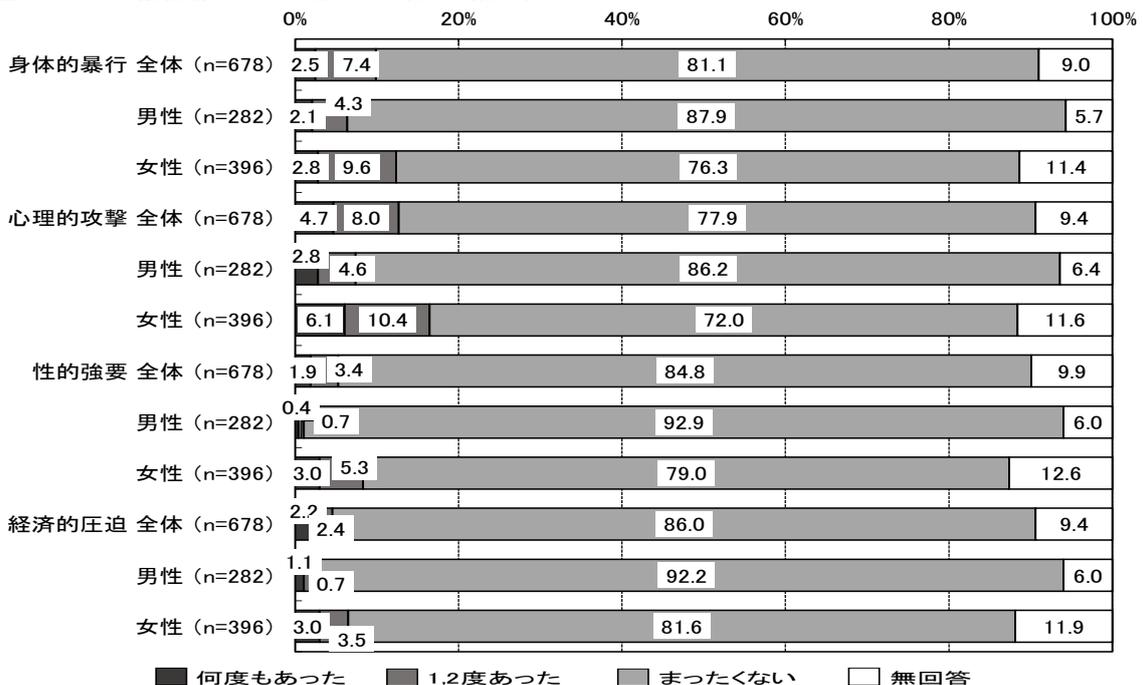
図表5-1 配偶者暴力相談件数の推移



②配偶者から暴力を受けた経験

配偶者から暴力を受けた経験がある人の割合は、2022年の調査で、身体的暴行では9.9%、心理的攻撃では12.7%、性的強要では5.3%、経済的圧迫では4.6%となっています。性別で見ると、身体的暴行、心理的攻撃、性的強要、経済的圧迫のいずれの経験も女性の割合が高くなっています。

図表5-2 配偶者から暴力を受けた経験（性別）



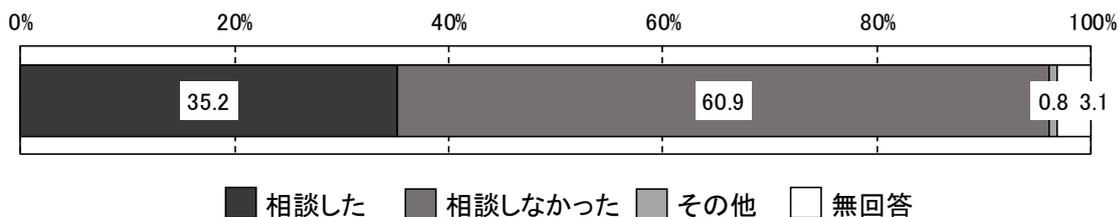
③配偶者から暴力を受けた時の相談有無、相談しなかった理由

配偶者から暴力を受けた経験がある人が相談しなかった割合は、60.9%となっています。

相談しなかった理由は、「自分が我慢すればこのままやっていけると思った」が最も多く、次いで「相談してもむだだと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」、「相談するほどのことではないと思った」となっています。

図表5-3 配偶者から暴力を受けた時の相談有無

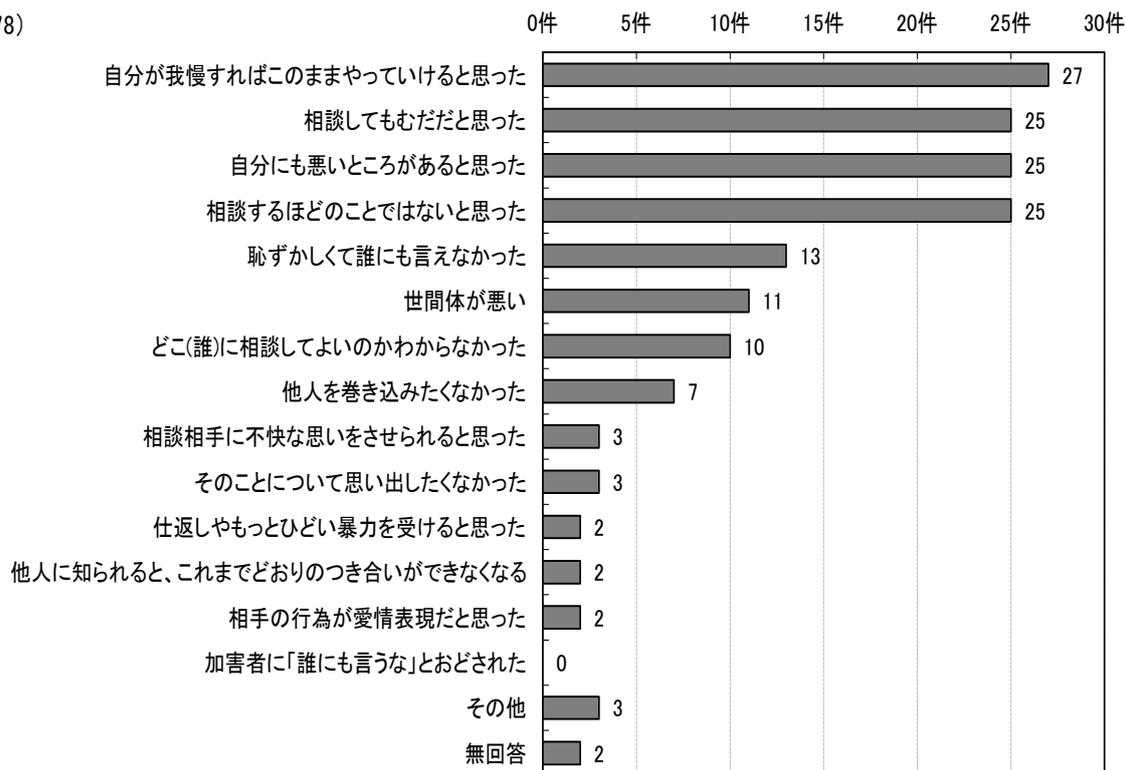
(n=128)



出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）」

図表5-4 配偶者から暴力を受けた時に相談しなかった理由

(n=78)

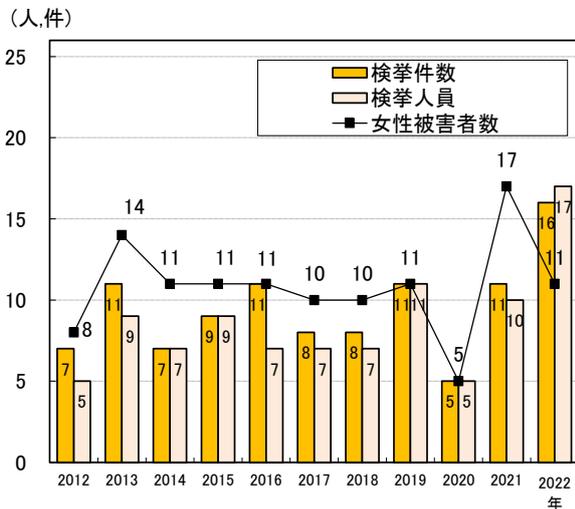


出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）」

④性犯罪の状況

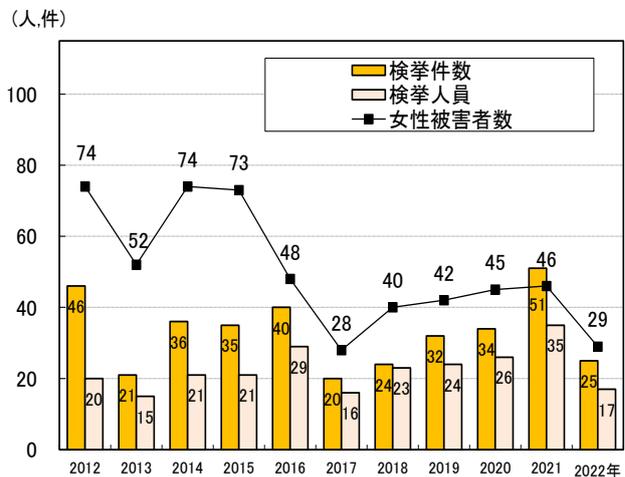
2022年の岐阜県における性犯罪については、「強姦性交等（強姦）」の女性被害者数は11人、「強制わいせつ」の女性被害者数は29人となっています。

図表5-5 強姦性交等（強姦）の推移－岐阜県



出典：県警本部「犯罪統計」

図表5-6 強制わいせつの推移－岐阜県

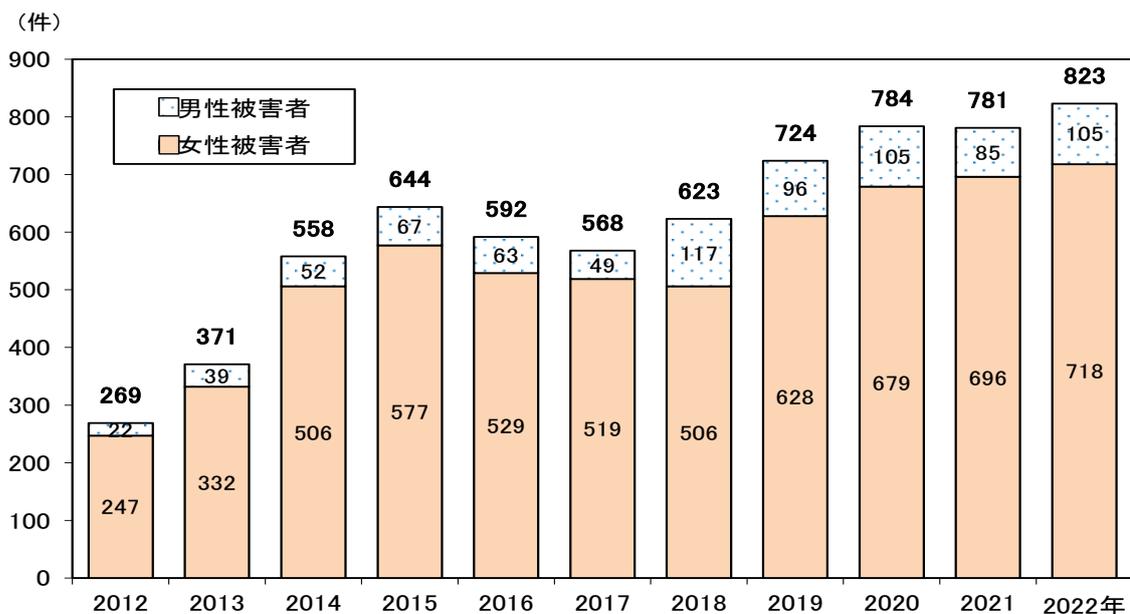


出典：県警本部「犯罪統計」

⑤ストーカー行為の状況

2022年の岐阜県におけるストーカー事案相談件数は823件で、前年より42件増加しており、そのうち女性が被害者になったのは718件で、前年より22件増加しています。

図表5-7 ストーカー事案相談件数の推移－岐阜県



注：2019年までは認知件数として計上

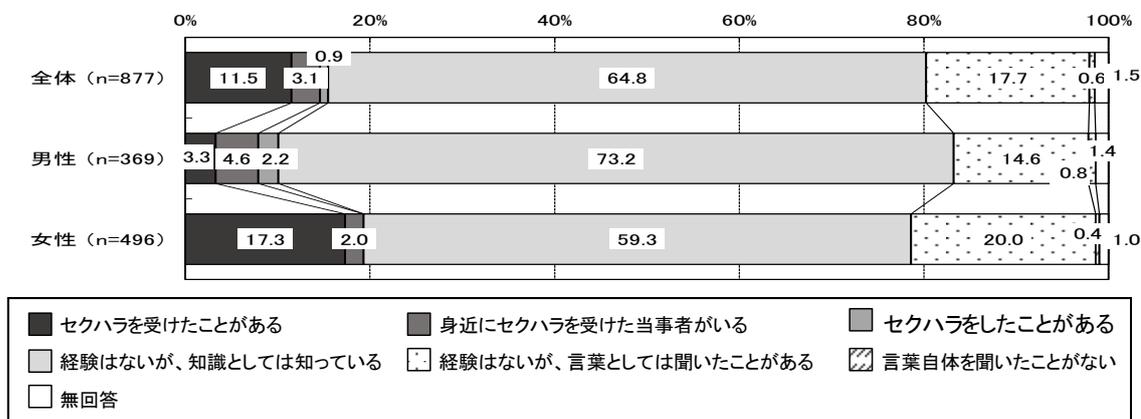
出典：県警本部生活安全総務課調べ

⑥セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の状況

「セクハラを受けたことがある」は全体で11.5%となっています。

セクハラを受けたときに相談した場合の相談先は、「知人・友人」が20件と最も多くなっています。

図表5-8 セクハラの実験



出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）」

図表5-9 セクハラを受けたときの相談先

相談先	件数	相談先	件数
知人・友人	20件	弁護士、カウンセラー等	2件
家族や親戚	19件	配偶者暴力相談支援センター	1件
会社や所属する組織の相談窓口	17件	男女共同参画のための施設	1件
医療関係者	3件	警察	1件
公的機関（労働局、市町村など）	2件	ワンストップ支援センター	1件

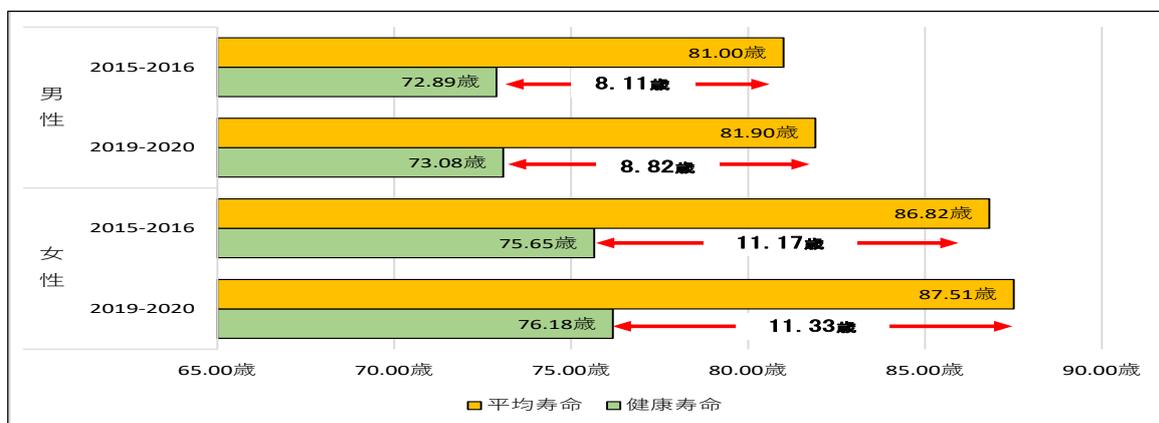
出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）」

6 県民生活の状況

①健康寿命の状況

2019年の健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）は男性が73.08歳、女性が76.18歳となっています。平均寿命との差は女性の方が大きくなっています。

図表6-1 平均寿命と健康寿命の推移-岐阜県・男女

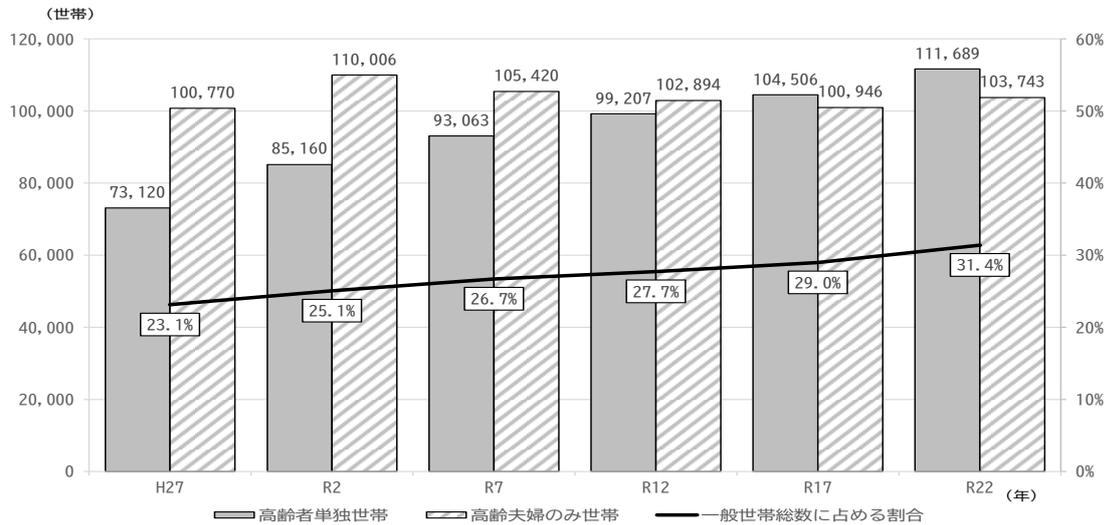


出典：厚生労働省「都道府県生命表」「健康日本21（第二次）推進専門委員会資料」

②高齢者世帯の状況

世帯主が65歳以上である世帯の一般世帯総数に占める割合は、増加を続け、令和22年には約31.4%に達すると推計されています。また、高齢者単独世帯数も増加を続けると推計されています。高齢夫婦のみの世帯数は、令和2年をピークに減少に転ずると見込まれ、この減少分は高齢者単独世帯に移行するものと推測されます。

図表6-2 高齢者単独世帯及び高齢夫婦のみの世帯数の推計-岐阜県



出典：H27、R2 は国勢調査

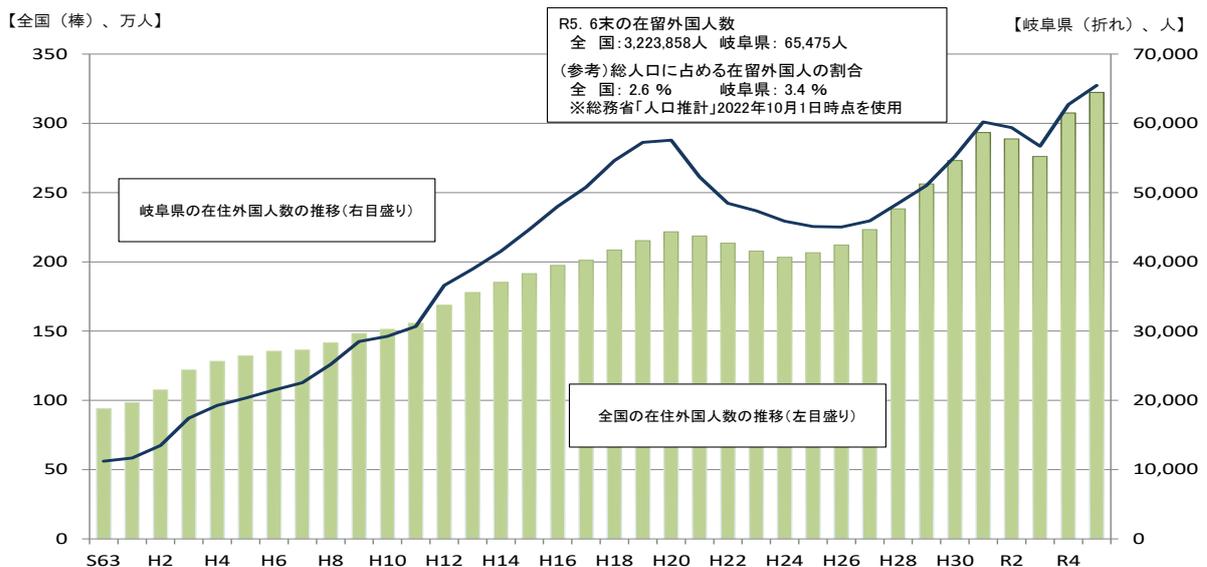
国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」(H31年4月)

※「高齢夫婦のみ世帯数」：世帯主が高齢者（65歳以上）である世帯を計上

③県内の在留外国人数の状況

岐阜県内の在留外国人数は令和5年（2023年）6月末で65,475人となり増加傾向にあります。総人口に占める在留外国人の割合は全国と比較して高くなっています。

図表6-3 在留外国人数の推移-岐阜県・全国



出典：法務省「在留外国人統計」（各年12月末時点、令和5年は6月末時点）

④ひとり親家庭の状況

2018年7月現在の母子世帯の世帯数は17,720世帯、父子世帯の世帯数は1,329世帯となっており、前回調査と比較すると、母子家庭は6.7%、父子家庭は14.1%減少しています。また、2017年の母子世帯の平均年間就労収入は196万円と父子世帯の約6割にとどまっています。

2021年の児童扶養手当受給者数は、11,603人となっています。

図表6-4 ひとり親家庭の世帯数-岐阜県

	2018.7.1 (世帯)	2013.9.1 (世帯)	増減数 (世帯)	増減率 (%)
母子世帯	17,720	18,996	△1,276	△6.7
父子世帯	1,329	1,548	△219	△14.1
計	19,049	20,544	△1,495	△7.3

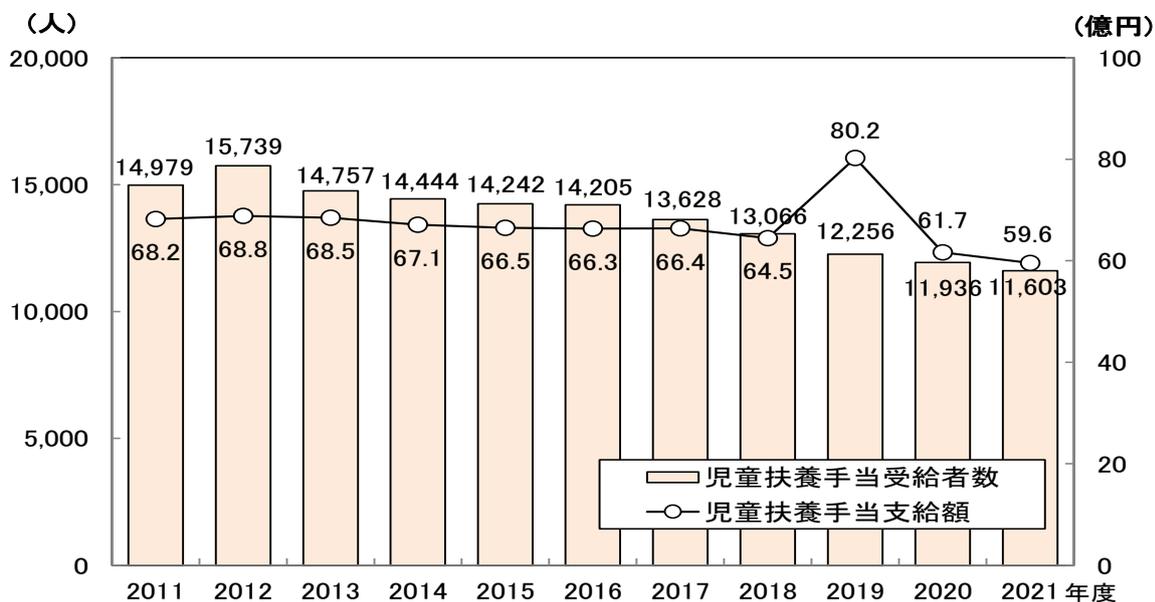
出典：県子ども家庭課「岐阜県ひとり親家庭実態調査」

図表6-5 ひとり親家庭の収入状況-岐阜県

	平均年間就労収入 (母又は父自身の就労収入)
母子世帯	196万円
父子世帯	324万円

出典：県子ども家庭課「岐阜県ひとり親家庭実態調査」

図表6-6 児童扶養手当受給者と支給額の推移-岐阜県

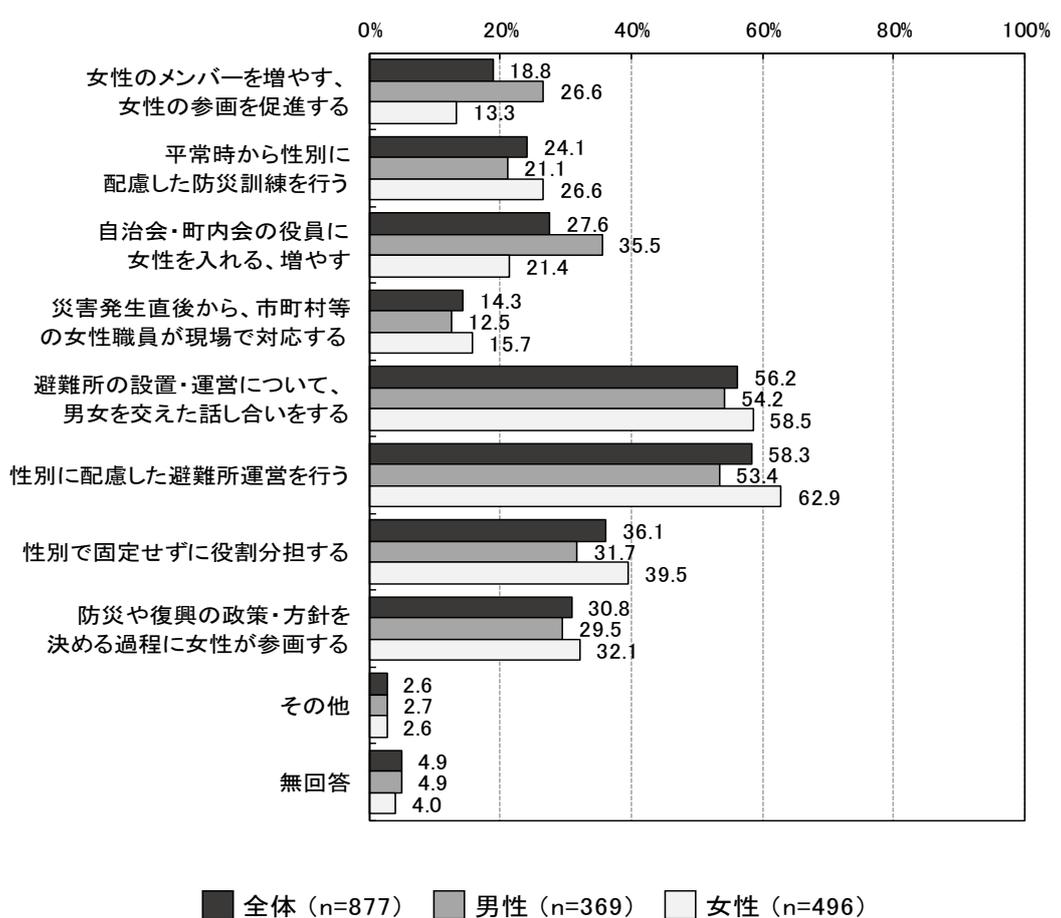


出典：厚生労働省「福祉行政報告例」、「児童扶養手当国庫負担金実績報告書」

⑤性別に配慮した防災・災害対策・復興対策のために必要なこと

性別に配慮した防災・災害対策・復興対策のために必要なことは、「性別に配慮した避難所運営を行う」が58.3%と最も高く、次いで「避難所の設置・運営について、男女を交えた話し合いをする」が56.2%、「性別で固定せずに役割分担する」が36.1%となっています。

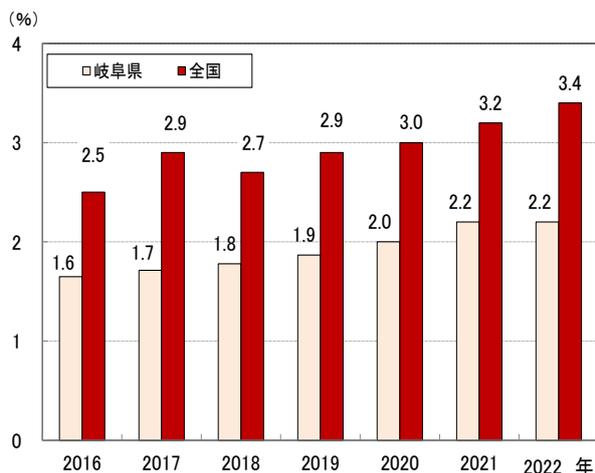
図表6-7 性別に配慮した防災・災害対策・復興対策のために必要なことー岐阜県



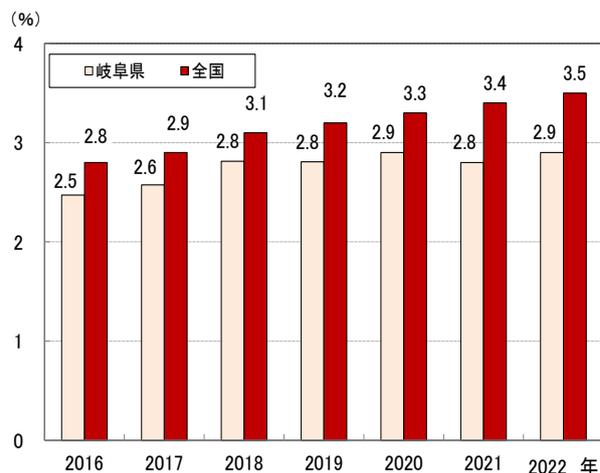
⑥消防の状況

2022年4月現在の消防吏員に占める女性の割合は2.2%、消防団員に占める女性の割合は2.9%で、過去からの推移をみるといずれも女性の割合は増加傾向にあります。全体としては男性が多数を占めています。

図表6-8 消防吏員に占める女性の割合-岐阜県・全国



図表6-9 消防団員に占める女性の割合-岐阜県・全国



出典：県消防課調べ
内閣府「男女共同参画白書」

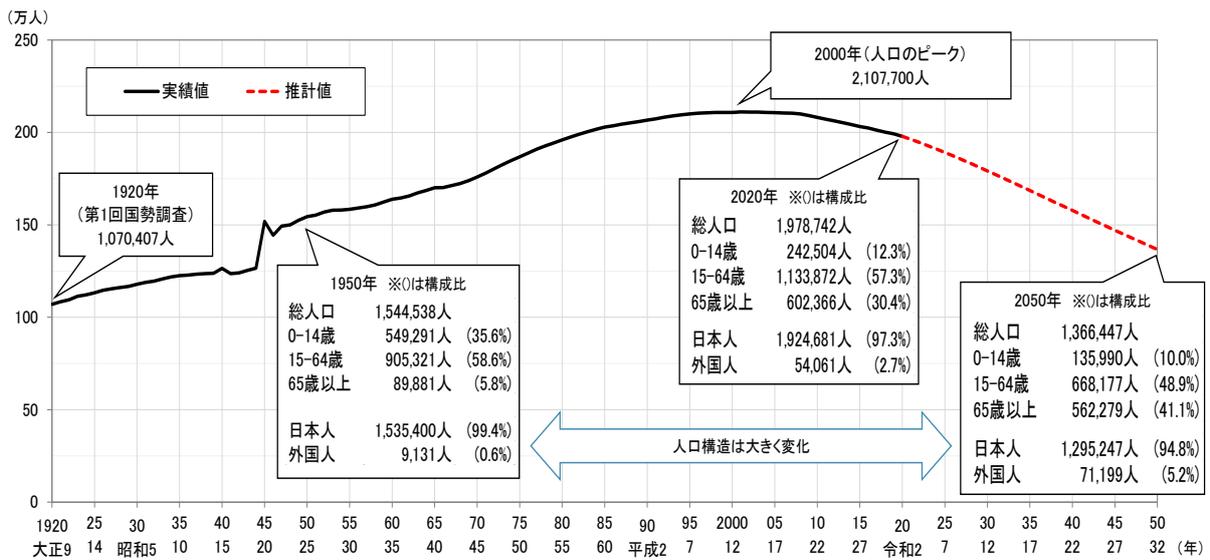
7 社会状況の変化

(ア) 人口減少及び少子高齢化の進展

岐阜県の人口は、2020年の1,978,742人に対して、2050年の推計人口は1,366,447人となり、約61万人減少すると推定されています。

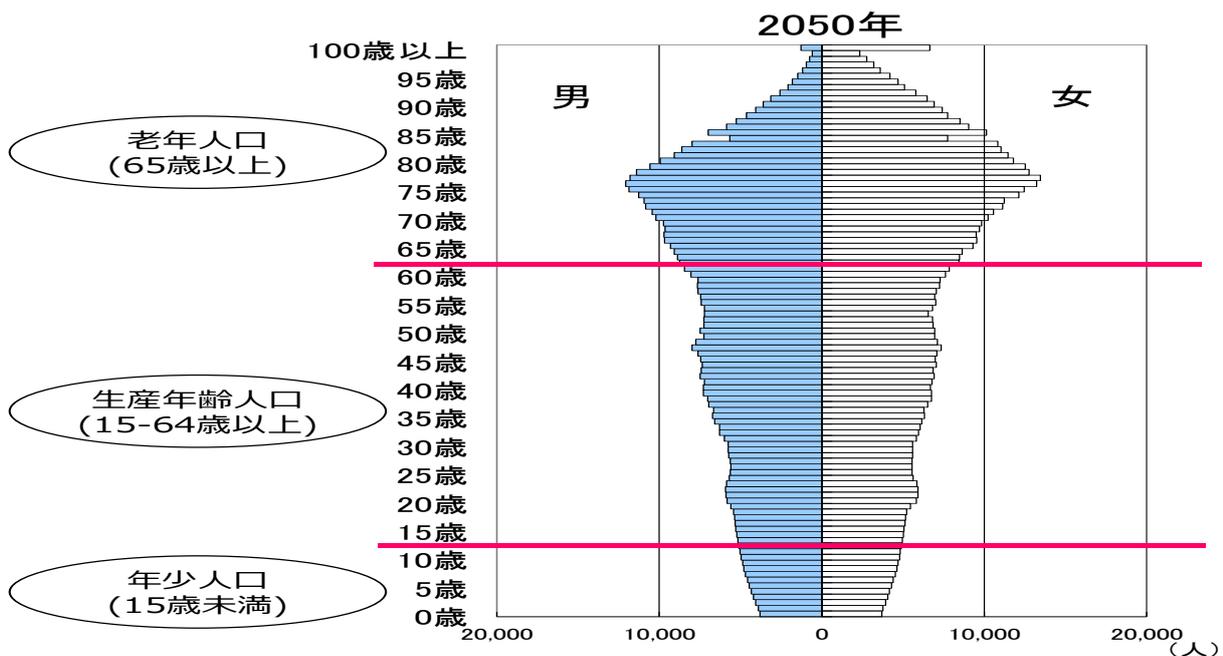
階層別にみると、64歳以下の人口が大きく減少する一方、65歳以上の人口は横ばいが見込まれ、少子・高齢化が一層進むことが予想されています。

図表7-1 岐阜県の人口の推移と将来の見通し



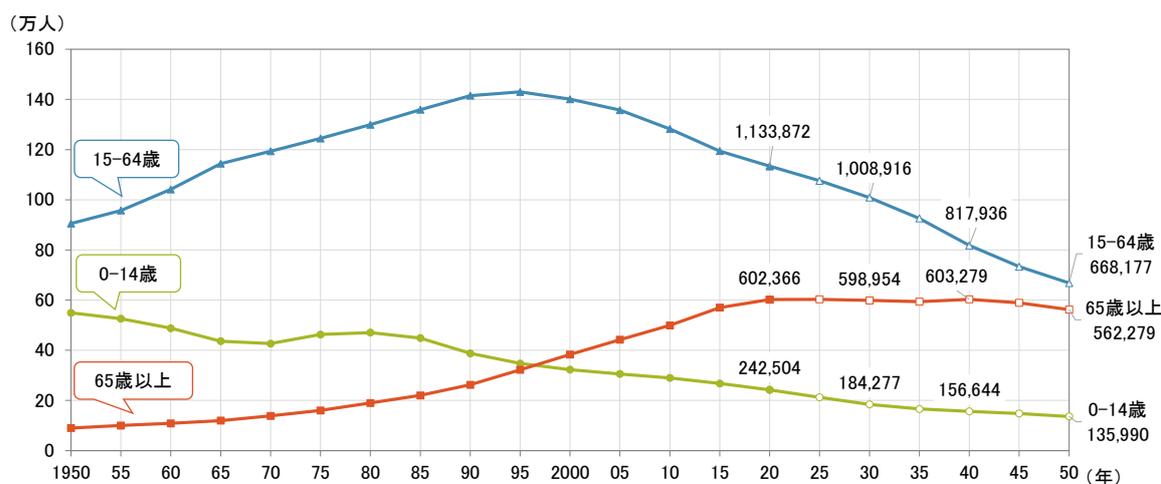
出典：総務省「国勢調査(1945年は「人口調査）」、総務省「人口推計(国勢調査による補間補正人口)」

図表7-2 2050年の人口ピラミッドー岐阜県



出典：岐阜県政策研究会人口動向研究部作成

図表7-3 年齢3区分別の人口の推移（1950年～2050年）－岐阜県



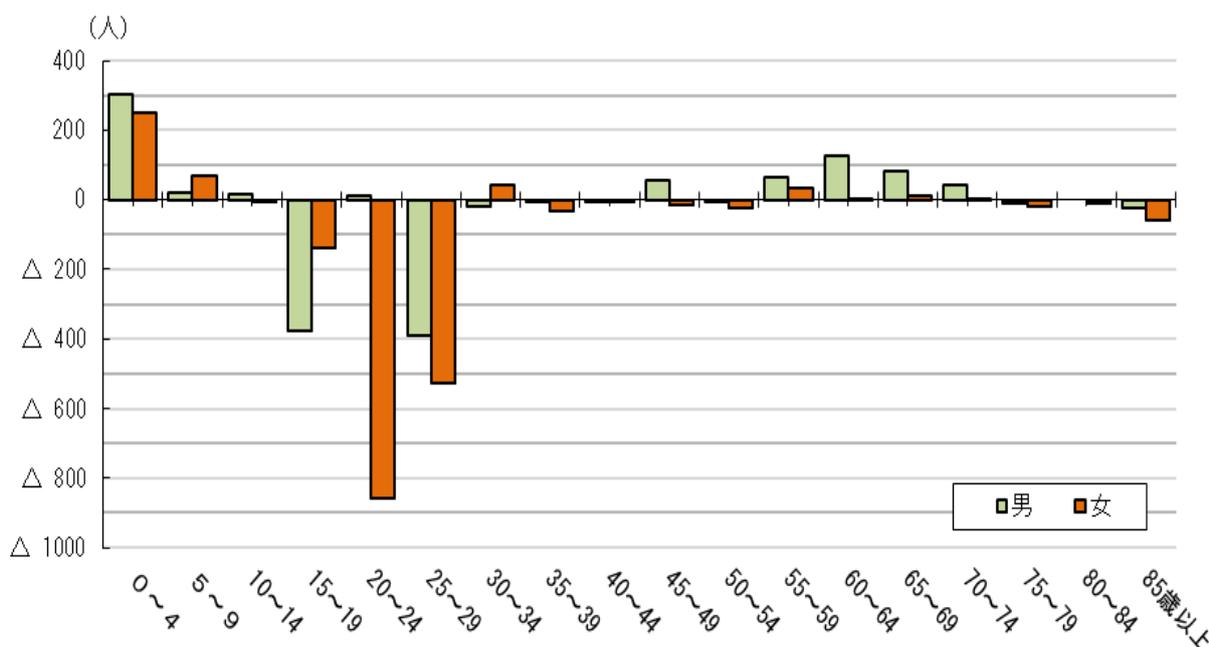
出典：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は岐阜県政策研究会人口動向研究部会作成

(イ) 人口流出の現状

本県では、主に20代から30代の若者が県外へと流出する傾向が続いており、特に女性において顕著となっています。その主な理由は、「職業上の理由」となっています。

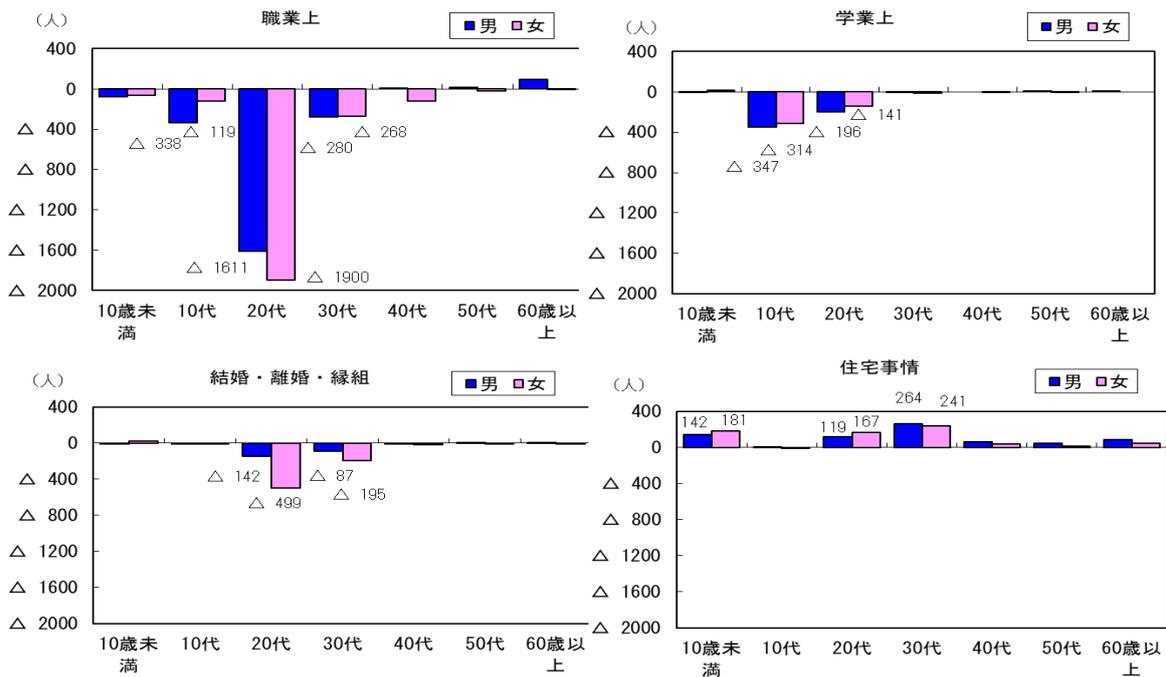
人口の自然減に加え、若者の県外流出に伴う人口の社会減は、各産業の人材不足につながっており、少子高齢化・人口減少が一層加速する要因の一つにもなっています。

図表7-4 男女、年齢（5歳階級）別転入転出差－岐阜県



出典：県統計課「令和4年（2022年）岐阜県人口動態統計調査」

図表7-5 主な移動理由別、男女、年代別転入転出差—岐阜県



出典：県統計課「令和4年（2022年）岐阜県人口動態統計調査」

<参考1> 県内大学生・社会人へのアンケート（2023年7月、9月実施） 主な意見

○何故、若者が県外に流出していると考えるか。

- ・働きたいと思える魅力のある職場が少ない。都会での生活を一度は経験してみたい。狭くて濃密なコミュニティから一度離れてみたい。（男性・大学生）
- ・女性のキャリアアップが都会の方が進んでいるイメージが強いから。（女性・大学生）
- ・多様な働き方を採用している企業が少ないイメージが強くある。（30代女性・県外出身）

○若者の県外流出の要因として、「古い通念や固定的な性別役割分担意識」がどの程度影響しているか。

- ・生まれた地域内では「固定的な性別役割分担意識」が強いから外に行きたい。（男性・大学生）
- ・女性は〇〇であるべきだ、という固定的な概念は田舎の企業ほどぬぐいきれていないのが現状。（30代女性・県外出身）

<参考2> 移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書（「内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局」（2020年3月））

○地方圏出身20代30代が地元に戻らない理由

- ・男女共通で「コミュニティが狭すぎる」「仕事がないこと」等が挙げられた。
- ・女性特有の理由として「帰りたいのに、地元の価値観（女性への偏見等）になじめない」という意見が聞かれた。

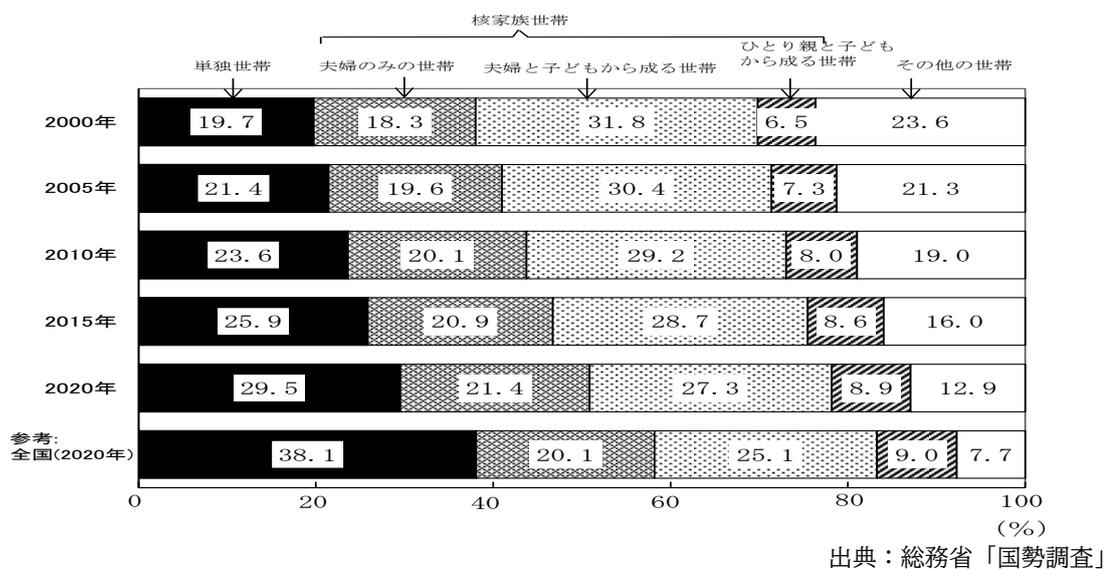
(ウ) 家族形態の変化

①世帯構成

岐阜県の2020年の単独世帯の割合は29.5%、核家族世帯の割合は57.6%となっています。単独世帯の割合は年々増加しており、2000年と2020年を比較すると、9.8ポイントの差となっています。

一方で三世帯同居等のその他の世帯の割合は年々減少しています。

図表7-6 一般世帯の家族類型別割合-岐阜県・全国

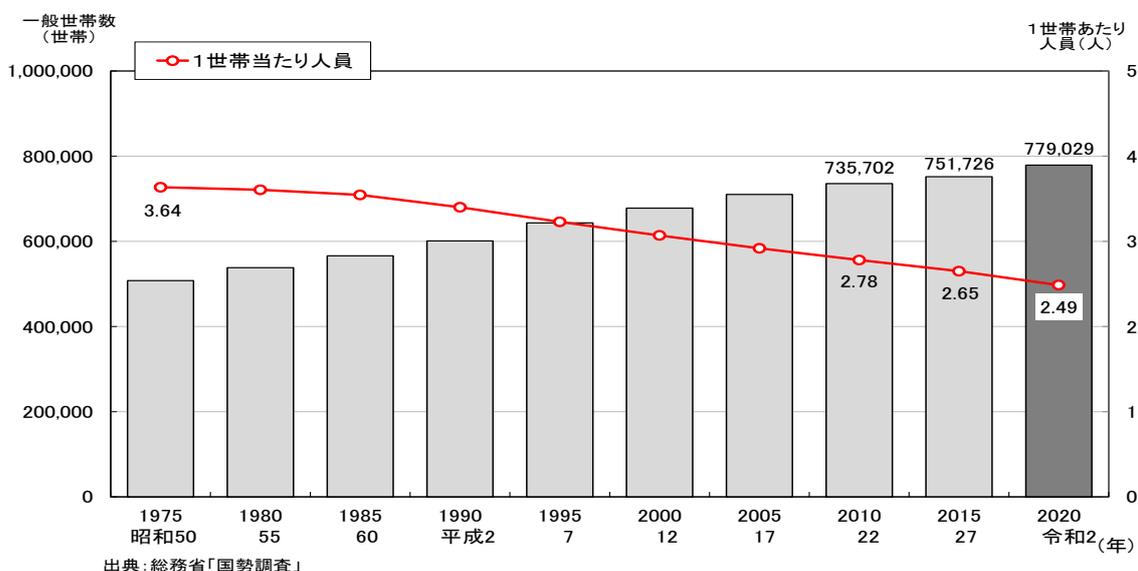


②世帯の状況

2020年の岐阜県の一般世帯数は779,029世帯となり、2015年と比べ27,303世帯(3.6%)増加し、過去最高となっています。

1世帯当たり人員は2.49人と減少し、過去最低となりましたが、多いほうから全国5位となっています。

図表7-7 岐阜県の一般世帯数及び1世帯当たりの人員の推移



8 県民意識の動向

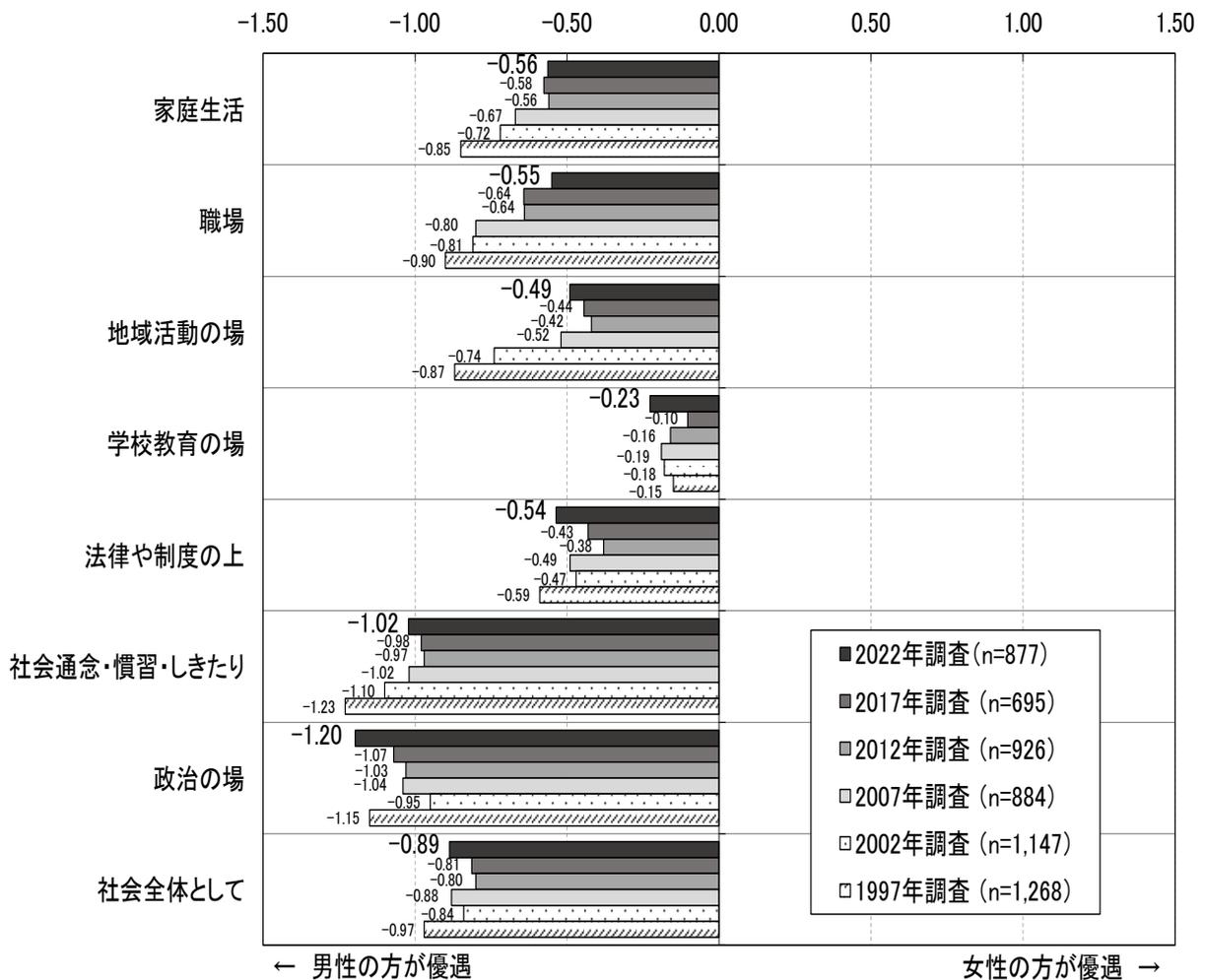
(「男女共同参画に関する県民意識調査(2022年8~9月実施)」より)

①男女平等に関する意識について

「家庭生活」から「社会全体として」まで、いずれの分野においても、「男性の方が優遇されている」ととらえられている傾向が見られます。特に、「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」、「社会全体として」の分野で「男性の方が優遇されている」という意識が高くなっています。

過去の調査と比較すると、「家庭生活」、「職場」を除く分野で「男性の方が優遇されている」の意識がやや高まっています。

図表8-1 男女の地位の平等感(得点化・過去調査との比較)



※回答の傾向をより明確に視覚化するため、各選択肢の回答者数に以下のとおり得点を乗じ、無回答を除いた回答者数で除した値を得点とした。

-2	-1	±0	+1	+2
男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている

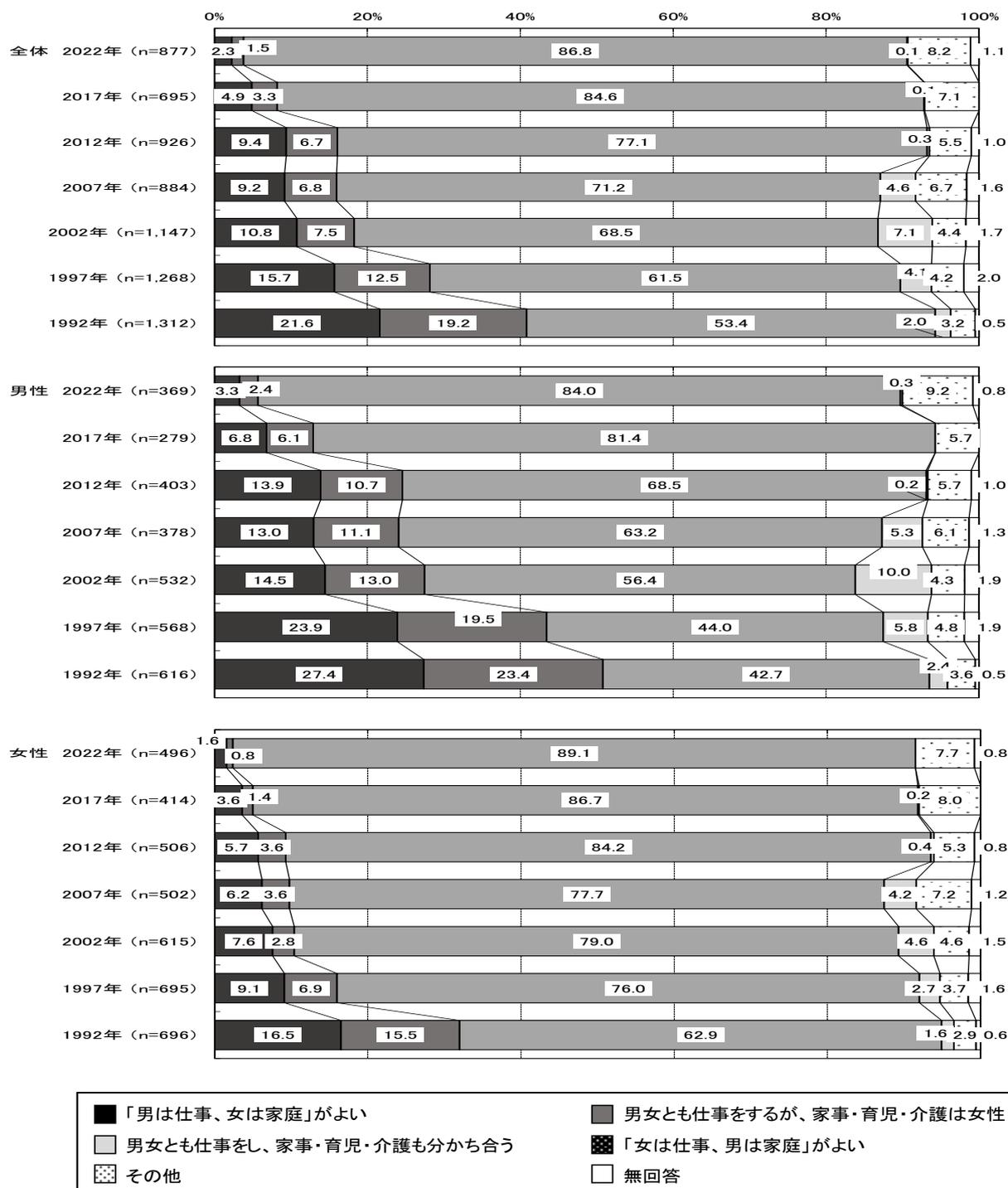
出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査(2022年調査)」

②固定的な性別役割分担意識について

全体では「男女とも仕事をし、家事・育児・介護も分かち合う」が86.8%と最も高く、性別で見ると、男性が84.0%、女性が89.1%と5.1ポイントの差がみられます。

また、過去の調査と比較すると、調査を重ねるごとに、「男は仕事、女は家庭」の割合は減少傾向であり、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護も分かち合う」の割合は増加傾向にあります。

図表8-2 性別によって男女の役割を決める考え方について（過去調査との比較）



出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）」

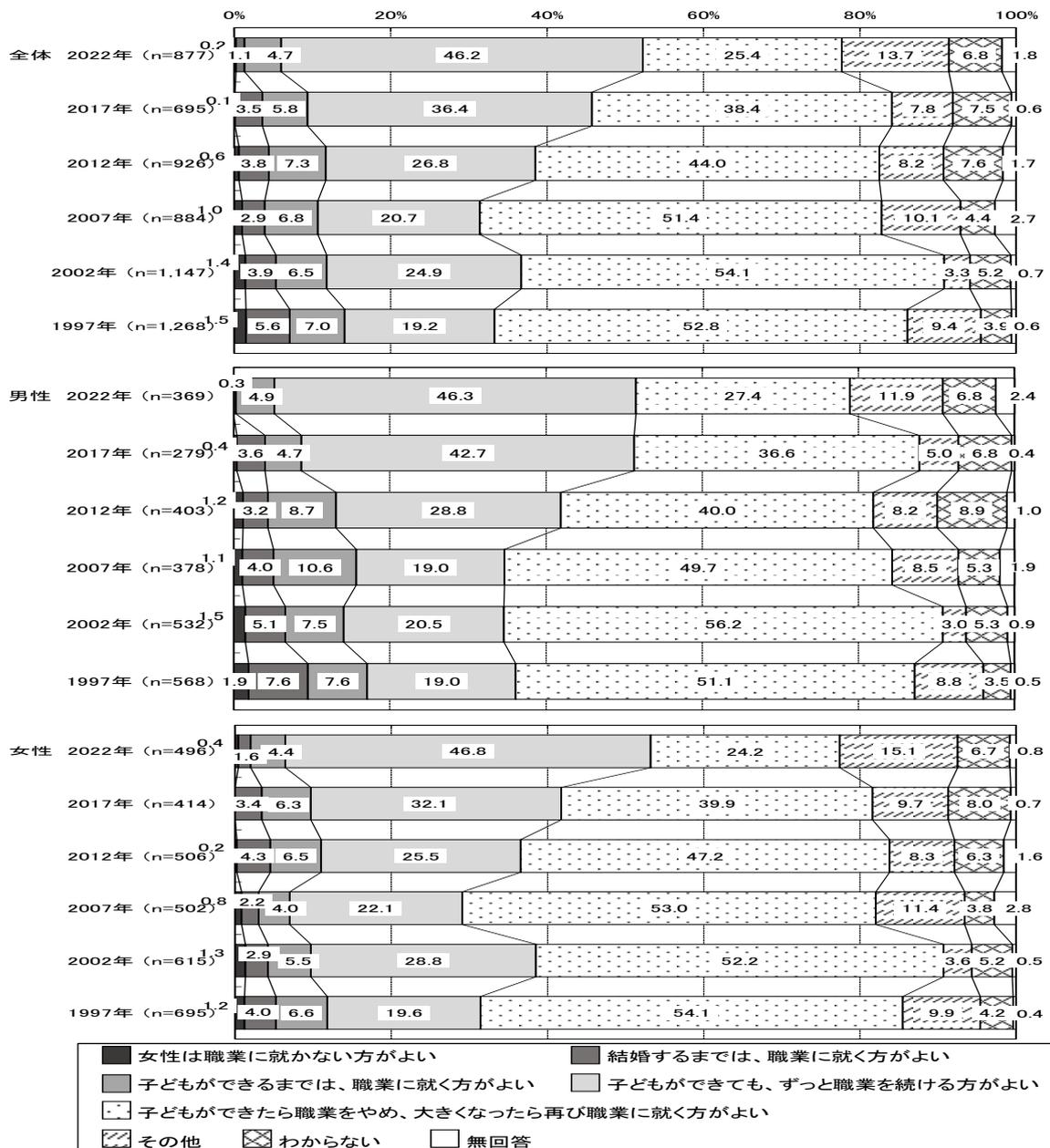
③就労・働き方について

女性が職業に就くことについての考え方について、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が46.2%と最も高く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい」の順となっています。

また、選択肢を全国調査と合わせて比較すると、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい」では、全国27.1%に対して、岐阜県が32.0%と意識の違いが現れています。

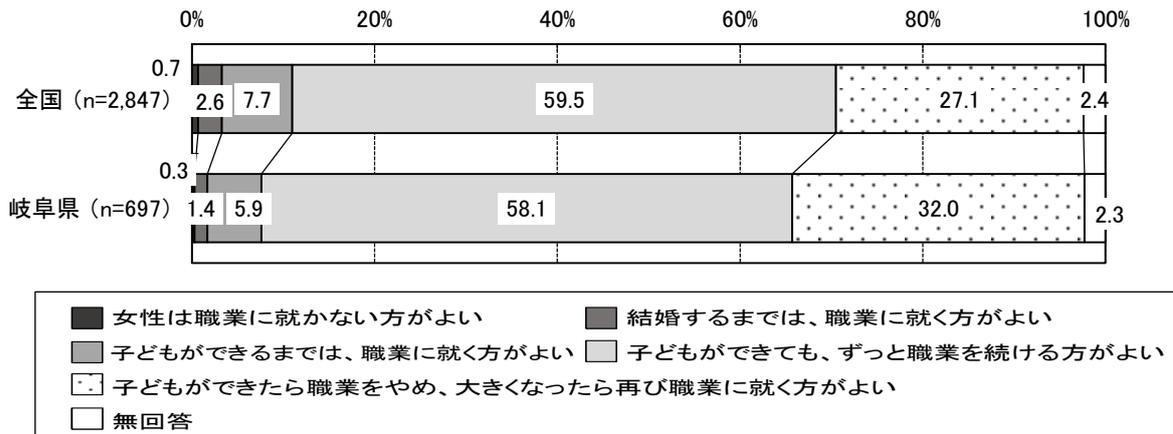
過去の調査と比較すると、岐阜県において「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい」については減少傾向にあり、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」については増加傾向にあります。

図表8-3 女性が職業に就くことについての考え方（過去調査との比較）



出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）」

図表8-4 女性が職業に就くことについての考え方（全国調査との比較）
（全国調査と比較するために、県調査の選択肢を国調査と合わせて再計算）



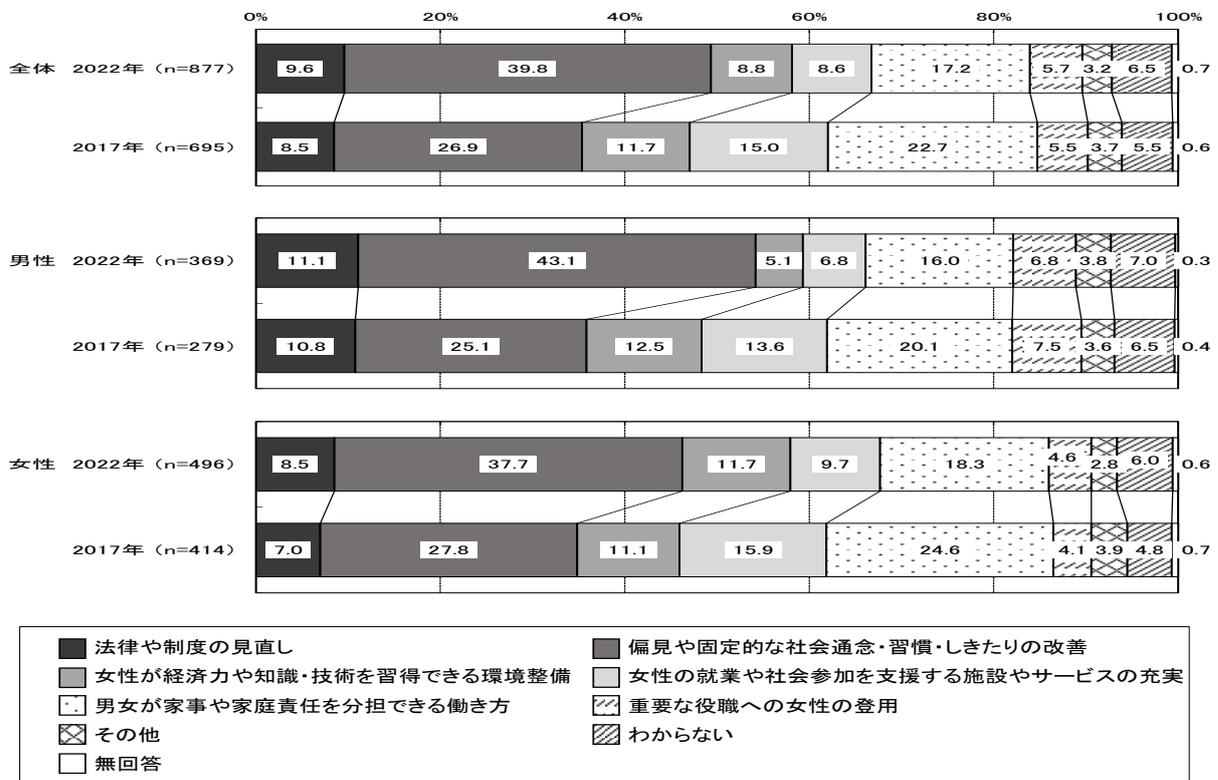
出典：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（2022年調査）」
県男女共同参画・女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）」

④男女がもっと平等になるために重要なことについて

全体では「偏見や固定的な社会通念・習慣・しきたりの改善」が39.8%と最も高く、次いで「男女が家事や家庭責任を分担できる働き方」が17.2%、「法律や制度の見直し」が9.6%となっています。

前回調査と比較すると、「偏見や固定的な社会通念・習慣・しきたりの改善」が12.9ポイント高くなっています。

図表8-5 男女がもっと平等になるために重要なことについて（前回調査との比較）



出典：県男女共同参画・女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）」

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

この計画は、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」の基本理念を踏まえ、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的利益を等しく受けることができ、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現を目標とします。

また、この計画は「女性活躍推進法」に基づき、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会の実現を目指します。

2 計画の基本理念

この計画の基本理念は、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」の基本的な考え方に基づき、以下のとおりとします。

- ① 男女が性別にかかわらず一人の人間として大切にされること、男女が性の違いによる差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が得られることなど男女の人権が等しく尊重されること。
- ② 男女が、社会活動を行う上で、役割分担意識（「男は仕事、女は家事や育児に専念すること」などと性によって役割を決める考えをいう。）から生まれる制度又は慣習により自由な選択を妨げられることのないようにすること。
- ③ 県、事業者その他の団体及び市町村が、その政策又は方針を計画し、決定する場合に、男女が、対等な立場で参画する機会が得られること。
- ④ 男女が、家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら、子育て、家族の介護などを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようにすること。
- ⑤ 県、県民、事業者その他の団体及び市町村が、この計画の目標の実現のために協力し、それぞれが責任を持って取り組むこと。

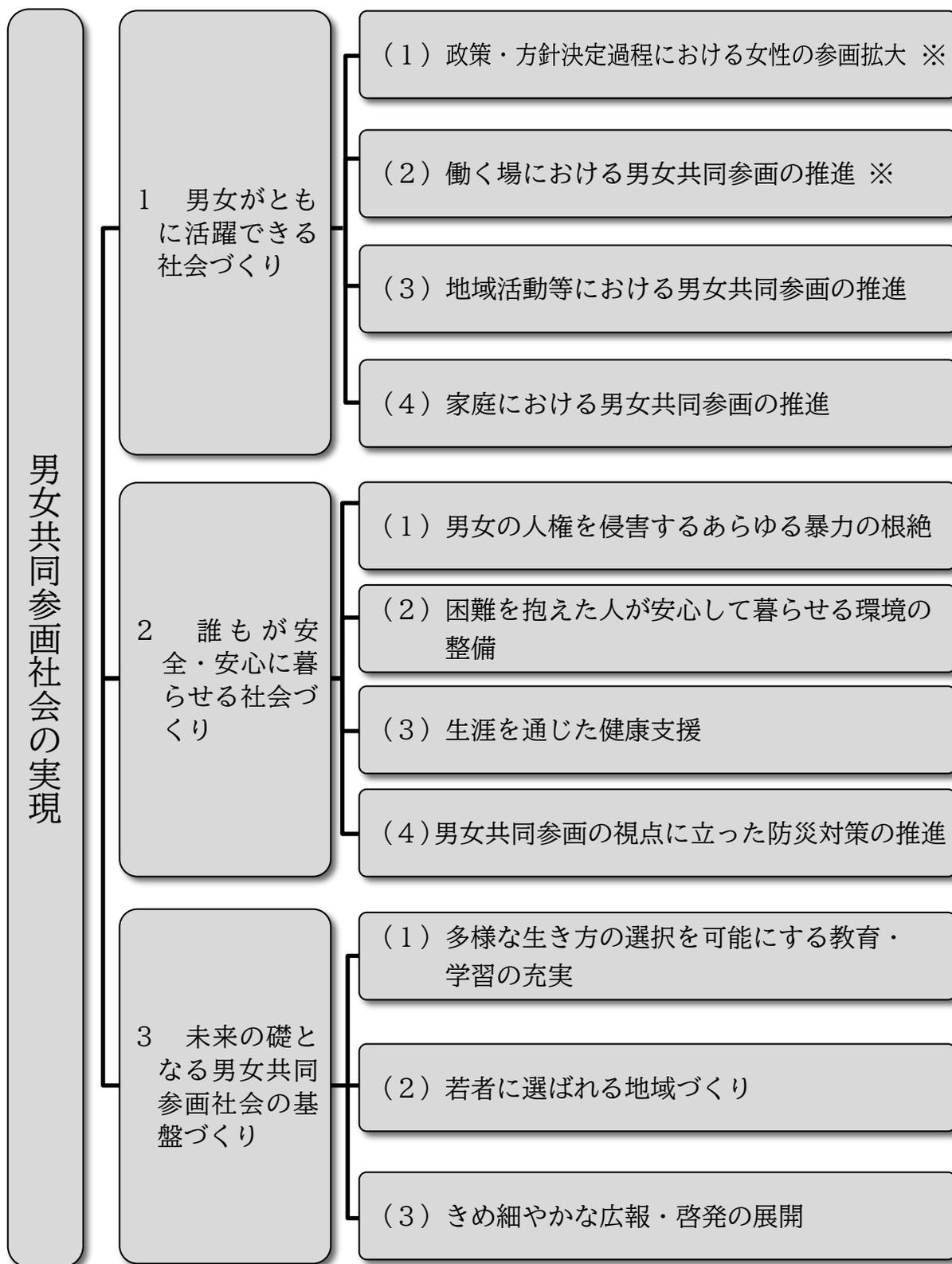
また、「女性活躍推進法」に掲げられている以下の基本原則に基づき、職業生活における女性の活躍推進を進めます。

- ① 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、固定的な性別役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。
- ② 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- ③ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

3 計画の体系

【めざす姿】【政策の3つの柱】

【施策の方向】



※は女性活躍推進法に基づく県推進計画

第4章 重点事項と施策の方向

1 重点事項

男女共同参画は徐々に進展しつつありますが、依然として社会のあらゆる場面で、男女の地位の不平等感や固定的な性別役割分担意識がある、政策・方針決定過程や働く場における女性の活躍が進んでいない等のジェンダー・ギャップ（男女の性差によって生じる格差）があり、その背景にはアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が存在することが指摘されています。さらに人口減少及び少子高齢化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化などの現状を踏まえ、第5次計画では、3つの柱に沿って、10の重点事項に取り組み、男女ともにアンコンシャス・バイアスに影響されることなく、自らが希望するライフスタイルを選択できる男女共同参画社会を実現していきます。

1 男女がともに活躍できる社会づくり

○政策や方針決定過程における女性の参画拡大 重点事項1

人口減少及び少子高齢化の進展による労働力人口の減少が進む中で、女性を始めとする多様な人材の能力を活用することは、地域が活力を失うことなく、持続可能な社会を実現していくために不可欠です。

男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は極めて重要であり、政治・行政、民間、地域活動等あらゆる分野における女性の参画拡大を推進していきます。

○男性の育児休業取得や仕事と家庭との両立がしやすい環境整備 重点事項2

女性の登用やワーク・ライフ・バランスを推進するためには、企業経営者や管理職等の理解が重要であり、あらゆる機会を通じて意識啓発を図り、男女が共に能力を発揮でき、長時間労働の解消や育児・介護休業、短時間勤務制度の定着など多様な働き方ができる就業環境づくりを促進します。

○女性のキャリアアップや就業継続に向けた支援 重点事項3

働く場における女性の活躍推進のため、意欲ある女性に対するキャリアアップに向けた支援や就業継続への支援を推進します。

○男性の家事・育児・介護への参画促進 重点事項4

男女共同参画社会の実現に向けては、あらゆる分野への女性の参画拡大と、男性の家事・育児・介護等への参画の推進は車の両輪のようなものであり、どちらもあわせて取り組んでいく必要があります。

男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすい社会を築くものであるとの理解を深め、男女ともに仕事と家庭の責任を分かち合える社会をめざして、男性の家事・育児・介護等への参画に向けた取組を推進します。

2 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

○困難を抱えた人への支援 **重点事項5**

女性を中心に抱える課題は生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、孤独・孤立対策といった視点も含め、多様かつ包括的に支援します。

○高齢者や在住外国人等多様性を尊重する環境整備 **重点事項6**

高齢者であること、障害があること、外国人やルーツが外国にあること、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、このような人々についての正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めます。

○生涯をいきいきと暮らすための心身の健康づくり **重点事項7**

生涯を通じた健康の保持のためには、疾患の罹患状況や、健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることなどに鑑み、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要です。

特に女性については、その心身の状況が年代に応じて大きく変化するという特性から、長期的、継続的かつ包括的な観点に立って健康の増進を支援します。

○男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進 **重点事項8**

災害対応に当たっては、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した取組、避難生活等における女性と男性の安全・安心の確保等、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階における取組を推進します。

3 未来の礎となる男女共同参画社会の基盤づくり

○若者に選ばれる地域づくり **重点事項9**

若者、特に女性の都市圏への転入超過が進む中、若者にとって魅力的な地域を作り、その希望に応じて、仕事と家庭を両立することができ、個性と能力を充分発揮できるよう、若者が活躍できる地域社会を構築します。

○男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成 **重点事項10**

男女が共に自立して個性と能力を発揮し、人生を通じたそれぞれの段階において、一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の充実を図ります。

あわせて、男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画に関してさらに県民の認識や理解を深めていくため、職場、学校、家庭、地域などのあらゆる場において、対象に応じたきめ細やかな広報・啓発を展開します。

2 施策の方向

1 男女がともに活躍できる社会づくり

【めざす姿】

男女がともにあらゆる分野で、性別にかかわらず、自分らしい主体的な生き方をするための多様な選択や、最大限の能力発揮ができる男女共同参画社会の実現を目指します。

(1) 政策・方針決定過程における女性の参画拡大



※上のアイコンは、SDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のうち、本項目に関連のあるものを示しています。（以下、同じ。17の開発目標一覧はP67を参照）

【現状と課題】

(男女の地位の平等感)

- 県民意識調査によると、男女の地位の平等感について、依然としてすべての分野で「男性の方が優遇されている」ととらえられている傾向が根強く残っています。
男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、社会制度や慣行を必要に応じて見直すことも重要です。

(固定的な性別役割分担意識)

- 県民意識調査によると、調査を重ねるごとに「男女とも仕事をするが、家事・育児・介護は女性」という考え方は減少し、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合う」という考え方が増加しています。「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表される、固定的な性別役割分担意識は、徐々に薄れつつありますが、まだその解消には至っていません。
男女共に、固定的な性別役割分担意識にとらわれることによって、一人ひとりの活動の幅を狭くしたり、能力発揮の妨げになったりすることもあるため、男女共同参画に関する理解を深めることが必要です。また、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会づくりが求められています。

(政策・方針決定過程への女性の参画)

- 県の審議会等の委員への女性の参画については、2023年4月1日現在で、全体では45.3%と目標を達成しています。しかし、全83機関のうち、17機関が岐阜県男女共同参画計画（第4次）で目標としている40.0～60.0%を達成しておりません。そのうち、9機関については、女性委員の参画が40.0%を下回っている状況です。
また、地方議会における女性議員の割合も依然として低い状態にあります。
- 2020年の国勢調査によると、県内の管理的職業従事者に占める女性の割合は13.0%で、全国の都道府県で45位と低位となっています。多くの産業分野で本県

は全国を下回っていることから、社会の様々な分野における女性の参画を一層拡大していく必要があります。

【施策の方向】

政治、経済、社会などあらゆる分野で男女が共に意思決定の場に参画することによって、多様な視点を取り入れ、将来にわたり持続可能な社会を目指します。

【主な取組】

- ①政治・行政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 **重点事項1**
- ・ 県の審議会等において、委員の男女の数ができる限り等しくなることを目指し、男女のいずれか一方の委員の比率が40%に達しない審議会等をなくします。
 - ・ 県の審議会等において、委員の男女比の適正化を図るため、女性人材リストの活用を促進します。
 - ・ 地方議会における女性の参画の意義についての理解促進を図ります。
 - ・ 県職員・教職員について、女性管理職の増加や、女性の職域拡大を推進します。
 - ・ 警察本部においては、女性警察官の採用・登用の拡大を図るとともに、女性が働きやすい職場環境の整備に努めます。
 - ・ 市町村・事業者・各種団体に対して、女性管理職の登用拡大や、各種委員、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるよう働きかけます。
- ②民間における方針決定過程への女性の参画拡大 **重点事項1**
- ・ 将来的に管理職を目指す女性従業員向けの各種講座を実施します。
 - ・ 県内中小企業にアドバイザーを派遣し、企業等の個別課題に応じたコンサルティングを実施するとともに、県内企業等が独自に実施する企業内研修への講師派遣を実施します。
 - ・ 女性の活躍を応援するポータルサイト「ぎふジョ！」の運用を通じて、女性活躍に関する講座等のイベント情報の発信や活躍女性等のロールモデルを紹介していきます。
 - ・ 男女共同参画・女性の活躍支援センターにおいて、女性活躍推進に向けた各種講座を実施します。

(2) 働く場における男女共同参画の推進



【現状と課題】

(女性の就業状況等)

- 2020年の国勢調査で、岐阜県の女性の労働力率を年齢階級別にみると、M字カーブの谷(30歳~34歳)は浅くなってきているものの、2020年で76.7%と全国より2.9ポイント深くなっています。また、従業上の地位をみると、25歳から29歳を

ピークに女性の正規雇用比率の低下が見られるため、女性が出産等を契機に非正規雇用化するいわゆる「L字カーブ」の解消に向けた支援の強化が必要です。

- 2022年の岐阜県の所定内給与額は、男性319,900円、女性237,300円で、男女間格差は82,600円となっています。その要因として、子育て期に女性が非正規従業員となって共稼ぎをする傾向が強いため、女性管理職比率の低さとも相まって、男女の賃金格差が大きくなっていることが考えられ、格差解消に向けた取組が必要です。
- 結婚や子育てをしながらでも働きたい女性の希望をかなえるために、そのライフスタイルに合った雇用形態の整備や、保育・介護サービスの充実、男性の家事・育児・介護等への参画等、女性が働きやすい環境の整備が求められています。
- 女性が妊娠中や出産後も安心して働くことができるとともに、男性が主体的に家事・育児・介護等に参画できる環境を整備するために、妊娠・出産や育児・介護休業に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント、パタニティー・ハラスメント等）がない職場づくりが必要です。

（多様な働き方ができる職場環境の整備）

- 人口減少社会においては、子育てや介護にかかる個人の負担が大きいことや、個々人のライフスタイルの変化、意識・価値観の変化に伴い、就業の形態も多様化が求められていることから、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークなど多様な働き方を選択できる職場環境の整備が求められています。

（育児や介護等社会的サービスの充実）

- 安心して子育てができる社会の実現に向け、地域における子育て支援や多様な保育サービスが身近に受けられることが必要です。また、様々な立場の男女が共に仕事と家庭、地域活動を両立できるよう、介護休業等の情報の周知や各種制度の定着を図るなど、育児・介護等の社会的サービスを充実する必要があります。

（男性中心型労働慣行の変革）

- 2022年の就業構造基本調査によると、週労働時間が60時間以上の人の割合は、男性が8.1%と、女性を5.0ポイント上回っており、長時間労働が男性の家事・育児・介護等への参画の障害になっています。
- 働く場においては、家庭等と仕事を両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっている男性中心型労働慣行を変革する必要があります。

（ワーク・ライフ・バランスの推進）

- 県民意識調査によると、家庭等と仕事の両立について「家庭や地域活動と仕事を両立」を希望する人の割合が43.9%と最も高いものの、現実には25.1%となってお

り、希望と現実がかい離しています。そのため、性別にかかわらずすべての労働者の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が必要です。

(女性のキャリアアップに向けた雇用環境の整備と支援)

- 2020年の国勢調査によると、管理的職業従事者に占める女性の割合は13.0%で、全国45位と低い状況にあり、女性の希望に応じたキャリアアップの支援が必要です。
- 出産や育児を契機に離職した女性が多い中で、育児や子育てが一段落した段階での再就職における雇用形態はパート等が多数を占めているのが現状です。これは、離職期間中におけるキャリア教育の機会が少ないことも影響しているため、離職期間中のスキルアップ、キャリアアップの機会の創出・支援が必要です。

(農林畜水産業における男女共同参画の推進)

- 活力ある農山村の維持・発展のためには、農業就業人口の半数を占める女性が、農林畜水産業経営や地域社会への一層の参画を図ることが極めて重要であることから、「ぎふ農業・農村男女共同参画プラン」を策定し、農山村における男女共同参画社会の実現に向け、施策を推進してきました。その結果、家族経営協定の締結の増加や農業委員及びJA役員の女性割合が高まるなどしてきた一方、固定的な性別役割分担意識や古い慣習等が根強く残っており、政策・方針決定過程への参画は十分とはいえず、引き続き取組を進めていく必要があります。

(自営業、起業家等に対する支援)

- 商工業等の自営業は、時間的にも空間的にも仕事と生活を分けることが困難であり、特に女性は家事労働も含め、長時間労働になりやすい傾向にあります。自営業の家族従業者である女性が、家庭と仕事双方において実質的に重要な役割を果たしていることに対する正当な評価が得られるよう啓発を進めるとともに、生産の担い手としての技術・経営管理能力向上、就業条件の整備を図る必要があります。
- 女性の起業にあたっては、家庭との両立や経営ノウハウの不足などが課題となっており、ワンストップで様々な経営課題に関する相談に応じるほか、経営基盤の強化を支援する必要があります。

【施策の方向】

働く場において、男女が共に能力を最大限発揮して、いきいきと働き、活躍できる社会の実現を目指します。

【主な取組】

- ①女性の活躍推進に向けた組織風土づくり **重点事項2**
 - ・企業における女性の登用を経営戦略とすることの重要性を周知し、企業経営者や管

理職等の意識改革を図ります。

- ・部下の育児や介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司（イクボス）を養成し、女性の活躍と長時間労働の是正など働き方改革の推進に向けた組織風土づくりを促進します。
- ・働き方改革や女性管理職登用の優良事例を広く共有し、その普及を図ります。
- ・企業等における男女双方の無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）から生じる悪影響をなくするため、解消に向けた職場改革の優良事例を広く共有し、職場における男女共同参画を推進します。
- ・パートタイム労働等多様な形態で働く労働者の労働条件向上のため、啓発などの働きかけを行います。
- ・セクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産や育児・介護休業に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント、パタニティー・ハラスメント等）がなく、就業を継続しやすい職場づくりに向けた意識啓発を推進します。
- ・国の関係機関等と連携し、各種労働法制や女性活躍推進法等を踏まえ、男女の均等な機会及び待遇の確保や女性の活躍推進を事業者等へ働きかけます。

②男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの実現 重点事項2

- ・ワーク・ライフ・バランスが個人生活の充実や企業の活性化につながることなどの広報・啓発を通じて、ワーク・ライフ・バランス推進の社会的気運の醸成を図ります。
- ・男性中心型労働慣行等の変革を促進し、労働時間の短縮や年次有給休暇等各種休暇の取得を促進します。
- ・子育て世代の男性社員の残業を抑制し、家事・育児への参画を促す企業の優良な取組事例を紹介し、その普及を促進します。
- ・育児・介護休業、短時間勤務、フレックスタイム勤務、テレワークなどライフスタイルに応じた多様な働き方について普及を進めます。
- ・「早く家庭に帰る日」（毎月8のつく日）については、県が積極的に取り組むとともに、より多くの市町村や企業でこの取組の趣旨が理解され、実践されるよう、PRに努めます。
- ・公共調達等において、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価するなどのインセンティブ付与の取組を進めます。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、専門家派遣により、企業における雇用環境の改善など課題解決を図ります。
- ・岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の拡大に向けた取組とともに、認定企業のブラッシュアップに向けた取組を推進します。
- ・育児・介護休業等の制度を定着させ、特に育児休業の取得率が低い男性が取得しやすい就業環境づくりを促進します。
- ・新・放課後子ども総合プランを推進するほか、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターの運営等の支援、保育所等が実施する通常保育や延長保育等の

特別保育、低年齢児保育、病児・病後児保育の支援を行い、地域における子育て支援機能の充実を図ります。

- ・事業所内保育所の先進事例や支援制度の紹介、病院内保育所の運営支援等を通じて、事業所内保育所の整備を促進します。

③女性の経済的自立に向けた支援 重点事項3

- ・県内企業等の意欲ある女性を対象とした研修の実施を通じ、将来、企業等の中核を担う女性人材の育成を支援します。
- ・県内で活躍する女性と県内企業の女性社員や大学生との交流会の開催、活躍する女性ロールモデルのホームページでの紹介等を通じ、女性自身の意識改革を図ります。
- ・キャリア継続や再就職を希望する女性を対象としたデジタルスキルの習得を支援し、女性の就業機会を拡大します。
- ・若手・子育て中の女性従業員や育児休業中の女性従業員等の就労・子育ての両立に係る不安解消に向けた取組を推進します。
- ・出産・育児・介護等のために離職した女性が、離職前のキャリアや離職中に磨いたスキルを生かすことができるよう、再就職に向けた支援を行います。
- ・農林畜水産業や建設業など女性の経営者や就業者が少ない分野での女性の活躍を支援します。
- ・起業を目指す女性に対して、情報提供や学習機会の提供などの支援の充実を図ります。
- ・男女間賃金格差の要因の解消に向け、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、女性活躍推進に関する認定の取得等に向けた支援を実施します。

④農林畜水産業における男女共同参画の推進

- ・女性の農業経営や社会への参画を図るため、家族経営協定の理解と締結を促進し、継続的な支援を行います。
- ・女性の農林畜水産業経営への主体的な参画促進のため、技術と経営能力に加え企画力の向上や働きやすい環境づくりを支援します。
- ・農業委員、農林畜水産業団体の役員等への女性の登用を促進し、政策・方針決定過程への女性の参画促進や次代の女性リーダーの育成を支援します。

⑤自営業者、起業家等に対する支援

- ・商工業等の自営業における男女共同参画意識を高めるため、各種の啓発を行います。
- ・商工業等の自営業における女性の自主的取組、技術・経営管理能力開発を支援します。
- ・経済団体において、政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう働きかけます。
- ・起業について学びたい女性を対象とした講座を実施するとともに、女性の起業相談に対応するアドバイザーを設置します。
- ・創業等事業化にあたり必要となる支援を行うにあたって、女性起業家に対して優遇措置を実施します。



(3) 地域活動等における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 誰もが身近にある地域社会を、活力があり、持続可能なものとするためには、性別に関わらず誰もが地域活動等に参画することが必要です。地域活動等においては、リーダーとして活躍する女性も見られるようになってきたものの、依然として、自治会、PTA等においては、男性が主要な役員を占める場合や、分野によって男女の参画が偏っていることがあります。
- 地域おこし・まちづくり・観光、環境など、身近で直接暮らしの改善につながる分野においても、男女が共に参画し、多様な発想や活動の活性化を図ることによって、新たな取組が期待できます。

【施策の方向】

人口減少社会において地域の活力を維持していくために、男女が対等なパートナーとして意見を出し合い、共に責任を分かち合いながら、積極的に活力ある地域づくりに参画できる社会を目指します。

【主な取組】

①自治会活動等における男女共同参画の推進

- ・地域活動における重要事項の決定過程に男女が共に参画し、主要な役員にも男女問わず就任できるよう啓発事業等を通して働きかけます。
- ・地域活動における女性リーダーの育成や、性別や年齢を問わず多くの人の地域活動への参画を促進するための広報・啓発を行います。
- ・男女共同参画の視点に立った地域づくりについての学習機会の提供を推進します。
- ・社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同参画の必要性が共感できるよう、効果的な広報・啓発を行います。

②地域おこし・まちづくり・観光分野における男女共同参画の推進

- ・地域おこし・まちづくり・観光分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。
- ・地域おこし・まちづくり・観光分野において、男女共同参画の視点で取り組んでいる団体や個人の活躍事例を紹介し、取組を促進します。

③環境分野における男女共同参画の推進

- ・環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

(4) 家庭における男女共同参画の推進



【現状と課題】

- 県の意識調査では、家事、育児、介護のいずれについても、依然としてその多くを女性が担っているという結果が出ています。
- この背景としては、長時間労働などで男性が家事等にかかわることが難しくなっているほか、男性の家庭での役割や責任に対する職場の無理解、男女ともに深く根ざした「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワークやオンラインの活用が急拡大しました。テレワーク等によって男女ともに育児や介護等のライフステージや生活スタイルに応じた柔軟な働き方が可能となることから、より一層の環境整備が必要です。
- 県の調査では、女性の育児休業取得率は、2023年度で96.4%と高い割合を維持していますが、男性は36.6%と依然として低い状況が続いています。県民意識調査によると、男性が育児休業を取得しない（できない）理由として、男女ともに「なんとなく男性が育児休業を取得しにくい雰囲気があるから」が最も高く、男性が育児休業を取得しやすい環境整備が必要です。
- 男女の別や就労の有無にかかわらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、地域における子育て支援や多様な保育サービスが身近に受けられることが必要です。

【施策の方向】

家事・育児・介護等への男性の参画を推進することにより、男女ともに仕事と家庭の責任を分かち合える社会の実現を目指します。

【主な取組】

- ①家事・育児・介護等を男女が共に担うライフスタイルの促進 **重点事項4**
 - ・家庭における男女共同参画に関する意識啓発や講座の開催等を通じ、男性の意識改革を図ります。
 - ・男女共同参画に関する講座の開催等を通じ、家事・育児・介護等は男女が共同して担っていくという意識を醸成します。
 - ・家事・育児・介護等に参画する男性ロールモデルを紹介するとともに、男性が家事・育児等に従事する際の手引書の作成・配付等を通じ、男性の育児休業取得、家事・育児等への参画を支援します。
- ②男女が共に主体的に家事・育児・介護等に参画できる環境づくり **重点事項4**
 - ・部下の育児や介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司（イクボス）の養成を図ります。

- ・男性中心型労働慣行の見直し等により、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
- ・育児・介護休業等の制度を定着させ、専業主婦世帯の夫を含め、特に育児休業の取得率が低い男性が取得しやすい就業環境づくりを促進します。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大を契機に広まったテレワーク等の多様で柔軟な働き方の定着・拡大を進め、男女ともに仕事と家事・育児・介護等との両立を促進します。
- ・一時預かり、幼稚園の預かり保育、地域子育て支援拠点等、親の就業の有無にかかわらず利用できる、地域における子育て支援機能の充実を支援します。
- ・就労の有無にかかわらず、子育て中の人を抱える悩みや不安の解消に向けた取組を推進します。
- ・介護サービスを支える介護人材の確保及び施設サービス等の基盤整備、地域の支え合いによる制度外サービスなど、介護サービス等の充実を図ります。

2 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

【めざす姿】

性別を理由とする差別や人権侵害を受けることなく、男女が人権としての性と相互の人格が尊重される社会の形成や、男女が共に、生涯にわたり健康で、災害時においても、安全に、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

(1) 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶



【現状と課題】

(男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因)

- ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）や性犯罪、ストーカー、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることもあります。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、自信を失わせるものであり、男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因となっていることから、克服すべき重要な課題です。

被害者の多くが女性であること背景には、男女の固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係など、男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題もあり、女性に対する暴力の根絶に向けて、社会全体で取り組んでいかなければなりません。

また、男性被害者も一定程度存在しており、男女を問わず人権を侵害する暴力の根絶に向けて取り組む必要があります。

(DV被害相談の状況)

- 2022年の県民意識調査によると、配偶者からの暴力については、12.4%の女性が「身体的暴行を受けたことがある」と答えており、16.5%の女性が「心理的攻撃を受けたことがある」、8.3%の女性が「性的強要を受けたことがある」、6.5%の女性が「経済的圧迫を受けたことがある」と答えています。DVという言葉の浸透により、県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、年々増加傾向にありましたが、2021年度には1,418件、2022年度には1,228件と減少しています。DV被害者の60.9%が誰にも相談しておらず、相談しなかった理由は「自分が我慢すればこのままやっていけると思った」が最も多く、次いで「相談しても無駄だと思った」が続いており、広報啓発のあり方には課題があると考えられます。

また、DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、10代、20代のときに交際相手から暴力をふるわれたことがあるという女性も少なくなく、DVは婚姻関係、年齢を問わず起きています。あら

ゆる層への普及啓発により、暴力を許さない社会づくりをしていくとともに、思春期からの暴力予防教育により未然防止に取り組むことが必要です。

(交際相手からの暴力)

- 2022年の県民意識調査によると、交際相手（配偶者となった相手以外）から暴力を受けた経験は、交際相手がいたと答えた人575人中116人（20.2%）、このうち女性は329人中87人（26.4%）となっています。配偶者間だけでなく、交際相手からの暴力が起きている現状があります。

将来、新たな被害者・加害者を生み出さないためにも、若年者に向けた啓発をさらに推進していくことにより、未然防止に取り組むことが必要です。

(性犯罪・ストーカー行為等の発生)

- 性犯罪やストーカー行為等の被害者は、暴力により大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に大きな傷を負う場合もあります。また、売買春や人身取引についても、人間の尊厳を傷つけ、人権を侵害するものであり、決して許されるものではありません。被害者への適切な対応を行うとともに、こうした犯罪を許さない社会づくりが必要です。
- アダルトビデオへの出演強要問題や若年女性の性を売り物とするいわゆる「JKビジネス」によって、若年女性が性犯罪の被害者になる事例が発生しています。「AV出演被害防止・救済法」が成立するなど法整備が進められていますが、この問題による被害の防止に向けた取組を進める必要があります。
- 性別や年齢を問わず、個人を性的ないし暴力行為の対象としてとらえた性・暴力表現は、人権侵害になるものもあり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。こうした観点から啓発を行うとともに、提供側のメディアにおける自主規制等の対策が取られるよう、理解と協力を求める必要があります。

(インターネット上の人権侵害)

- インターネット上であっても、男女を問わず暴力は重大な人権侵害です。インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないように、正しいインターネットの使い方、人権に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していく必要があります。

(セクシュアル・ハラスメントの防止)

- セクシュアル・ハラスメントは、男女を問わず対象となった個人の名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害し、能力発揮を妨げるとともに、生活への深刻な影響を与えるものであり、社会的に許されない行為です。

働く場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する事業主等の認識を高め、防止対策の徹底を図るため、企業等への周知啓発が必要です。また、働く場以外のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止についても、対策が必要です。

【施策の方向】

男女の人権の尊重や性の尊重など暴力の予防と根絶に向けた社会の認識の徹底を図り、男女共同参画を阻害する暴力の根絶に対する取組の充実を図ります。

【主な取組】

①思春期からの暴力予防教育の充実 **重点事項5**

- ・暴力を未然に防止するため、中学生、高校生、大学生等、若年者に対する予防啓発活動を行うとともに、若年者への教育に携わる者及び保護者等への啓発により、地域や家庭においても理解や協力が得られるよう働きかけます。また、教育関係機関に対し、暴力の予防につながる人権教育や男女平等教育の充実を働きかけます。
- ・「岐阜県青少年健全育成条例」の趣旨を踏まえ、性や暴力表現を扱った出版物等の取り扱いなどについて適切に対応するとともに、関係業者の自主的な取組の促進等を図り、青少年を健全に育む社会環境づくりを推進します。
- ・学校教育において、インターネット上のSNSをはじめ様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成します。また、PTAとの連携を図り、家庭への啓発等にも努めます。

②配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援の推進 **重点事項5**

- ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画並びに岐阜県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）」に基づき、DVの防止及び被害者支援のための施策を推めます。
- ・住民の身近な相談窓口として重要な役割を担う市町村をはじめとする関係機関との連携を強化し、支援体制が整備されるよう働きかけます。

③性犯罪・ストーカー行為等の防止 **重点事項5**

- ・性犯罪等の防止と相談しやすい体制等の充実を図るとともに、性犯罪・性暴力に対し厳正に対処します。
- ・ストーカー事案については、被害者からの相談、申出を受けて、ストーカー規制法等に基づく指導取締りを推進し、被害の防止を図ります。
- ・地域における防犯対策を強化していくため、地域安全情報の提供や防犯機器の貸し出し、相談等による指導、助言等を積極的に行っていきます。
- ・被害者からの相談や事情聴取等に当たっては、その精神状態等に十分に配慮し、被害者が安心して支援を受けることができるよう、体制を整えます。

④セクシュアル・ハラスメントの防止 **重点事項5**

- ・職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に取り組み、万が一問題が発生したときも適切に対応がなされるよう、国の関係機関と連携し、周知・啓発等に取り

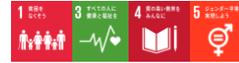
組みます。

- ・教育の場、スポーツ・文化芸術等における指導、医療・社会福祉などの施設等、様々な場面におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を促進します。

⑤人権尊重意識の高揚のための普及・啓発活動等の充実 重点事項5

- ・「岐阜県人権施策推進指針」に基づき、県民、事業者等の人権尊重意識を高めるため、様々な機会を通して人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進します。
- ・性別を理由とする差別や人権侵害等について、相談体制の充実を図ります。
- ・女性に対する暴力を許さない社会づくりのため、「女性に対する暴力をなくす運動」や「岐阜県男女共同参画推進強調月間」などを通じて、広報・啓発活動を推進します。また、女性に対する暴力の被害者救済のため、相談窓口の周知等、各種の広報活動等を行います。

(2) 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備



【現状と課題】

(貧困等生活上の困難に直面する人への対応)

- 単身世帯の増加、雇用・就業構造の変化等の中で、貧困等生活上の困難について幅広い層への広がりが見られます。ひとり親家庭や子ども、若者、高齢者、障がい者など、生活上の困難に直面する人が安心して暮らすことができるよう相談体制の充実や自立に向けた支援が必要です。特にひとり親家庭では、父子家庭に比べて母子家庭の収入が低い傾向にあります。

こうした状況に対応し、貧困等生活上の困難を防止するためにも、女性が働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、男女共同参画の視点から就業・生活面の環境づくりが必要です。

一方、父子家庭においても、仕事と家庭との両立ができるよう、生活支援など各種支援制度の周知を図っていく必要があります。

生活上の困難に直面する人々への支援を推進していくとともに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るための取組も必要です。

(複合的に困難な状況に置かれている人への対応)

- 女性を中心に抱える課題は生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、孤独・孤立対策といった視点も含め、多様かつ包括的な支援を提供する必要があります。
- 性的指向や性自認に関すること、高齢者、障がいがあること、外国人であること、同和問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

【施策の方向】

男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況を抱えた人が安心して暮らせる環境整備を進めます。

【主な取組】

① 貧困等生活上の困難に直面する人への自立支援 **重点事項5**

- ・ 経済的援助、生活援助、就業支援等を通し、ひとり親家庭や子ども、若者、高齢者、障がい者など、貧困等生活上の困難に直面する人の自立と生活の安定・向上を図ります。

② 複合的に困難な状況に置かれている人に対する支援 **重点事項6**

- ・ 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画並びに岐阜県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）」に基づき、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進します。
- ・ 「岐阜県人権施策推進指針」の分野別施策の推進に基づき、人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進します。
- ・ 高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けることができ、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「岐阜県高齢者安心計画」に基づく各種施策を推進します。
- ・ 障がい者施策を総合的に推進していくために策定した「岐阜県障がい者総合支援プラン」に基づき各種施策を推進していくことにより、障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます。
- ・ 「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針」に基づき、県内の在住外国人を地域社会を構成する「外国人県民」として認識し、県民がお互いの文化や考え方を尊重しながら、円滑にコミュニケーションを図ることにより、「すべての県民が働きやすく、暮らしやすい地域社会（多文化共生社会）」の実現を目指します。
- ・ 性的指向や性自認を理由に差別が行われたりすることのないよう、性の多様性についての正しい知識の普及や理解に向けた啓発等を行うとともに、当事者やその関係者に対する相談体制の充実を図ります。また、多様なパートナーシップの関係にある人々が暮らしやすい社会づくりを進めます。
- ・ 孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することで、本来の力を発揮しながらキャリアを継続できるよう、NPO等の知見を活かしてきめ細かく支援します。

(3) 生涯を通じた健康支援



【現状と課題】

(人生100年時代を見据えた健康づくり)

- 男女ともに健康寿命は延びていますが、平均寿命と健康寿命との差は、男性8.82歳、女性11.33歳となっています。人生100年時代を見据え、更なる活躍や健康寿命の延伸を目指し、男女ともに若い時期からのヘルスリテラシーの向上を図るとともに、性差や年代に応じた生涯を通じた健康づくりへの支援が必要です。

(男女の身体的特質に配慮した健康づくり)

- 女性も男性も、各人が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。

そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくことが必要です。

特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに配慮する必要があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点が重要です。

- 予期せぬ妊娠や性感染症の実態を踏まえ、生涯を通じて安心した性生活をはじめ、健康な生活を営むことができるよう、早い段階から性に関する正しい知識や情報を持つことが必要です。

(性差医療の推進)

- 男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするために、健康教育、相談体制を確立するとともに、性差医療の推進が必要です。

女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるようにしていく必要があります。

特に、乳がんと子宮頸がんは、5年相対生存率が高く、早期発見のために検診受診率の向上が重要です。

(治療と仕事との両立)

- 女性の就業率の上昇や医療技術の進歩等により、男性だけでなく女性も何らかの疾病を抱えながら働く人が増えています。乳がんと子宮頸がんの罹患数が高くなる20~40代は働き盛り世代であり、罹患者本人にとっても企業にとっても、治療と仕事の両立が重要な課題となっています。

- 晩産化等を背景に、不妊治療を希望する男女が増えており、不妊治療は長期にわたる場合や、頻繁な通院が必要な場合もあり、治療の予定を立てることが困難であることから、治療と仕事の両立が重要な課題となっています。

(女性アスリートの健康維持)

- 女性アスリートの活躍が進む一方で、女性アスリートの選手生命に大きな影響を及ぼす「女性アスリートの三主徴」(利用可能エネルギー不足・運動性無月経・骨粗しょう症)など、女性特有の課題や妊娠・出産等のライフイベントによる競技スポーツからの離脱が課題となっています。

【施策の方向】

男女が生涯にわたり自立し、安心して生活を送るための基礎となる健康づくりを推進します。

【主な取組】

①健康寿命延伸のための生涯を通じた心身の健康づくり 重点事項7

- ・生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、女性特有のがん等の疾患や、休養、ストレス対処、うつ等の早期発見対応など、性や年代に応じた健康支援を充実します。
- ・各ライフステージにおける女性特有の健康課題など、女性の健康増進に関する啓発冊子を作成するとともに、産婦人科医による啓発セミナーを開催します。
- ・男女がその健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立します。
- ・「岐阜県高齢者安心計画」を着実に推進し、高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けることができるよう、高齢者の社会参加・生きがいづくりを支援するとともに、介護予防を推進します。
- ・「岐阜県障がい者総合支援プラン」に基づき、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、障がい者の社会参加を進めるための支援、日常生活を支える福祉サービスのさらなる充実等を図ります。
- ・男女問わず、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を送るための能力を育てていくため、食育に関する施策を推進します。
- ・女性アスリートが抱える女性特有の医学的課題に対する相談窓口の確保や競技力の向上に向けた指導者の養成など、女性アスリートの健康維持や競技力の向上に向けた取組を支援します。

②保健医療体制の整備

- ・性に関する問題を重要な人権問題の一つとしてとらえるよう、幼年期から老年期に至るまでの様々な場において、性に関する啓発・教育・相談機能を充実させます。
- ・エイズ・性感染症の予防に関する知識の普及・啓発に取り組むほか、相談や検査等

の体制充実を図ります。また、学校教育における、児童・生徒の発達段階に応じた性に関する指導を推進します。

- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を踏まえ、性差に応じた的確な医療である性差医療を推進します。
- ・「岐阜県保健医療計画」等を着実に進め、県民の心身の健康づくりのため、効果的な健康政策を進めます。
- ・乳がんと子宮頸がんについて、がん検診の受診率の向上のための効果的な受診勧奨や普及啓発、受診しやすい環境整備を推進します。
- ・関係機関と連携し、がん患者の離職の防止や、再就職のための就労支援を推進します。
- ・不妊に関する様々な悩みや相談に応じられるよう、相談体制の充実を図ります。

③母子保健・医療の充実

- ・広域的な母子保健事業の実施体制づくりを進め、変化する社会情勢や住民ニーズに対応した質の高い母子保健事業を推進します。

(4) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進



【現状と課題】

(男女共同参画の視点に立った防災対策)

- 近年、気候変動による気象災害のリスクが増大しています。大規模災害の発生は、すべての人の生活に甚大な影響をもたらしますが、特に女性や子供、高齢者など弱い状況にある人がより多くの影響を受けることが指摘されています。本県の人口の半分以上が女性であることから、女性に十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が不可欠です。
- 非常時には、固定的な性別役割分担意識により、家事・育児・介護負担が女性に集中するとともに、DVや性被害・性暴力が発生するなど、男女共同参画の課題が顕在化する懸念があります。そのため、平常時からの防災対策において男女共同参画の視点を取り入れることが重要であり、女性は防災の「主要な担い手」という認識の元、防災に関する政策・方針決定過程や、防災の現場における女性の参画拡大を推進する必要があります。

(男女のニーズの違い等に配慮した防災対策)

- 災害から受ける影響やニーズは男性と女性で異なることを認識し、女性をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進する必要があります。特に避難所における安全・安心を確保するため、トイレや休養室など女性専用スペースの確保等、女性や要配慮者に配慮した避難所環境を整備する必要があります。

【施策の方向】

男女共同参画の視点に立って多様な価値観や発想を取り入れるため、防災分野における女性の参画を促進するとともに、男女のニーズの違い等に配慮した防災対策を推進します。

【主な取組】

①防災に関する意思決定や現場での女性の参画拡大 **重点事項8**

- ・ 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。
- ・ 消防団への女性の入団など、消防防災活動の現場への女性の参画を推進します。

②男女のニーズの違い等に配慮した防災対策の推進 **重点事項8**

- ・ 避難所運営、被災者支援等における意思決定の場への女性の参画を推進します。
- ・ 防災分野における男女のニーズの違い等に配慮した防災対策に取り組みます。
- ・ 「岐阜県避難所運営ガイドライン」に基づき、女性や要配慮者の視点を反映させた避難所運営に取り組む市町村を支援します。

3 未来の礎となる男女共同参画社会の基盤づくり

【めざす姿】

男女平等に根ざす教育が、家庭、学校、地域等において行われ、自らの希望するライフスタイルを選択する際に性別が障害となることのないよう、男女が共に必要な知識等を身につけ、自己の能力を開発、向上させていくことができる環境を目指すとともに、固定的な性別役割分担意識の解消や魅力的な働く場の創出等により、女性・若者に選ばれる地域を目指します。

(1) 多様な生き方の選択を可能にする教育・学習の充実



【現状と課題】

(男女平等意識の浸透)

- 2022年の県民意識調査によると、社会全体における男女の地位の平等感において「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は74.1%である一方、「男女の地位が平等」と感じているのは14.3%に留まっています。性別でみると、女性の方が男性優遇の意識が高く、年代別でみると、男性は差がないものの、女性は年齢が進むほど男性優遇の意識が高くなっています。
また、男女が社会のあらゆる分野でさらに平等となるために重要なことは「偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりの改善」と回答した人は39.8%と最も高く、前回調査と比較すると、12.9%高くなっています。
- 男女共同参画社会の形成には、家庭、職場、学校、地域など社会生活のあらゆる場面で、男女が対等な立場で、その個性と能力を十分に発揮し、共に責任を果たしていくことが重要です。

(生涯を通じての男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実)

- 男女共同参画社会の形成のためには、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場における男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実が重要です。そのためには、幼稚園、小・中・高等学校、大学、専門学校等の各段階において人権尊重を基本とする男女平等教育の充実が必要です。
- 特に、次代を担う子どもたちが、健やかに、個性と能力を発揮できるように育てていくためにも、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見据えた自己形成ができるよう取組を進める必要があります。
- また、女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力を付けるため、生涯にわたる学習機会を充実させ、女性の社会参画を推進する必要があります。

(科学技術・学術分野における男女共同参画の推進)

- 科学技術・学術分野においては、女性の参画状況は十分とは言えず、多様な視点

や発想を確保し、研究活動の活性化によって新たな知見を創出するためには、女性研究者の登用及び活躍の促進、女子学生・生徒の理工系分野への進路選択の支援などが必要です。

【施策の方向】

男女共同参画の視点に立った考え方や行動を幼い頃から身につけるため、家庭、学校、地域などにおいて男女共同参画社会の形成を目指した教育・学習の機会の充実を図ります。

【主な取組】

①学校等における男女平等教育の推進 **重点事項10**

- ・「岐阜県教育ビジョン」に基づき、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等や相互理解の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図り、教育活動全体を通じて、個人の尊厳と男女平等に関する教育・学習を進めます。
- ・幼稚園、小・中・高等学校、大学、専門学校等の教育現場において、男女平等教育が推進されるよう働きかけます。
- ・男女平等教育の推進のための知識や人権意識の向上を図るため、学校長をはじめとする教職員が男女共同参画を理解し、男女共同参画意識を高めることができる研修を充実します。
- ・男女共に固定的な性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方の選択を可能とし、主体的に職業選択や生活設計（就業を中断することによる生涯賃金・年金への影響や就労継続のメリット等の理解）ができるようにするため、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導や就職指導を行います。
- ・高校生や大学生など若年層に対する、ライフイベントを視野に入れたキャリア教育を支援します。
- ・児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育の充実を図り、自立を促し、職場体験やインターンシップの活動を通じて勤労観・職業観の育成を図ります。

②家庭、地域における男女平等教育の推進 **重点事項10**

- ・広報・啓発活動を通じて、家庭、地域における男女平等教育の推進を図ります。
- ・生涯を通じて男女共同参画の意識が高められるよう、学習機会の充実や学習情報の提供に努めます。
- ・男女共同参画社会を実現するための課題解決に向けた情報を収集し、提供します。
- ・男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、男女共同参画の視点に立った家庭教育に関する学習の機会を保護者に対して提供します。

- ・家庭・地域活動における男女共同参画を支える地域ネットワークの構築など地域活動の担い手となる人材を育成していきます。
- ・男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、個人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択できるよう生涯学習の充実や学習情報の提供に努めます。

③科学技術・学術分野における男女共同参画の推進

- ・科学技術・学術分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。
- ・女子学生・生徒の理工系分野への関心、理解を高めるため、県内大学と連携して、女性研究者等のロールモデルの紹介など、進路選択の支援をします。

(2) 若者に選ばれる地域づくり



【現状と課題】

(県内への定着促進)

- 2022年の県人口動態統計調査によると、男女・年齢別の転入転出差は15～29歳の転出者数が多く、20～29歳では特に女性が多い状況です。県内大学生への聞き取りでは、若者の県外流出の要因として、魅力的な働く場や都会への憧れなどに加えて、「都市部に住みたい、地元を離れたい」、「地元でやりたい仕事がない」、「コミュニティが狭く出たいと思った」といった意見があります。また、2020年の内閣府の調査によると、地方圏出身の20～30代が地元に戻らない理由として、「仕事がないこと」の他に、「コミュニティが狭すぎる」と等が挙げられています。
このように人口流出の背景にある要因の一つとして、地方では、根強い固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、若者の意見が反映されにくく、活躍の場が見いだせないことや、企業経営者や管理職等の理解が足りず若者にとってやりがいを感じられず働きにくい環境であることなども考えられます。このため、若者に選ばれる地域づくりに向けた取組が必要です。
- 持続可能な社会の実現に向け、男女にとってやりがいや十分な所得が得られる多様な魅力的な働く場の創出、起業への支援等を行う必要があります。
- 進学時、就職時の県外流出など、男女の県外流出による本県経済の活力低下について危機感を共有し、男女の県内就職・定着の拡大に向けた支援を強化する必要があります。
- 男女共に、ライフステージに応じて、仕事と家庭を両立しながら、その能力を十分に発揮できる職場環境づくりを推進する必要があります。
- 子どもたちがふるさとの自然や文化等をよく知り、また、自らがふるさとで活躍していく将来像を描けるようにするため、地域や地元企業等と連携し、段階に応じたふるさと教育を引き続き展開していく必要があります。

(県内への転入促進)

- 新型コロナウイルス感染症を経て、テレワークの導入やオンラインの活用が進んだことにより、地方移住への関心が高まっています。誰もが自らの意思によりライフスタイルを選択できるよう、移住関連情報を一元的にまとめたポータルサイト等での情報発信、三大都市圏での移住相談対応やセミナーの実施により、移住を促進する必要があります。

【施策の方向】

持続可能な社会の実現に向けて、十分な所得とやりがいと得られる仕事ができ、安全・安心に暮らすことができる、女性・若者に選ばれる地域づくりを目指します。

【主な取組】

①県内定着に向けた地域の魅力づくり **重点事項9**

- ・女性・若者にとって暮らしやすい岐阜県づくりのために、やりがいや十分な所得が得られる多様で魅力的な働く場の創出に取り組みます。
- ・県内企業の魅力発信機会の創出と学生等の県内企業への理解を深めることにより、県内就職の促進を図ります。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進と女性が活躍できる環境整備に努めます。
- ・様々な分野で個性や能力を発揮しながら起業・創業ができるよう支援します。
- ・ふるさとに誇りと希望を持ち、未来を自ら創り上げ、地域や社会で活躍する人を育む教育の充実に努めます。

②県内に呼び込むための受け皿づくり **重点事項9**

- ・UIターン促進のための情報提供や受け入れ態勢の充実に努めます。
- ・居住地以外の地域や地域の人々と多様にかかわる関係人口の創出・拡大を図ります。

(3) きめ細やかな広報・啓発の展開



【現状と課題】

(男女共同参画の理解の促進)

- 男女共同参画社会の実現を阻害する要因として、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があります。

このような意識は時代とともに変化するものの、いまだに根強く残っていることから、男女共同参画に関する理解を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開することが必要です。

(男性にとっての男女共同参画の推進)

- 男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であり、男性もより暮らしやすくなるものであることについての理解が不可欠です。また、男性自身の男性に関する固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制等働き方の見直しにより、家事・育児・介護等への参画の推進が必要です。

(企業等における男女共同参画の推進)

- 仕事優先の組織風土を変え、長時間労働の抑制等働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消のため、企業経営者や管理職等に対し広報・啓発活動を展開することが必要です。

大企業に限らず中小企業においても、また、正規雇用者に限らず非正規雇用者においても、ワーク・ライフ・バランスの普及が重要です。

(定期的な実態把握、情報収集・提供)

- あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させ、また、市町村等における取組を支援するために、県民の意識や男女を取り巻く状況を定期的に把握するとともに、男女共同参画に関する情報の収集に努め、県民等に提供することが必要です。

【施策の方向】

男女共同参画に関する認識を深めるため、様々な機会や媒体を活用して、広報・啓発活動を行います。

本県の男女共同参画の現状を把握し施策に反映させるため、定期的の実態調査を行うとともに、男女共同参画に関する情報の収集・提供に努めます。

【主な取組】

①男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進 **重点事項10**

- ・社会的性別（ジェンダー）に基づく無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気づきを幅広く県民に促し、解消に向けた行動につなげるための普及・啓発活動を推進します。
- ・男女共同参画に関する認識を深め、社会的性別（ジェンダー）の視点についての正しい理解や、男女共同参画に関わる諸問題についての理解を深めることができるよう、様々な媒体を有効に活用して、積極的に広報・啓発活動を実施します。
- ・「岐阜県男女共同参画推進強調月間」や「男女共同参画週間」など様々な機会を通じて、男女共同参画意識の高揚を図ります。
- ・刊行物の作成など、県からの情報発信時には、男女共同参画の視点に立って情報発信を行います。
- ・男女共同参画・女性の活躍支援センターを拠点として、男女共同参画に関する相談

体制の充実や県民、各種団体等への広報・啓発活動を行います。

- ・男女共同参画推進サポーターの活動を支援し、地域でのきめ細やかな普及・啓発活動を推進します。
- ・男女ともに男女共同参画に関する意義や固定的な性別役割分担意識の解消のための広報・啓発を行います。
- ・長時間労働の抑制、育児休業の取得等働き方の見直しやライフスタイルに応じた多様な働き方の意識啓発を行います。
- ・男女ともに、家事・育児・介護等に積極的に参画することを重視した広報・啓発活動を実施します。
- ・仕事優先の組織風土や働き方の見直しが進むよう、企業経営者や管理職等に対する意識啓発を行います。
- ・女性の登用を働きかけるなど女性が積極的にあらゆる分野に参画できるよう働きかけます。
- ・先進的な取組事例の情報提供により、企業における男女共同参画に向けた取組を促進します。

②男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進

- ・本県における男女共同参画の現状を把握し施策に反映させるため、県民の男女共同参画に関する意識などについて、定期的・継続的に実態調査を行います。
- ・男女共同参画に関する情報を定期的に収集し、インターネットの活用などにより、県民や関係団体等に提供します。

SDGs一覽



第5章 計画の推進体制と役割分担

1 推進体制

県、市町村、事業者その他の団体等が緊密に連携し、男女共同参画社会形成のための施策・対策を一体的に推進していくため、以下の体制の下に取組を進めます。

- * 「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会」の意見聴取
- * 「岐阜県男女共同参画社会づくり推進本部」による施策の総合的・体系的な実施
- * 「岐阜県職員男女共同参画推進員」の活用による男女共同参画の視点を反映させた事業の実施

さらに、働く場における女性の活躍推進については、本県における女性活躍の推進主体として、県内経済団体のトップや活躍する女性、関係行政機関等で構成する「清流の国ぎふ女性の活躍推進会議」と連携して取組を進めます。

2 役割分担

◆ 県

様々な分野にわたる施策を結びつけ、総合的かつ計画的に施策を推進するとともに、市町村、事業者その他の団体等の取組を支援します。

◆ 市町村

住民にとって一番身近な自治体として、地域の実情に応じた取組を推進します。

◆ 男女共同参画推進サポーター

男女共同参画についての関心と理解を深めるための活動を行うとともに、県が行う男女共同参画を進めるための施策に協力します。

◆ 事業者、団体、NPO等

県や市町村等関係機関と連携を図り、男女共同参画の視点を持って活動を展開します。

◆ 県民

日常生活（家庭、職場、地域）において、次代を担う子どもたちの良き模範としての男女共同参画の実践をします。

第6章 指標

1 目標数値

(計画推進のため、達成に向けて取り組む目標として数値等を設定するもの)

◆政策の柱 1 男女がともに活躍できる社会づくり

項目	目標数値	目標年度	現状
女性委員の参画率が40%~60%である 県の審議会等の割合	90%	2028年度	79.5% (2023年4月1日)
市町村の審議会等における女性委員の 参画率	50%	2028年度	31.2% (2022年)
管理的職業従事者に占める女性の割合	15%	2025年度	13.0% (2020年)
岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進 エクセレント企業認定数	300社	2028年度	182社 (2022年)
週労働時間60時間以上の男性雇用者 の割合	5%	2027年度	8.1% (2022年)
女性就業者に占める「正規の職員・従 業員」の割合(25~44歳)	55%	2025年度	49.9% (2020年)
家族経営協定締結数	710件	2025年度	653件 (2022年)
6歳未満の子どもがいる夫の家事・育 児・介護等に携わる時間	1日当たり 130分	2026年度	1日当たり 106分 (2021年)
「家庭や地域活動と仕事を両立」を希 望する人の割合と実際両立している人 との割合の差	10ポイント	2027年度	18.8ポイント (2022年)
男性の育児休業取得率	50%	2028年度	36.6% (2023年)

◆政策の柱 2 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

項目	目標数値	目標年度	現状
DV予防教育の受講者数（累計）	15,000人	2024～28年度	10,089人 (2019～22年)
生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象とした子ども食堂を実施・支援する市町村数	30市町村	2027年度	17市町 (2022年)
健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均)	平均寿命の増加分を上回る「健康寿命」の増加	2025年度	男性73.08年 女性76.18年 (2019年)
乳がん検診受診率 (40～69歳女性)	60%	2027年度	46.9% (2022年)
子宮頸がん検診受診率 (20～69歳女性)	60%	2027年度	41.5% (2022年)
女性消防団員数	850人	2027年度	606人 (2023年)

◆政策の柱 3 未来の礎となる男女共同参画社会の基盤づくり

項目	目標数値	目標年度	現状
将来就きたい仕事や夢について考えさせた学校の割合	小学校：100% 中学校：100%	2028年度	小学校：86.2% 中学校：96.7% (2022年)
県内高校生及び県出身大学生の県内就職率	66%	2027年度	54.0% (2021年)
移住者数（累計）	8,000人	2024～28年度	1,531人 (2022年)
「家事の主な役割分担」が「夫婦平等」または「家族全員」の割合	35%	2027年度	25% (2022年)
社会全体としての男女の地位の不平等感（得点化したもの）※1	△0.70点※2	2028年度	△0.89点 (2022年)

※1：得点化の方法

選択肢の回答者数に次のとおりの得点を乗じ、無回答を除いた回答者数で除した値を得点とした。

「男性の方が非常に優遇されている：-2」「どちらかといえば男性の方が優遇されている：-1」

「平等である：0」

「どちらかといえば女性の方が優遇されている：+1」「女性の方が非常に優遇されている：+2」

※2：将来的に男女平等である0点を目指しますが、現状より平等感を改善する趣旨で目標値を設定します。

2 参考項目

(男女共同参画推進の状況把握のための参考とする項目)

項目	単位	現状		資料出所等
政策の柱 1 男女がともに活躍できる社会づくり				
1 審議会等の状況				
・女性委員の参画率が40.0～60.0%である 県の審議会等の割合	%	2023	79.5	男女共同参画・ 女性の活躍推進課
・県の審議会等における女性委員の参画率	%	2023	45.3	
・県の審議会役員における女性委員の参画率	%	2023	15.3	
・女性委員のいない県の審議会等数	—	2023	1	
・市町村の審議会等における女性の参画率	%	2022	31.2	内閣府男女共同 参画局調査
2 管理的職業従事者に占める女性の割合	%	2020	13.0	総務省「国勢調査」
・岐阜県職員の管理職に占める女性の割合	%	2022	17.8	内閣府男女共同 参画局調査
・市町村職員の管理職に占める女性の割合	%	2022	16.3	
・警察官の女性幹部（警部以上）の数	人	2022	9	警察本部
3 初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合				
・校長に占める女性の割合（小学校）	%	2022	29.8	文部科学省 「学校基本調査」
・副校長・教頭に占める女性の割合（小学校）	%	2022	45.2	
・校長に占める女性の割合（中学校）	%	2022	10.2	
・副校長・教頭に占める女性の割合（中学校）	%	2022	16.9	
・校長に占める女性の割合（高等学校）	%	2022	8.4	
・副校長・教頭に占める女性の割合（高等学校）	%	2022	12.7	
・校長に占める女性の割合（特別支援学校）	%	2022	36.4	
・副校長・教頭に占める女性の割合（特別支援学校）	%	2022	32.3	
4 女性公務員の状況				
・岐阜県職員採用試験からの採用者に占める女性の割合	%	2023	49.7	人事課
・警察官採用試験からの採用者に占める女性の割合	%	2022	27.1	警察本部

項目	単位	現状		資料出所等
・教員採用試験からの採用者に占める女性の割合	%	2023	56.8	教育委員会
・岐阜県職員に占める女性の割合	%	2023	32.4	人事課
・地方警察官に占める女性の割合	%	2022	10.7	警察本部
・教員に占める女性の割合				
小学校	%	2022	64.6	文部科学省 「学校基本調査」
中学校	%	2022	41.0	
高等学校	%	2022	33.3	
特別支援学校	%	2022	66.2	
5 女性活躍推進法に基づく推進計画を策定した市町村数	市町村	2022	34	男女共同参画・女性の活躍推進課
6 女性の活躍推進に関するセミナー参加者数	人	2022	1,175	男女共同参画・女性の活躍推進課
7 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	%	2022	66.5	男女共同参画・女性の活躍推進課
8 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録状況				
・登録数	社	2022	2,561	男女共同参画・女性の活躍推進課
・新規登録数	社	2022	111	
・企業の総数に占める割合	%	2022	2.9	
9 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定数	社	2022	182	男女共同参画・女性の活躍推進課
10 「早く家庭に帰る日」を実施している岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業数（ノー残業デーを含む）	企業	2022	1,749	男女共同参画・女性の活躍推進課
11 男女共同参画に関するセミナー参加者数	人	2022	239	男女共同参画・女性の活躍推進課
12 労働時間の状況（事業所規模30人以上）				
・男性	時間	2022	163.7	厚生労働省「毎月勤労統計調査」
・女性	時間	2022	130.4	
13 週労働時間60時間以上の男性雇用者の割合	%	2022	8.1	総務省「就業構造基本調査」
14 年次有給休暇取得率	%	2023	68.4	男女共同参画・女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」

項目	単位	現状		資料出所等
15 女性の労働力率				
・15～64歳	%	2020	74.5	総務省「国勢調査」
・25～44歳	%	2020	81.2	
・女性就業者（雇用者）に占める正規職員の割合（25～44歳）	%	2020	49.9	
16 再雇用制度普及率	%	2023	30.2	男女共同参画・女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」
17 女性が職業に就くことについて				
・「子どもができてでも職業を続ける方がよい」	%	2022	46.2	男女共同参画・女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」
・「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい」	%	2022	25.4	
18 育児休業制度普及率	%	2023	93.5	男女共同参画・女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」
19 育児支援体制の状況				
・フレックスタイム制度	%	2023	15.8	男女共同参画・女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」
・時差出勤制度	%	2023	27.6	
・所定外労働をさせない制度	%	2023	52.4	
20 介護休業制度普及率	%	2023	90.0	男女共同参画・女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」
21 介護支援体制の状況				
・所定労働時間を短縮する制度	%	2023	43.3	男女共同参画・女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」
・フレックスタイム制度	%	2023	12.1	
・時差出勤制度	%	2023	22.4	
・所定外労働をさせない制度	%	2023	47.1	
22 低年齢児（0～2歳）の保育所利用割合	%	2022	29.1	子育て支援課
23 保育所と入所児童数				
・保育所数 （保育所＋幼保連携型認定こども園）	箇所	2022	415	子育て支援課
・入所者数 （保育所＋幼保連携型認定こども園）	人	2022	35,041	

項目	単位	現状		資料出所等
24 一時保育を実施している保育所数（保育所＋幼保連携型認定こども園）	箇所	2022	264	子育て支援課
25 延長保育を実施している保育所数（保育所＋幼保連携型認定こども園）	箇所	2022	318	子育て支援課
26 休日保育を実施している市町村数（保育所＋幼保連携型認定こども園）	市町村	2022	9	子育て支援課
27 実施主体が市町村である病児保育事業所数	箇所	2023	65	子育て支援課
28 地域子育て拠点施設の設置数	箇所	2022	183	子育て支援課
29 ファミリーサポートセンターを実施している市町村数	市町村	2023	35	子育て支援課
30 放課後児童クラブの設置数（平日）	箇所	2022	552	子育て支援課
31 放課後児童クラブ登録者数	人	2022	16,869	子育て支援課
32 放課後児童クラブの待機児童数	人	2022	7	子育て支援課
33 介護職員数	人	2021	32,661	高齢福祉課
34 特別養護老人ホーム定員数	人	2021	11,753	高齢福祉課
35 65歳以上の者が居住する住宅のバリアフリー化率	%	2018	44.4	総務省「住宅・土地統計調査」
36 次世代育成支援法に定める一般事業主行動計画を策定し次世代育成支援に取り組む中小企業数(常時雇用労働者100人以下)	企業	2022	845	厚生労働省雇用環境・均等局調査
37 女性活躍推進法に定める一般事業主行動計画を策定し女性活躍推進に取り組む中小企業数(常時雇用労働者300人以下)	企業	2022	631	厚生労働省雇用環境・均等局調査
38 所定内給与額の状況				
・男性	円	2022	319,900	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
・女性	円	2022	237,300	
39 家族経営協定締結数	件	2022	653	農業経営課
40 認定農業者に占める女性の割合	%	2022	3.8	農業経営課
41 農業協同組合の役員に占める女性の割合	%	2022	14.4	農業経営課
42 農業委員会に占める女性の割合	%	2022	12.3	農業経営課
43 自治会長に占める女性の割合	%	2022	5.1	内閣府男女共同参画局調査

項目	単位	現状		資料出所等
44 単位PTA（小中学校）における女性会長の割合【全国数値】	%	2022	17.4	内閣府男女共同参画局調査
45 地域社会活動に参加していない人の割合	%	2022	31.2	男女共同参画・女性の活躍推進課
46 地域社会活動に参加していない女性の割合	%	2022	33.1	「男女共同参画に関する県民意識調査」
47 6歳未満の子供がいる夫の家事・育児・介護等に携わる時間（1日当たり）	分	2021	106	総務省「社会生活基本調査」
48 「家庭や地域活動と仕事を両立」を希望する人の割合と実際両立している人の割合の差	ポイント	2022	18.8	男女共同参画・女性の活躍推進課 「男女共同参画に関する県民意識調査」
49 育児休業取得率				
・男性	%	2023	36.6	男女共同参画・女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」
・女性	%	2023	96.4	
・県男性職員	%	2022	75.6	人事課
・県女性職員	%	2022	100.0	
・市町村男性職員	%	2021	22.7	総務省「地方公共団体の勤務条件に関する調査」
・市町村女性職員	%	2021	100.0	
・教員男性	%	2022	13.5	義務教育課 高校教育課
・教員女性	%	2022	100.0	
50 育児休業を1か月超以上取得した人の割合				
・男性	%	2023	35.8	男女共同参画・女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」
・女性	%	2023	99.7	
政策の柱 2 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり				
1 DV予防教育の受講者数	人	2019 ～22	10,089	子ども家庭課
2 県女性相談センターの相談件数	件	2022	3,232	子ども家庭課
3 県配偶者暴力相談センター相談件数	件	2022	1,228	子ども家庭課
4 市町村配偶者暴力相談件数	件	2022	1,937	子ども家庭課
5 一時保護者数	人	2022	86	子ども家庭課
6 DV防止法に基づく一時保護者数	人	2022	53	子ども家庭課

項目	単位	現状		資料出所等
7 配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	市町村	2022	0	子ども家庭課
8 DV防止協議会設置市町村数	市町村	2022	31	子ども家庭課
9 配偶者から暴力を受けたときに相談しなかった人の割合	%	2022	60.9	男女共同参画・女性の活躍推進課 「男女共同参画に関する県民意識調査」
10 性犯罪の状況				
・ 不同意性交等罪（旧「強制性交等罪」及び「強姦罪」）女性被害者数	人	2022	11	警察本部 「犯罪統計」
男性被害者数	人	2022	0	
検挙件数	件	2022	16	
検挙人員	人	2022	17	
・ 不同意わいせつ罪（旧「強制わいせつ罪」）女性被害者数	人	2022	29	
男性被害者数	人	2022	2	
検挙件数	件	2022	25	
検挙人員	人	2022	17	
11 ストーカー行為の状況				
・ 相談件数（ストーカー認知件数及びストーカーに至らない恋愛感情等に起因するトラブルを含む）	件	2022	823	警察本部
・ 女性被害者数	人	2022	718	
・ 男性被害者数	人	2022	105	
12 セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合	%	2022	11.5	男女共同参画・女性の活躍推進課 「男女共同参画に関する県民意識調査」
13 男女共同参画・女性の活躍支援センターの男性専門電話相談件数	件	2022	54	男女共同参画・女性の活躍推進課
14 男女共同参画・女性の活躍支援センターのLGBT 専門電話相談件数	件	2022	39	
15 生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象とした子ども食堂を実施・支援する市町村数	市町村	2022	17	子ども家庭課
16 生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援事業を実施・支援する市町村数	市町村	2022	29	子ども家庭課

項目	単位	現状		資料出所等
17 ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	%	2018	88.7	岐阜県ひとり親 家庭実態調査
18 ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	%	2018	95.4	
19 県内障害者実雇用率	%	2022	2.35	労働雇用課
20 高齢者の労働力率	%	2020	29.1	労働雇用課
21 健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）				
・男性	年	2019	73.08	厚生労働省 厚生労働科学研 究研究班データ
・女性	年	2019	76.18	
22 がん検診受診率				
・乳がん（40～69歳女性）	%	2022	46.9	厚生労働省 「国民生活基礎調査」
・子宮頸がん（20～69歳女性）	%	2022	41.5	
23 成人のスポーツ実施率	%	2022	49.1	地域スポーツ課
24 地域で活動するスポーツ指導者の 有資格者数	人	2022	697	地域スポーツ課
25 母の第1子出産平均年齢	歳	2022	30.2	厚生労働省 「人口動態統計 （確定数）」
26 人工妊娠中絶の総件数				
・20歳未満	件	2022	106	厚生労働省「衛 生行政報告例」
・20～24歳	件	2022	261	
・25～29歳	件	2022	240	
・30～34歳	件	2022	239	
・35～39歳	件	2022	267	
・40歳以上	件	2022	138	
27 消防の状況				
・女性消防団員数	人	2023	606	消防課
・消防吏員に占める女性の割合	%	2022	2.2	
・消防団員に占める女性の割合	%	2023	3.0	
・女性消防団員が在籍する市町村の数	市町村	2023	29	
28 県防災会議の委員に占める女性の割合	%	2023	26.7	危機管理政策課

項目		単位	現状		資料出所等
29	女性等の視点を踏まえたモデル避難所整備市町村数	市町村	2023	6	防災課
政策の柱 3 未来の礎となる男女共同参画社会の基盤づくり					
1	男女共同参画条例を制定している市町村数	市町村	2022	14	内閣府男女共同参画局調査
2	将来就きたい仕事や夢について考えさせた学校の割合	%	2022	小学校 86.2 中学校 96.7	義務教育課
3	看護師に占める男性の割合	%	2020	7.7	厚生労働省「衛生行政報告例（隔年報）」
4	保育士に占める男性の割合	%	2022	3.9	子育て支援課
5	学科別生徒の状況				
	・工業高等学校における女性の割合	%	2022	10.8	文部科学省「学校基本調査」
	・農業高等学校における女性の割合	%	2022	55.4	
6	研究者及び技術者における女性の割合【全国数値】	%	2022	23.7	総務省「科学技術研究調査」
7	県内の10～20歳代女性の転出超過数	人	2022	1,529	岐阜県人口動態統計調査
8	県内高校生、県出身大学生の県内就職率	%	2021	54.0	教育総務課 産業人材課
9	新規企業立地件数（累計）	件	2013～22	205	企業誘致課
10	移住者数（累計）	人	2019～22	6,477	地域振興課
11	男女共同参画推進のための拠点の状況				
	・男女共同参画・女性の活躍支援センターの利用者数	人	2022	2,163	男女共同参画・女性の活躍推進課
	・男女共同参画・女性の活躍支援センターの電話相談件数	件	2022	1,573	
	・男女共同参画・女性の活躍支援センターの専門面接相談件数	件	2022	63	

項目	単位	現状		資料出所等
12 男女の地位の平等感				
・家庭生活	%	2022	37.9	男女共同参画・ 女性の活躍推進課 「男女共同参画に 関する県民意識調査」
・職場	%	2022	33.4	
・地域活動の場	%	2022	34.7	
・学校教育の場	%	2022	55.9	
・法律や制度の上	%	2022	32.3	
・社会通念・慣習・しきたり	%	2022	11.7	
・政治の場	%	2022	12.1	
・社会全体として	%	2022	14.3	
13 性別による固定的な役割分担意識				
・「男は仕事、女は家庭がよい」	%	2022	2.3	男女共同参画・ 女性の活躍推進課 「男女共同参画に 関する県民意識調査」
・「家事の主な役割分担」が「夫婦平等」または「家族」である人の割合	%	2022	25.0	
・社会全体としての男女の地位の不平等感 (得点化したもの)	ポイント	2022	△0.89	

